

**第3次**  
**新座市地域福祉計画**  
**新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画**

平成29年3月

**新座市**  
社会福祉法人新座市社会福祉協議会



## はじめに



本市では、平成19年3月に『支え合い、つながり合い、安心があり、支え合いを支えるまち にいざ』を基本理念とする「新座市地域福祉計画」を「新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」と一体となって策定し、また、平成24年2月には、この理念を引き継ぎ、第2次計画を策定して地域福祉の推進を図ってまいりました。

これまでの取組によりまして、地域の福祉力を高める地域福祉推進協議会について、市内6圏域あるうちの5圏域におきまして設立が進むとともに、近隣自治体に比べ町内会加入率が高い水準にあるなど、地域福祉を支える基盤が着実に向上してまいりました。

一方で、地域コミュニティの希薄化や核家族化の進展による高齢者の孤立死、生活困窮者の自立支援、引きこもりや虐待など、地域福祉の課題はこれまで以上に多岐にわたってきています。

また、平成37年には団塊の世代といわれる方々が75歳以上となることから、身近な地域において住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築が求められています。

国におきましては、今後の地域福祉の在り方として「地域共生社会の実現」を提唱しており、本市にきましても、全世代・全対象者を地域で包括的に支援する体制を確立していく必要があります。

今回策定いたしました第3次計画は、第2次計画の取組に対する評価を踏まえ、また、複雑・多様化する課題に対応するため、「町内会の加入促進と活動への支援」、「専門的かつ総合的な相談支援体制の強化」、「身近な地域における介護予防・認知症施策の推進」、「地域福祉推進協議会の全地区への設立と推進体制の強化」、「新たな福祉課題への対応」を重点的に推進してまいります。

今後は、この計画に掲げた取組を、市民の皆様・関係団体の皆様・社会福祉協議会と連携を図りながら推進し、福祉施策の充実・地域福祉の向上を図ることにより、あらゆる世代の皆様にとりまして、“みらい”に希望の持てる“住んでみたい・ずっと住み続けたい・魅力ある快適みらい都市”の実現を目指してまいります。

終わりに、計画の策定に当たりまして、アンケート調査に御協力を頂きました市民の皆様、関係団体の皆様、また、貴重な御意見や御提言を頂きました新座市地域福祉計画推進委員会の皆様に心から御礼を申し上げます。

平成29年3月

新座市長 並木 傑



## はじめに



近年、少子高齢社会の到来を始めとして、社会構造が大きく変化しており、人々の価値観や考え方、ライフスタイルも多様化してきております。こうした中、家庭や地域がお互いに助け合う機会が減り、社会的孤立、児童・高齢者虐待の増加などの社会問題が顕在化しています。これらの社会問題は、制度や公的サービスのみで解決することは困難であり、地域で共に支え合う仕組みである地域福祉の取組が重要になっています。

新座市社会福祉協議会においても地域福祉推進の中心的な役割を果たしていく団体として、平成24年2月に第2次地域福祉活動計画を策定し、「支え合い、つながり合い、安心があり、支え合いを支えるまちにいざ」を基本理念として掲げ、地域の皆様とともに地域福祉を推進してまいりました。そして、新たに2地区の福祉圏域において地域福祉推進協議会を立ち上げ、取組を開始するなど、一定の成果を上げることができました。

この度、第3次新座市地域福祉活動計画を、第2次計画同様に行政計画である新座市地域福祉計画と一体的に策定いたしました。この第3次計画は、第2次計画の基本理念を踏襲しつつ、「自助・互助・共助・公助」の役割の明確化を図りながら、生活困窮者への支援や地域包括ケアシステム構築に向けた取組など、地域における新たな福祉課題に対応していくための施策を盛り込んだ内容となっております。その中でも新座市社会福祉協議会においては、市内全域（6か所）の福祉圏域において地域福祉推進協議会を立ち上げ、地域福祉を推進していくことを大きな目標として位置付けており、「地域共生社会」実現への足掛かりになるものと期待しております。

地域福祉の推進は、町内会・自治会、民生・児童委員協議会、学校関係者、各種団体などの地域の皆様方の御支援と御協力の下で成り立っております。この第3次計画においても、引き続き新座市社会福祉協議会一丸となって地域の皆様とともに、より良い地域づくりを進めていきたいと考えております。

結びに、第3次新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定に当たり、お忙しい中、御尽力を賜りました計画推進委員会委員の皆様を始め、新座市の地域福祉に関するアンケート調査に御協力を頂きました市民の皆様方に心から感謝申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

平成29年3月

社会福祉法人新座市社会福祉協議会  
会 長 小 川 清



# — 目 次 —

<b>第1章 計画の策定に当たって</b>	<b>1</b>
1 計画策定（見直し）の趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	6
4 計画策定の方法.....	7
5 地域福祉圏域の設定.....	8
<b>第2章 第2次計画の成果と課題</b>	<b>11</b>
1 第2次計画の取組に対する評価.....	12
2 地域福祉推進協議会の成果と課題.....	23
3 第2次計画の主な成果.....	31
4 第3次計画策定に向けた課題.....	32
参考：地域包括ケアシステムとは.....	34
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>35</b>
1 第3次計画の基本的考え方.....	36
2 基本理念.....	38
3 計画の目標.....	39
<b>第4章 目標実現に向けた市民・市及び社会福祉協議会等の取組</b>	<b>41</b>
目標1 住民同士が気軽にあいさつし、自然な支え合いのできる地域をつくる.....	43
No.1 町内会、社協支部及び地域福祉推進協議会の活動の促進.....	44
No.2 誰もが必要な支援を受けられる地域をつくる.....	48
No.3 地域と連携して展開する専門的・総合的相談支援体制の確立.....	52
目標2 様々な活動が躍動し、つながる地域をつくる.....	55
No.4 地域福祉の担い手が活動しやすい地域づくり.....	56
No.5 身近な地域で活躍するボランティア活動・NPOの育成.....	58
No.6 福祉施設や事業所、NPOを組み込んだ地域ネットワークの形成.....	60
目標3 誰もが共に学び育ち、いつまでも暮らせる地域をつくる.....	63
No.7 地域全体で共に学び育つ環境づくり.....	64
No.8 多様なつきあいができる居場所をつくる.....	66
No.9 誰もが安心して外出できる地域をつくる.....	70
目標4 安全・安心のまちをつくる.....	73
No.10 商店街や民間事業者との連携による安心のまちづくり.....	74
No.11 自立と尊厳が守られ、SOSを出しやすい地域づくり.....	76
No.12 災害に対して安心できる地域づくり.....	78
No.13 地域ぐるみによる防犯活動の強化.....	80

<b>第5章 支え合いを支える仕組みづくり</b>	<b>83</b>
1 地域福祉総合支援体制の推進.....	84
2 行政各部門における連携の強化.....	87
3 市民・企業と市・社協のパートナーシップの強化.....	88
4 計画を推進・評価するための仕組みづくり.....	89
<b>資料1 関連事業一覧</b>	<b>91</b>
目標1 住民同士が気軽にあいさつし、自然な支え合いのできる地域をつくる.....	92
目標2 様々な活動が躍動し、つながる地域をつくる.....	98
目標3 誰もが共に学び育ち、いつまでも暮らせる地域をつくる.....	102
目標4 安全・安心のまちをつくる.....	106
<b>資料2 策定体制及び策定経過等</b>	<b>111</b>
第1節 策定体制.....	112
1 推進委員会.....	112
2 検討委員会.....	117
第2節 策定経過.....	119
第3節 諮問・答申.....	121
1 諮問書.....	121
2 答申書.....	122



# 第1章 計画の策定に当たって

---



うどん打ち風景（東部第一地区）

## 1 計画策定（見直し）の趣旨

地域福祉とは、一人ひとりの市民を中心にして、障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい生活ができるよう、地域の住民、事業所と行政が協力して作り上げていく、暮らしやすい地域づくりの取組をいいます。

地域福祉の目指すものは、共に暮らし、共に育ち、共に支え合うまちをみんなでつくることです。

本市では、平成24年2月に「第2次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（以下、この計画を「第2次計画」といいます。）を策定し、『**支え合い、つながり合い、安心があり、支え合いを支えるまち にいざ**』を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

平成28年度は、この計画の最終年度に当たり、これまでの5年間の取組を踏まえ、第2次計画を見直す必要があります。

この間、少子高齢化は更に進行し、平成37年にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となることから、高齢者数の伸びを上回るペースで要支援・要介護認定者や認知症高齢者が増加していくことが予測され、高齢者が身近な地域において、地域住民等による制度に基づかないインフォーマルサポートを含めて医療・介護・福祉等のサービスを切れ目なく利用できる地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>の構築が重要な課題となっています。

また、子どもをめぐる問題も複雑・多様化し、一つの子育て家庭に高齢者福祉や障がい者福祉、低所得者福祉など他分野にわたる課題が混在するケースもみられ、継続的・課題横断的な支援が求められています。

さらに、平成27年4月に生活困窮者自立支援制度が施行され、地域福祉の新たな課題として、生活困窮者の自立支援に取り組んでいく必要があります。

地域福祉のあり方についても、国は平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を今後の基本コンセプトに位置づけています。

このような環境の変化の中で、「自助・互助・共助・公助」<sup>\*</sup>の役割分担と協働に基づく地域の支え合いにより展開される地域福祉活動が、問題解決に向けた取組として期待されています。

そこで、第2次計画の見直しとともに、新たな市民ニーズを踏まえ、共に暮らし、共に育ち、共に支え合うまちづくりを目指して、「第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（以下、この計画を「第3次計画」といいます。）を策定しました。

<sup>\*</sup> 「地域包括ケアシステム」については、34ページをご覧ください。

<sup>\*</sup> 「自助・互助・共助・公助」は、地域包括ケアシステム構築における区分の新しい考え方です。このうち「自助」とは、自分で自らの生活を支えること、「互助」とは、家族や地域の支え合い、「共助」とは、介護保険や医療保険など、制度化された支え合いの仕組み、「公助」とは、公費を財源とした公的な福祉サービスなどをいいます。

## 2 計画の位置付け

### (1) 新座市地域福祉計画の位置付け

新座市地域福祉計画は、第4次新座市基本構想総合振興計画における将来都市像、まちづくりの重点戦略を踏まえ、共に支え合う地域社会を目指し、地域における福祉活動を包括的に推進するもので、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定する行政計画です。

#### 社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### (2) 新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画の位置付け

新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画は、新座市社会福祉協議会が呼び掛けて、地域の住民、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を営業者(団体)や社会福祉に関する活動を行う人(団体)が協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

#### 地域福祉活動計画策定指針概要（全国社会福祉協議会：平成15年11月）

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営業者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だっで行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

この2つの計画は、本市の地域福祉の推進を目的として互いに補完・補強し合う関係にあることから、本市では、この2つの計画を一体の計画として策定しています。

### (3) 地域福祉地区活動計画の位置付け

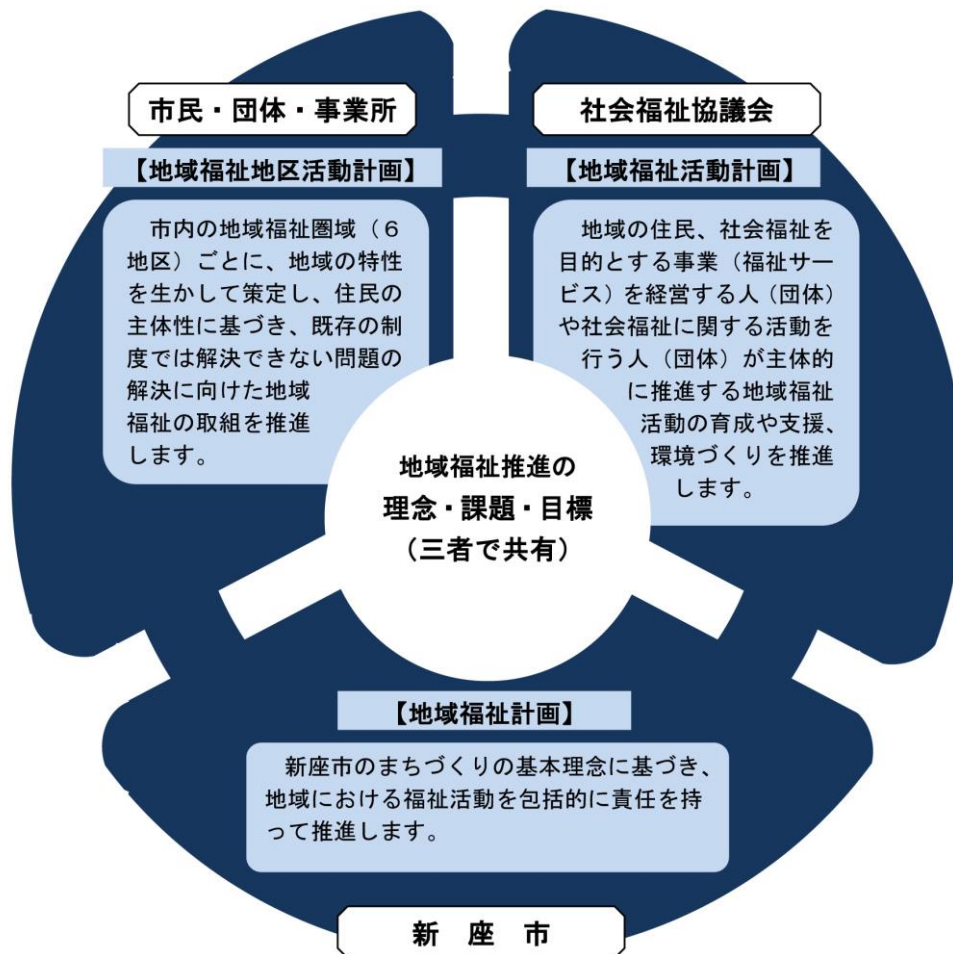
本市では、市内6地区の地域福祉圏域ごとに地域福祉地区活動計画を策定することとされていますが、この計画は、共に支え合う地域福祉を目指す新座市地域福祉計画及び新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画を踏まえて、新座市社会福祉協議会と地区における地域住民が主体となって策定する民間の活動・行動計画で、地域住民や町内会、ボランティア団体、NPO等の民間団体が自主的に取り組むべき計画です。

### (4) 三つの計画の関係

「新座市地域福祉計画」、「新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」及び「地域福祉地区活動計画」は、共に地域福祉を推進していく上で地域の福祉課題の整理・分析・検討や地域福祉の理念などについて共有する必要があります。

本市では、地域福祉を推進する三つの計画の違いを踏まえつつ、それぞれの取組が支え合い連携して推進されることを重視し、「三相の計画」として独自に提案しています。

図 三相の計画



①新座市（「地域福祉計画」）は…

新座市のまちづくりの基本理念に基づき、地域における福祉活動を、包括的に責任を持って推進します。

②社会福祉協議会（「地域福祉活動計画」）は…

地域の住民、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人（団体）や社会福祉に関する活動を行う人（団体）が主体的に推進する地域福祉活動の育成や支援、環境づくりを推進します。

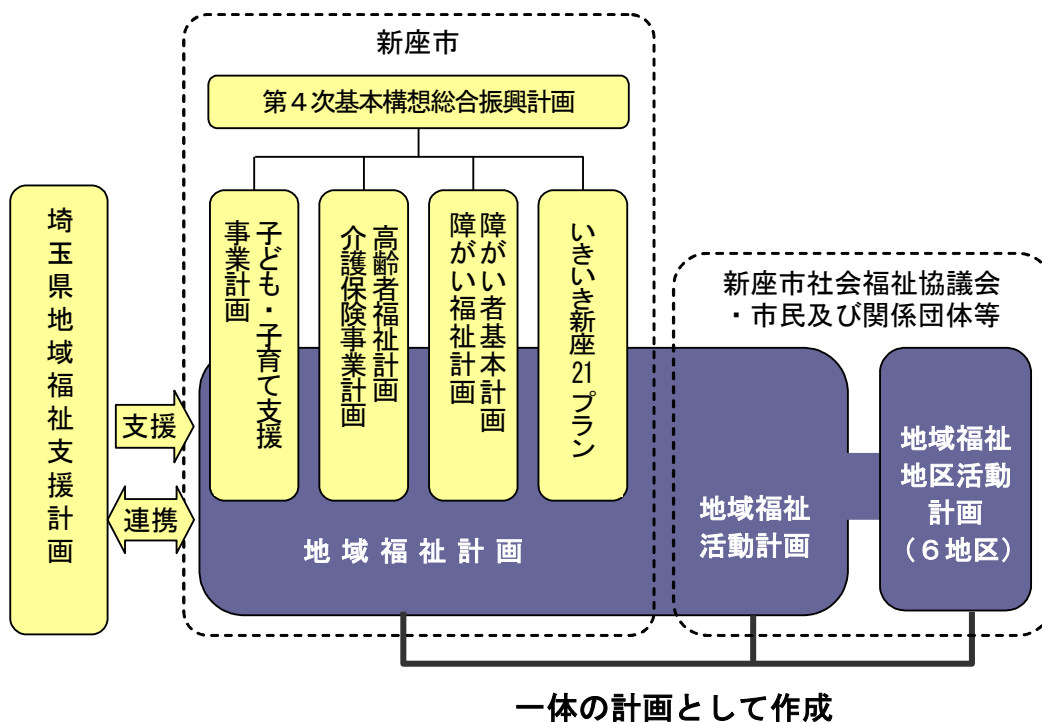
③市民・団体・事業所（「地域福祉地区活動計画」）は…

市内の地域福祉圏域（6地区）ごとに、地域の特性を生かして、福祉制度を活用するまでもない身近な問題や、既存の福祉制度では解決できない問題の解決に向けた地域福祉の取組を主体的に推進します。

(5) 関連計画との整合性

新座市地域福祉計画は、第4次新座市基本構想総合振興計画を頂点として策定されている社会福祉に関する個別計画を横断的かつ統合的に展開する取組を行う計画で、社会福祉に関する個別計画等との整合及び連携を図った計画となっています。

図 「新座市地域福祉計画」と関連計画



### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、必要に応じて随時見直しを行い、次の計画につなげていきます。

なお、地域福祉地区活動計画の期間は、地区ごとに定めます。

図 計画の期間

年度	平成 26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年
市の 計画	第4次基本構想総合振興計画 後期基本計画									
	第2次地域福祉計画			第3次地域福祉計画						
	子ども・子育て支援事業計画						第2次子ども・子育て支援事業計画			
	高齢者福祉計画 介護保険 事業計画 第6期計画				高齢者福祉計画 介護保険 事業計画 第7期計画					
	第4次障がい者基本計画				第5次障がい者基本計画					
	第4期障がい福祉計画				第5期障がい福祉計画					
	第2次いきいき新座 21 プラン (第2次健康づくり行動計画、食育推進計画、歯科口腔保健推進計画)									
社協・ 市民の 計画	第2次地域福祉活動計画			第3次地域福祉活動計画						
	地域福祉地区活動計画 (東部第一地区、東部第二地区、南部地区、北部第一地区、北部第二地区) (計画期間は地区ごとに設定)									

## 4 計画策定の方法

この計画の策定に当たっては、市職員及び社会福祉協議会職員で構成する第3次新座市地域福祉計画・新座市地域福祉活動計画策定検討委員会（以下、「検討委員会」といいます。）が計画原案を作成し、関係団体の代表や学識関係者等からなる新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（以下、「推進委員会」といいます。）が原案を基に計画素案を検討する方法で取り組みました。

### （1）第2次計画の評価

第2次計画の評価に当たっては、①市民意識調査、②地域福祉担い手調査、③市の取組の調票調査・ヒアリング及び④社会福祉協議会の取組の調票調査・ヒアリングを実施しました。

#### ① 市民意識調査の実施

本市在住の16歳以上の方の中から無作為に抽出した人を対象に、地域福祉に関する市民意識調査を実施し、調査対象者2,000人のうち881人（44.1%）の回答がありました。

#### ② 地域福祉担い手調査の実施

民生委員・児童委員、町内会長を始め、地域福祉に携わっている団体の代表者等に対し、第2次計画の取組を評価するための地域福祉担い手調査を実施し、調査対象者423人のうち318人（75.2%）の回答がありました。

#### ③ 市の取組にかかる調票調査・ヒアリング

第2次計画に掲載した取組に関連する事業について各課に調票調査・ヒアリングを実施し、市による自己評価としてA～Dの4段階のランク付けを行いました。

#### ④ 社会福祉協議会の取組にかかる調票調査・ヒアリング

第2次計画に掲載した取組に関連する事業について各課に調票調査・ヒアリングを実施し、社会福祉協議会による自己評価としてA～Dの4段階のランク付けを行いました。

## (2) 検討委員会における検討・原案作成

検討委員会は、福祉部長を始め地域福祉に関連する庁内の課（所）長及び社会福祉協議会の関係課長で構成し、第2次計画を見直すとともに、第3次計画の原案を策定・検討しました。

## (3) 推進委員会における検討・計画案作成

推進委員会は、町内会や地域福祉推進協議会などの地域活動団体等関係者、民生委員・児童委員協議会などの関係機関の代表者及び学識経験者で構成し、検討委員会が作成した原案を基に素案の策定・検討を行いました。

また、パブリック・コメントの手続に準じた方法で、広く市民から意見を募りました。

# 5 地域福祉圏域の設定

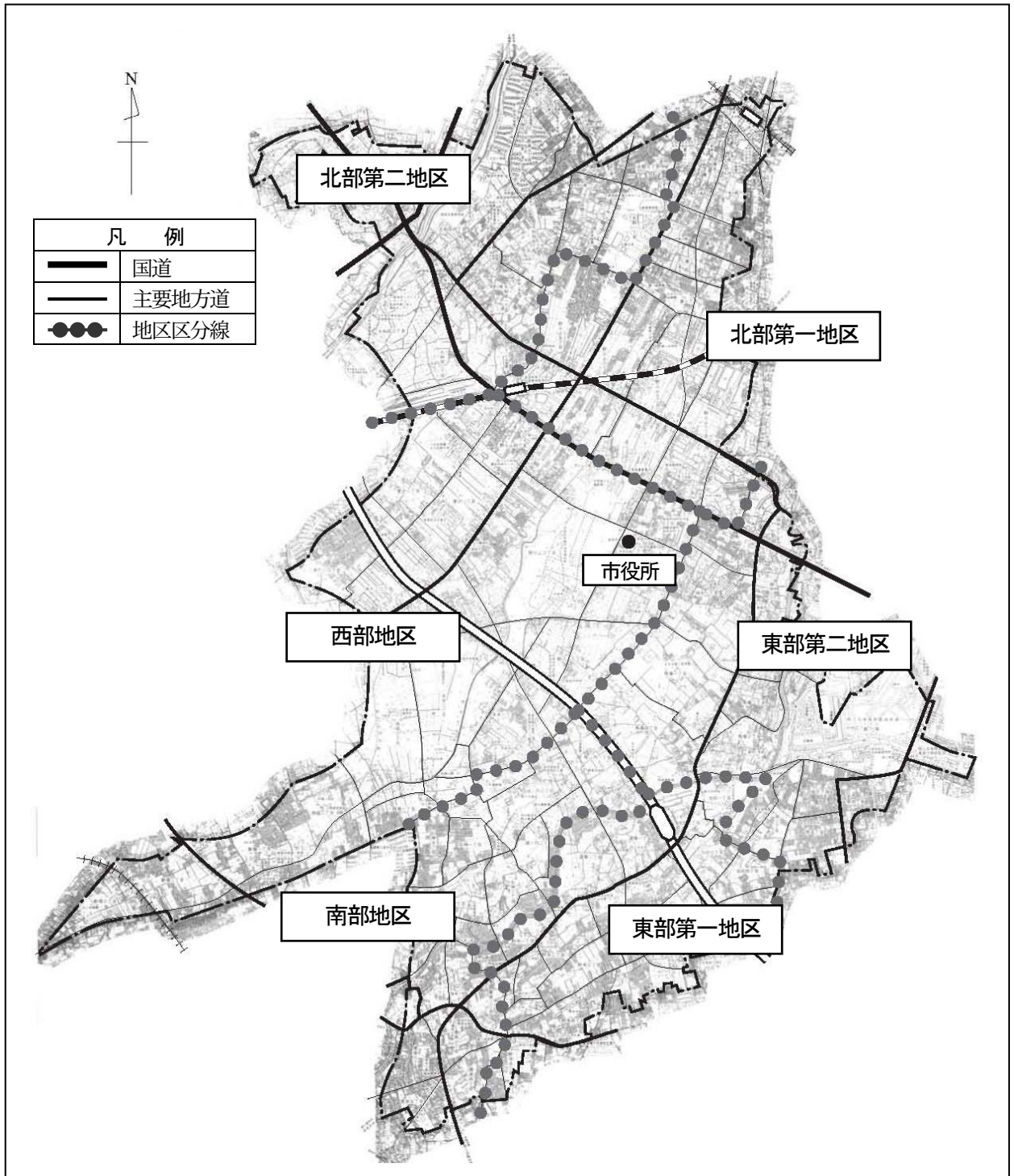
本市では、民生委員・児童委員協議会の6地区を基本として地域福祉圏域（日常生活圏域）を設定しています。

表 地域福祉圏域

圏域名	含まれる地区
東部第一地区	池田・道場・片山・野寺
東部第二地区	畑中・馬場・栄・新塚
西部地区	新堀・西堀・本多・あたご・菅沢・野火止1～4丁目
南部地区	石神・栗原・堀ノ内
北部第一地区	東北・東・野火止5～8丁目
北部第二地区	中野・大和田・新座・北野



図 地域福祉圏域





## 第2章 第2次計画の成果と課題

---



歌声ひろば「ひびき」風景（東部第二地区）

# 1 第2次計画の取組に対する評価

第2次計画に「市の取組」及び「社会福祉協議会の取組」として掲載した項目ごとに、調票調査・ヒアリングの結果に基づき「事業の成果」及び「今後の方針」についてA～Dの4段階評価を行いました。

各段階の目安は次のとおりとなっています。

〔凡例〕

【事業の成果】	
<b>A</b>	：期待以上の成果を上げた
<b>B</b>	：期待どおりの成果を上げた
<b>C</b>	：期待どおりの成果を上げていない
<b>D</b>	：実施していない
【今後の方針】	
<b>A</b>	：拡 充：対象の拡大や手段の充実により事業を拡大すること
<b>B</b>	：継 続：現在の事業の枠組みを維持して継続すること
<b>C</b>	：見直し：事業の縮小や統合、又は他の施策や新たな施策で対応すること
<b>D</b>	：廃 止：社会情勢の変化等により事業を廃止、又は計画の記載から外すこと

## No. 1 住民同士が気軽にあいさつできる地域をつくる

### (1) 市（行政）の取組に対する評価（自己評価）

- これまでの成果は全ての施策で「B」となっており、ほぼ期待どおりの成果が得られています。これは、「各中学校区ふれあい地域連絡協議会活動」を始めとして、事業開始からの実施年数が長く、各事業ともに安定的に実施できていることを示しています。
- 部活動ボランティア指導員配置については、より多くの人に関わっていただくことで生徒の人間性も豊かになってくると考えられます。そのため、学校のニーズに即した人材の確保ができるよう、今後は地域による連携・支援体制を強化していくことが求められます。

施策名	事業名	成果	方針
①各中学校区ふれあい地域連絡協議会活動の支援	各中学校区ふれあい地域連絡協議会補助	B	B
②心の声かけ運動の推進	心の声かけ運動	B	B
③学校と地域との連携の推進	部活動ボランティア指導員配置	B	<b>A</b>
	学校評議員配置	B	B

### (2) 社会福祉協議会の取組に対する評価（自己評価）

- これまでの成果、今後の方針ともに「B」となっています。

施策名	事業名	成果	方針
①社会福祉協力校指定事業の推進	社会福祉協力校の支援事業	B	B

## No.2 町内会・自治会、社協支部活動の魅力と元気を高める

### (1) 市（行政）の取組に対する評価（自己評価）

- これまでの成果は、12事業のうち5事業で「A」となっており、全体として高い成果が得られました。
- 「ホテルの夕べ」や公園管理においては、町内会による活動が定着している様子がうかがえます。
- 町内会活動への支援においては、加入案内チラシ及び啓発品の配布や市ホームページへの各町会の紹介ページを作成しました。
- 平成28年度から市職員が地域に出向き、地域の身近な課題等の解決に向けた取組を支援する地域担当職員制度を開始し、行政としての支援体制の強化を図りました。
- 今後の方針については、全体的に現状の形態で継続していくことが求められています。

施策名	事業名	成果	方針
①コミュニティ活動への支援の充実	コミュニティ協議会活動推進	B	B
	ホテル飼育施設維持管理	B	B
	ホテルの夕べ関係事業	A	B
②町内会・自治会活動の促進	町内会（自治会）への加入促進	A	B
	町内会活動推進	B	B
	集会所管理	B	B
	公園管理	A	B
	児童遊園管理	A	B
③地域福祉に関する情報提供の充実	ホームページ運営	B	B
	広報にぎざ発行（町内会（自治会）イベントの広報）	A	B
	観光ホームページ運営	B	B
【新規】	地域担当職員制度	B	A

### (2) 社会福祉協議会の取組に対する評価（自己評価）

- これまでの成果、今後の方針ともに「B」となっています。

施策名	事業名	成果	方針
①社協支部の設置の推進	社協支部地域活動の支援事業	B	B
②地域福祉活動に貢献した団体・個人への表彰	社協感謝状授与等	B	B

### No.3 誰もが孤立しないで暮らせる地域をつくる

#### (1) 市（行政）の取組に対する評価（自己評価）

- これまでの成果は、11事業のうち「A」2事業、「C」が1事業となっています。
- 「緊急連絡システム」は、平成26年度に自己負担を廃止することにより、設置台数が大幅に増加しました。また、新たな事業として平成27年度から「認知症高齢者徘徊模擬訓練」及び「生活支援体制整備事業」を開始しました。
- 「生活支援体制整備事業」は、日常生活圏域（地域福祉圏域）ごとに住民ワークショップを開催し、地域の実情に合った自助・互助・共助・公助の仕組みの構築を目指す事業です。
- 「ノーマライゼーションの普及・啓発」については、「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」のパンフレットを作成したことが大きな成果である反面、町内会への働き掛けが十分できなかったため、成果を「C」としました。
- 今後の方針については、認知症高齢者にやさしい地域づくりや「共に生きる」に関する理念の普及・啓発を拡充することが求められています。
- 生活困窮者への支援について取り組んでいくことが求められています。

施策名	事業名	成果	方針
①ひとり暮らし高齢者への見守り	ひとり暮らし高齢者緊急連絡カード配布	B	B
	緊急連絡システム	A	B
	配食サービス	B	B
	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等実態調査事業	B	B
	安心・安全地域見守り活動に関する協定の締結	B	B
	ひとり暮らし高齢者等訪問見守り事業	B	B
②認知症サポーター等の活用の推進	認知症サポーター養成講座	B	A
	【新規】認知症高齢者徘徊模擬訓練	A	A
③町内会・自治会等に対する障がい者理解の啓発	ノーマライゼーションの普及・啓発	C	A
④国際交流の推進	国際交流	B	B
⑤ホームレスに対する見守り、相談の充実	ホームレス支援	B	B
【新規】	生活困窮者支援	B	A
【新規】	生活支援体制整備事業	B	B

#### (2) 社会福祉協議会の取組に対する評価（自己評価）

- これまでの成果、今後の方針ともに「B」となっています。

施策名	事業名	成果	方針
①見守り・訪問等のボランティアの育成	ボランティアセンターの運営事業	B	B
②会食ふれあい事業の充実	会食ふれあい事業	B	B



## No.4 地域をつなぐ相談窓口を整備する

### (1) 市（行政）の取組に対する評価（自己評価）

- これまでの成果は、「地域子育て支援センター運営」のほか、「②各種相談窓口の充実と行政各部門におけるネットワークの構築」において「A」が3事業となっています。
- 「地域子育て支援センター運営」では、地域子育て支援センターの整備が進み、身近な地域において子育てを支援する体制が整いつつあります。そのため、今後は、各支援センターにおける支援内容を充実・強化していくことが求められています。
- 家庭児童相談、ひとり親家庭等支援において家庭児童相談員や母子・父子自立支援員を配置するなど相談体制の拡充・強化を図りました。
- 生活相談は平成22年度に開始し、現在では福祉の総合相談窓口として定着しています。
- 平成28年度から消費生活相談室が消費生活センターとなりました。高齢者や障がい者が被害者となるケースが増加傾向にあり、今後は保健・福祉分野との連携強化が求められています。
- 今後の方針は、いきいき広場・すこやか広場での健康相談や地域子育て支援センターの整備など身近な地域における相談窓口を強化する方針となっています。
- つどいの広場については、地域子育て支援センターとして事業を一本化したため、計画上の方針では「D」となっています。
- また、各種相談窓口においては、現状の体制で継続する方針となっていますが、相談件数の増加や多問題ケースの増加が予想され、相談体制の強化が求められています。
- 「高齢者相談センター（地域包括支援センター）による総合相談」については、高齢者の増加等を踏まえ、高齢者に限らない相談拠点にすることが現状では困難な状況にあるため、成果及び今後の方針を「C」としました。

施策名	事業名	成果	方針
①身近な地域における相談窓口の設置	高齢者相談センター（地域包括支援センター）による総合相談	C	C
	いきいき広場健康相談・すこやか広場健康相談	B	B
	つどいの広場運営	B	D
	地域子育て支援センター運営	B	A
②各種相談窓口の充実と行政各部門におけるネットワークの構築	児童福祉相談	B	B
	家庭児童相談	A	B
	ひとり親家庭等支援	A	B
	健康相談	B	B
	乳幼児発達相談	B	B
	乳幼児相談	B	A
	精神保健相談	B	B
	生活相談	A	B
	【新規】 弁護士、人権擁護委員等による市民相談	B	B
	【新規】 女性困りごと相談	B	B
【新規】 消費生活センター	B	A	

### (2) 社会福祉協議会の取組に対する評価（自己評価）

- 地域福祉推進協議会はサロン事業等をそれぞれの地区ボランティアが運営しており、ボランティア同士の情報交換会等も開催し情報の共有も行っていることから、地域の

つながりをさらに深めていくことができるものと期待されます。

施策名	事業名	成果	方針
①居場所づくり・運営への支援	地域福祉推進協議会運営支援事業	B	A
②地域における相談活動への支援	地域福祉推進協議会運営支援事業	B	A

## No.5 地域福祉の担い手が活動しやすい地域づくり

### (1) 市（行政）の取組に対する評価（自己評価）

- これまでの成果では、「広報にいざ発行（再掲）」が「A」となっています。
- 今後についても、現行のまま継続する方針となっています。

施策名	事業名	成果	方針
①地域福祉に関する情報提供の充実（再掲）	ホームページ運営（再掲）	B	B
	広報にいざ発行（再掲）	A	B
	観光ホームページ運営（再掲）	B	B
②集会所等の整備	集会所施設整備	B	B
③地域福祉活動拠点の確保に対する支援	地域福祉活動拠点の確保に対する支援	B	B

### (2) 社会福祉協議会の取組に対する評価（自己評価）

- 社協支部の事業や活動を毎号で紹介し、地域住民が参加しやすいようにPRを行っています。しかしながら、全戸配布が年5回から年2回になり、PRの機会が減少したことから成果を「C」としました。

施策名	事業名	成果	方針
①社協支部活動に関するPRの充実	広報活動	C	B



勉強会風景（東部第一地区）



## No.6 身近な地域で活躍するボランティア活動・NPOの育成

## (1) 市（行政）の取組に対する評価（自己評価）

- これまでの成果については全体的に「B」が多くなっています。
- 観光ボランティアガイドについては、平成20年度の新座市観光ボランティアガイド協会発足以来、年々ボランティア数が増えています。今後は平林寺・野火止用水以外の様々な資源をガイドできる体制づくりなど、ガイド事業をさらに発展させていくことが求められています。また、地域福祉推進の基礎として、市民の地域理解を深めていくことが大切であることから、今後は、地域福祉推進の観点からの観光ボランティアガイドを広く活用していくことが期待されます。
- 地域活動コーディネーターについては、市民総合大学と連携することにより、養成講座への申込者の増加を図ることができました。今後は、コーディネーターの活動機会の確保を図りながら、活動を促進していくことが求められています。
- 「ひとり親家庭等児童夜間養護事業（トワイライトステイ事業）」は、利用者がみられず、ファミリー・サポート・センターで対応できることから、事業廃止となりました。

施策名	事業名	成果	方針
①多様なボランティア・市民活動の育成	「身近なボランティア」活動の促進・広報による啓発	B	B
	ボランティアガーディナー	B	B
	生涯学習ボランティアバンク	B	B
	図書館講座、講習等	B	B
	観光ボランティアガイド	B	A
	みどりのボランティア活動	B	B
	環境ボランティア	B	B
	道路ボランティア清掃隊	B	B
	ファミリー・サポート・センター運営	B	B
	ひとり親家庭等児童夜間養護事業（トワイライトステイ事業）	C	D
	ボランティア活動の促進及び養成	B	B
	公民館講座（ボランティアの育成と活動の場の提供）	B	B
地域支え合いボランティア補助	B	B	
②地域活動コーディネーターとの連携	地域活動コーディネーター	B	B
③学校と地域との連携の推進	学校と地域との連携の推進	B	B

## (2) 社会福祉協議会の取組に対する評価（自己評価）

- 全ての項目においてこれまでの成果、今後の方針ともに「B」となっています。

施策名	事業名	成果	方針
①ボランティア養成講座の充実	ボランティアセンター運営事業	B	B
②ボランティアに関する情報提供の充実	広報活動	B	B
③地域に根差したボランティア活動の促進	地域福祉推進協議会運営支援事業	B	B
④ボランティアまつりの開催	新座市ボランティアまつり	B	B

## No.7 福祉施設や事業所、NPOを組み込んだ地域ネットワークの形成

### (1) 市（行政）の取組に対する評価（自己評価）

- 「高齢者相談センターによる地域ケア会議」は、多職種連携による個別ケースの課題解決に取り組んでいます。また、平成28年度から埼玉県モデル事業に参加し、自立支援型の地域ケア会議の運営手法を確立するとともに、市が中央会議として地域包括ケアシステム推進会議を開催し、個別課題から明らかになった地域課題を解決するための地域づくりや資源開発等を行う場として強化していく方針となっています。

施策名	事業名	成果	方針
①地域ネットワークへの支援	高齢者相談センターによるネットワーク会議	B	B
	高齢者相談センターによる地域ケア会議	A	A
	要保護児童対策地域協議会	B	B

### (2) 社会福祉協議会の取組に対する評価（自己評価）

- 平成25年4月3日に東部第一地区地域福祉推進協議会が、また、平成28年2月25日に北部第一地区地域福祉推進協議会が設立され、東部第一地区においては、地域福祉地区活動計画を策定し、計画に基づいた地域福祉推進の取組が進められています。なお、2次計画においては、6地区の地域福祉推進協議会設置を計画していますが、西部地区については、未設置となっているため、「C」としました。

施策名	事業名	成果	方針
①地域福祉推進協議会の設置促進と運営支援	地域福祉推進協議会運営支援事業	C	B
②地域福祉活動推進員の育成支援	地域福祉推進協議会運営支援事業	B	B
③ネットワーク構築への相談・支援	地域福祉推進協議会運営支援事業	B	B



KOTORIの会風景（東部第二地区）

## No.8 地域全体で共に学び育つ環境づくり

### (1) 市（行政）の取組に対する評価（自己評価）

- これまでの成果については全体的に「B」となっています。
- 今後については、「地域子育て支援センター運営（再掲）」が「A」となっているほか、「特別支援教育整備」において発達段階や環境の変化に応じて柔軟に対応できる支援体制が求められています。

施策名	事業名	成果	方針
①地域における子育て支援のネットワークの発展	子育て支援ネットワーク推進委員会	D	D
	子育て支援交流事業	B	B
	子育てネットワークフェスティバル	B	B
②地域子育て支援拠点の設置と機能の強化	つどいの広場運営（再掲）	B	D
	地域子育て支援センター運営（再掲）	B	A
③学校応援団の推進	学校応援団推進	B	B
④学校支援員及びボランティアによる支援の充実	特別支援教育整備	B	A

### (2) 社会福祉協議会の取組に対する評価（自己評価）

- 子育てサロン事業は、子育て世代の若い市民の地域参加を推進する重要な活動であるため、運営等に関する相談に応じる等活動しやすい環境をつくるための支援を行っていきます。

施策名	事業名	成果	方針
①子育てサロン活動への支援	社協支部地域活動等への支援事業	B	A

## No.9 多様なつきあいができる居場所をつくる

### (1) 市（行政）の取組に対する評価（自己評価）

- これまでの成果では、身近な地域において住民の互助に基づく介護予防の推進を図るため、平成26年度から「にいぎ元気アップ広場」を開始したことが主な成果となっています。今後とも、集会所を活用した事業の実施を目指す方針となっています。

施策名	事業名	成果	方針
①「高齢者いきいき広場」の運営	高齢者いきいき広場	B	B
②「ほっと茶や」事業の推進	ほっと茶や	B	B
③「すこやか広場」の運営	すこやか広場	B	B
【新規】	にいぎ元気アップ広場	A	A

### (2) 社会福祉協議会の取組に対する評価（自己評価）

- サロン事業もマンネリ化しないように、各地区高齢者相談センターと連携しながら相談窓口としての機能強化に努める必要があります。また、地域の新たな担い手をどの

ように確保していくかが今後の課題となっています。

施策名	事業名	成果	方針
①居場所づくり・運営への支援	地域福祉推進協議会運営支援事業	B	A

## No.10 誰もが安心して外出できる地域をつくる

### (1) 市（行政）の取組に対する評価（自己評価）

- これまでの成果としては「市内循環バス「にいバス」運行」において、市民の意向に基づきながらルート・運行時間の見直しを行い、利用乗客数の増加を図ることができました。ただし、「にいバス」で全ての市民の交通ニーズを満たすことは困難であるため、住民相互の支え合いも含め、移動に関する様々な支援が使いやすい地域づくりが求められています。
- 「手話通訳者派遣センター運営・要約筆記者派遣」では、平成23年度に手話通訳者派遣センターを設置し、平成25年度からは市が独自で手話通訳者の養成を開始したことが主な成果となっています。
- 今後とも、手話通訳者の増員を目指す方針となっています。

施策名	事業名	成果	方針
①公共交通機関におけるバリアフリー化の推進	東武東上線改善対策	C	B
	武蔵野線旅客輸送改善対策	C	B
	超低床ノンステップバス導入促進補助	B	B
②ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	道路維持補修/道路改良	B	B
③市内循環バス「にいバス」運行の充実	市内循環バス「にいバス」運行	A	B
④障がい者への移動支援の推進	生活サポート事業/移動支援/社会参加促進	B	B
⑤障がい者へのコミュニケーション支援の推進	手話通訳者派遣センター運営要約筆記者派遣	A	A
⑥赤ちゃんの駅の充実	赤ちゃんの駅	B	B

### (2) 社会福祉協議会の取組に対する評価（自己評価）

- 全ての項目においてこれまでの成果、今後の方針ともに「B」となっています。

施策名	事業名	成果	方針
①リフト付き乗用車貸出し事業の推進	リフト付き乗用車貸出し事業	B	B
②運転ボランティアの育成・確保	ボランティアセンター運営事業	B	B

## No.11 商店街を地域福祉の最前線として育み、活性化する

### (1) 市（行政）の取組に対する評価（自己評価）

- これまでの成果及び今後の方針ともに全て「B」となっています。
- 今後は、商店街に加え各種事業者による見守りや小売店舗による宅配サービスなど、商工業者による地域福祉活動への多様な参画の促進へと視点を広げていくことが求められています。

施策名	事業名	成果	方針
①商店街の活性化	商工会補助	B	B
	商店街共同施設事業補助	B	B
	商店街活性化推進事業補助	B	B
②空き店舗対策の推進	すこやか広場（再掲）	B	B
③関係機関との連携の推進	商店会連絡会議事業	B	B
【新規】	安心・安全地域見守り活動に関する協定の締結（再掲）	B	B

### (2) 社会福祉協議会の取組に対する評価（自己評価）

- 事業として実施していません。

施策名	事業名	成果	方針
①商店街による福祉的活動への支援	地域福祉推進協議会運営支援事業	D	D

## No.12 SOSを出しやすい地域づくり

### (1) 市（行政）の取組に対する評価（自己評価）

- 高齢者・児童それぞれにおいて身近な地域における交流・相談拠点が整備されることによりSOSを出しやすい地域づくりが求められています。

施策名	事業名	成果	方針
①身近な地域における相談窓口の設置（再掲）	高齢者相談センターによる高齢者総合相談（再掲）	C	C
	いきいき広場健康相談（再掲）	B	B
	すこやか広場健康相談（再掲）	B	B
	つどいの広場運営（再掲）	B	D
	地域子育て支援センター運営（再掲）	B	A
②専門機関との連携の強化	要保護児童対策地域協議会（再掲）	B	B

### (2) 社会福祉協議会の取組に対する評価（自己評価）

- 全ての項目においてこれまでの成果、今後の方針ともに「B」となっています。

施策名	事業名	成果	方針
①見守り・訪問等のボランティアの育成	ボランティアセンターの運営事業	B	B
②会食ふれあい事業の充実	会食ふれあい事業	B	B

## No.13 災害に対して安心できる地域づくり

### (1) 市（行政）の取組に対する評価（自己評価）

- これまでの成果では、「家具転倒防止器具等支給」において、高齢者のみ世帯や障がい者世帯には無償で給付・設置し、予想を上回る事業実績となりました。ただし、近年申請数は減少し、実施市町村も少ないことなどから、事業の見直しを検討する必要があります。
- 今後の方針については、「総合防災訓練」において避難所参集・開設訓練を行うなど、地域の防災力やニーズに応じた訓練を積極的に展開していく方針となっています。
- 地域防災計画策定については、平成29年度の策定を予定しているため、「D」となっています。

施策名	事業名	成果	方針
①市民の防災力の向上	自主防災組織育成	B	B
	防災マップ作成	B	B
	総合防災訓練	B	A
	家具転倒防止器具等支給	A	C
	防災ラジオ支給	B	B
	【新規】耐震改修等助成	B	B
②地域防災計画の見直し	地域防災計画策定	D	B
③災害時要援護者対策の推進	災害時要援護者支援制度	B	B

### (2) 社会福祉協議会の取組に対する評価（自己評価）

- これまでの成果、今後の方針ともに「B」となっています。

施策名	事業名	成果	方針
①災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直し	ボランティアセンターの運営事業	B	B
②住民同士の顔の見える関係づくりの推進	社協支部地域活動の支援事業	B	B

## No.14 地域ぐるみによる防犯活動の強化

### (1) 市（行政）の取組に対する評価（自己評価）

- これまでの成果及び今後の方針ともに全て「B」となっています。

施策名	事業名	成果	方針
①防犯意識の普及・啓発	防犯関連団体支援	B	B
②市民団体等による防犯活動への支援	防犯関連団体支援	B	B
③青色防犯パトロールの実施	青色防犯パトロール	B	B

### (2) 社会福祉協議会の取組に対する評価（自己評価）

- 計画に事業の記載はありません。



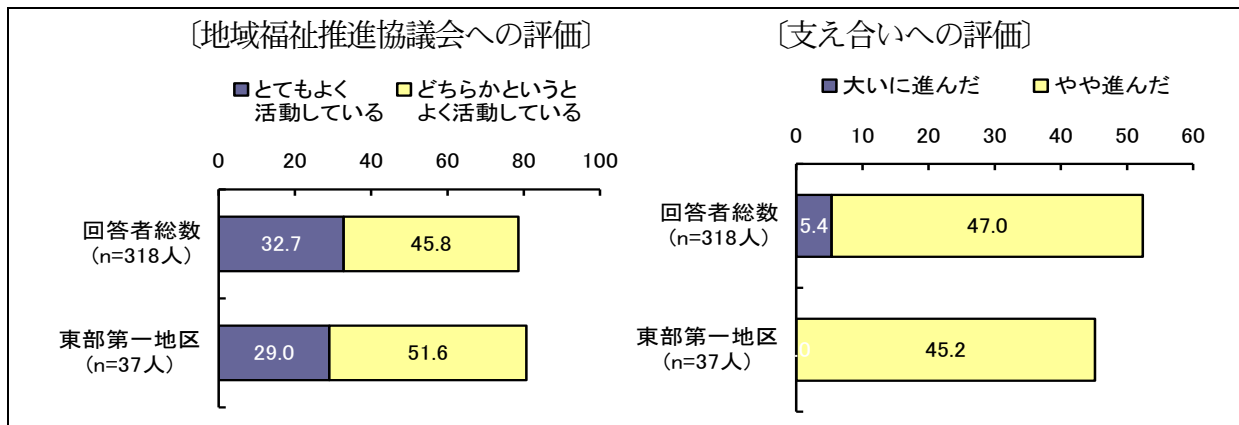
## 2 地域福祉推進協議会の成果と課題

地域福祉担い手調査（7ページ参照）の結果を基に、地域福祉推進協議会の活動状況に関する成果と課題を整理しました。

### (1) 東部第一地区

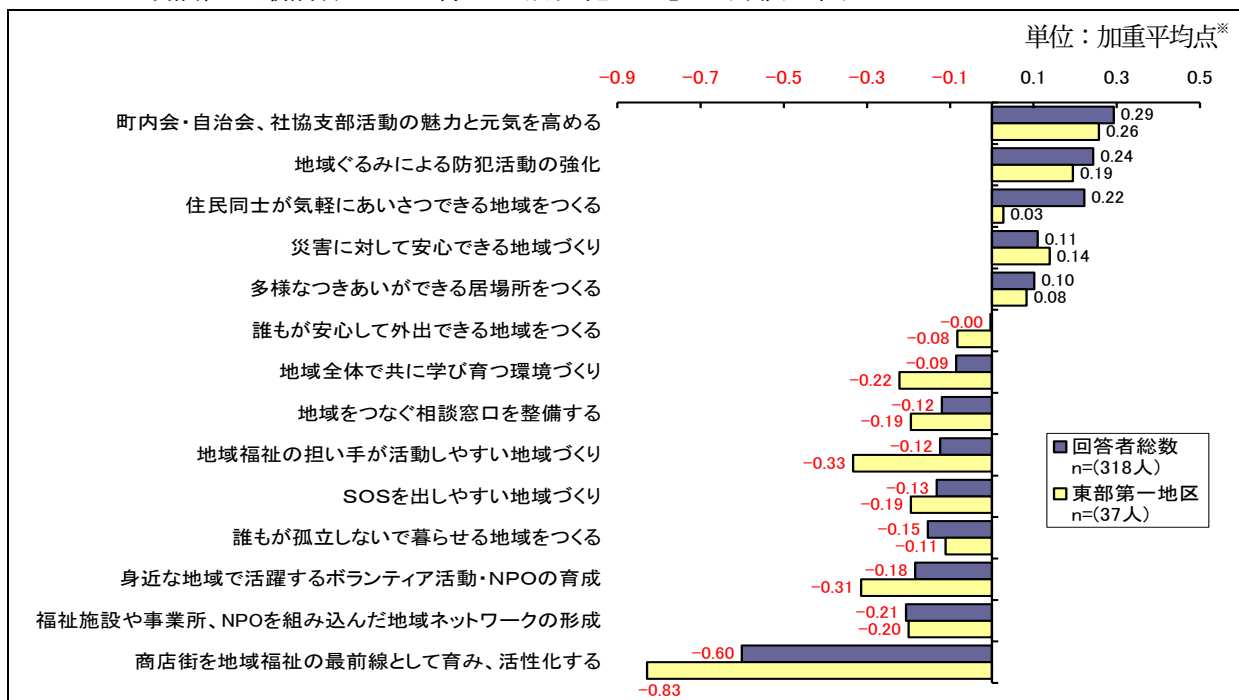
#### ①地域福祉推進協議会及び地域の支え合いの効果への評価

○地域福祉推進協議会への評価は回答者総数（四地区）とほぼ同じですが、支え合いへの評価では「大いに進んだ」の割合が低くなっています。



#### ②現行計画の取組に対する評価

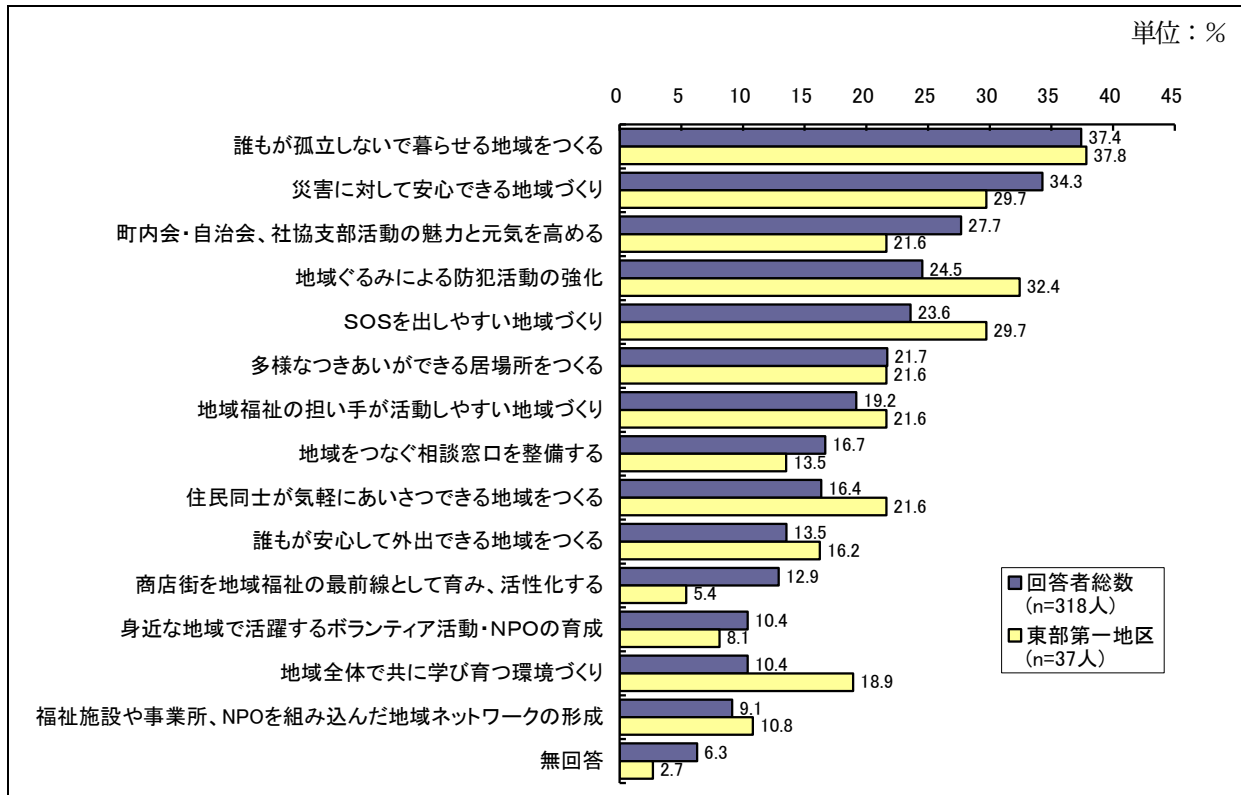
○回答者総数に比べて「地域福祉の担い手が活動しやすい地域づくり」及び「商店街を地域福祉の最前線として育み、活性化する」の評価が低くなっています。



\* 「加重平均点」とは、回答構成から一つの値を得るため、「とても進んだ」に2点、「やや進んだ」に1点、「どちらともいえない」に0点、「あまり進んでいない」に-1点、「まったく進んでいない」に-2点を与えて回答者全体の平均値を求めたものです。この場合、加重平均点値は-2点~2点の範囲に収まります。

③今後の重点施策

○「地域ぐるみによる防犯活動の強化」及び「SOSを出しやすい地域づくり」及び「地域全体で共に学び育つ環境づくり」の割合が高くなっています。



④取組内容と担い手調査からの主な意見

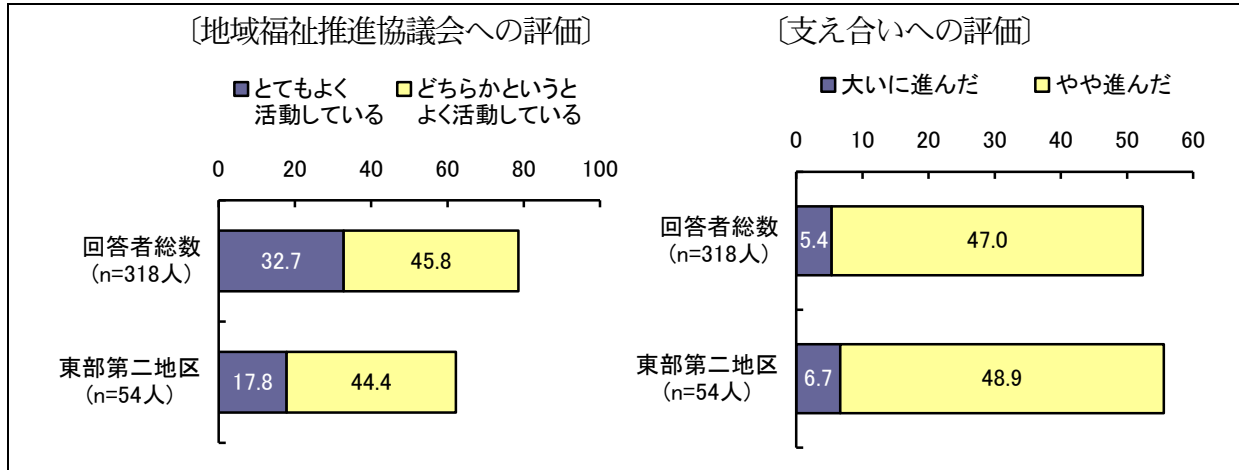
主な取組等 (平成27年度)	特に進んだと思うこと
平成25年度設立	○地域ごとに出やすい環境を作り、イベントを開いている。
1 「かけはし」の発刊	○一人でも参加できるイベント及び勉強会、お茶会等。
2 まち歩き	○顔の見える関係づくりができた。
3 各種勉強会の開催	○高齢者同士の繋がりができてきた様に感じられる。
(1) 地区の歴史に関する勉強会	<b>活動に関して課題となっていること</b>
(2) 薬に関する勉強会	○参加できない方を今後どのように考えていくか？
(3) エンディングノートについて	○若い方の参加しやすい活動方法も視野に入れてほしい。
4 「おしゃべりの場」(お茶会)	○ボランティア活動には限度がある。
5 子どもも大人も参加できるイベントの実施	○活動地区が広すぎる様な気がします。
(1) うどん打ち体験	<b>今後、力を入れていくべきこと</b>
(2) ミニコンサート	○多くの人に活動を知ってもらう事が今は大切なのでは…。
6 市内、地域のイベント等への参加	○地域福祉協議会の目的や活動内容を多くの人に周知できる様にする。
(1) 福祉フェスティバル	○どなたでも参加しやすい楽しい活動。
(2) ボランティアまつり	○大きな地区と小さな地区対象のイベント
(3) 福進協合同視察研修	○高齢者と若者のつながり。
(4) 地域デビューセミナー	○貧困層への支援。



## (2) 東部第二地区

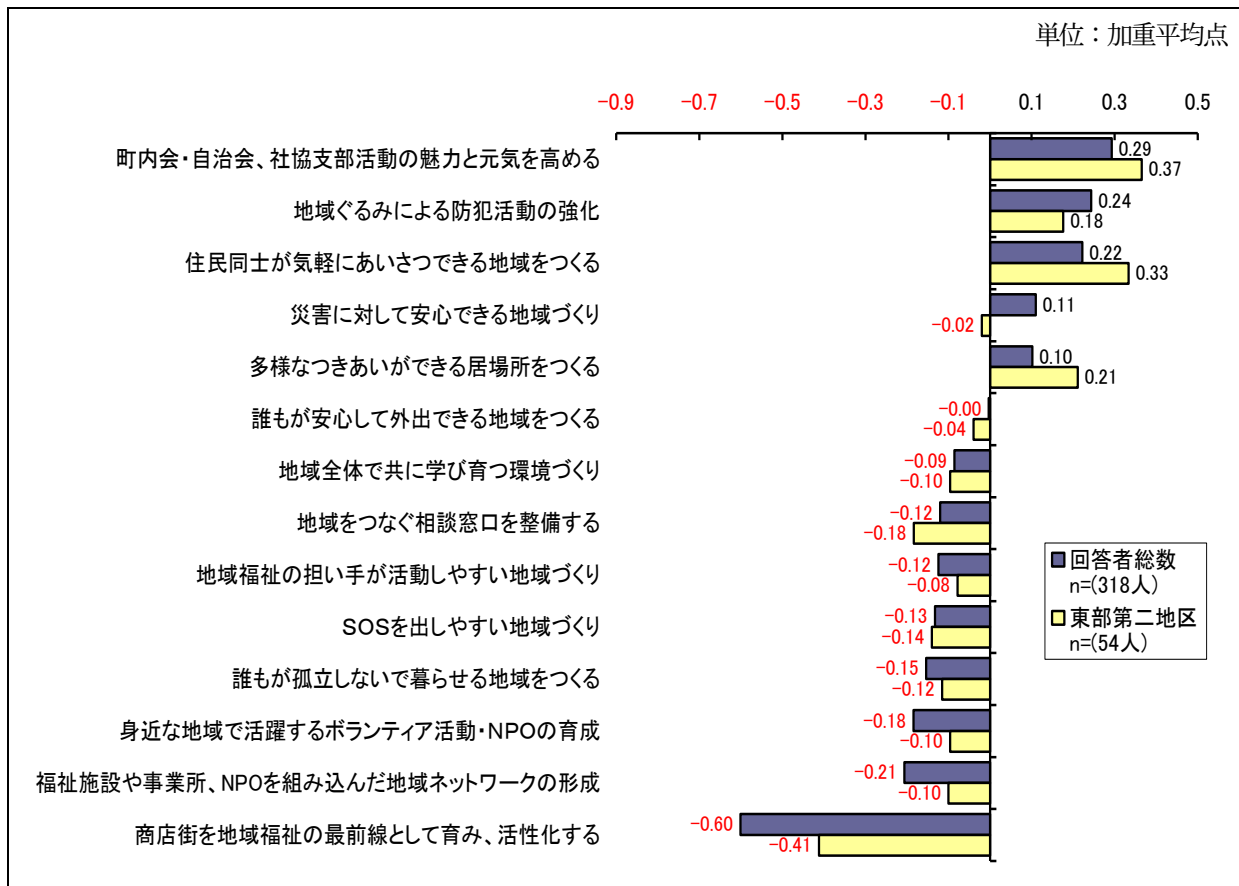
### ①地域福祉推進協議会及び地域の支え合いの効果への評価

○地域福祉推進協議会への評価では「とてもよく活動している」の割合が回答者総数（四地区）に比べて低くなっています。



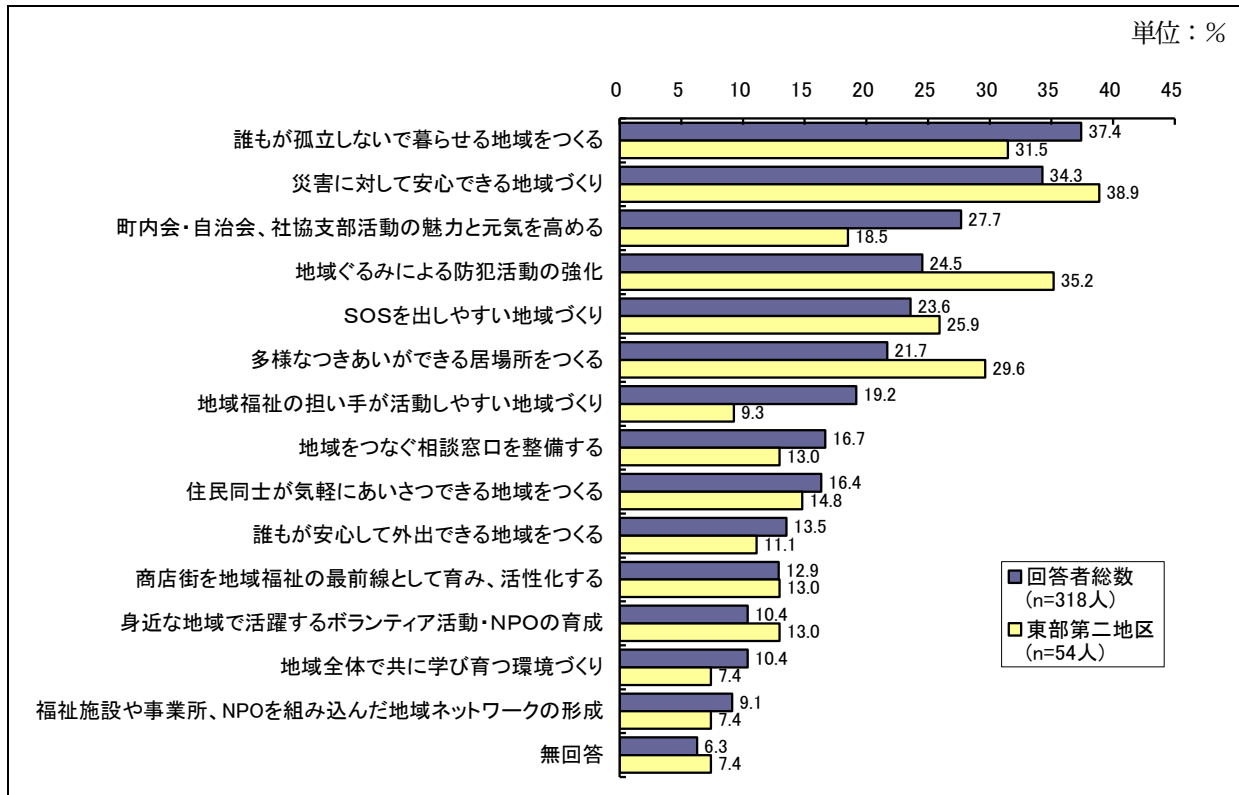
### ②現行計画の取組に対する評価

○回答者総数に比べて「住民同士が気軽にあいさつできる地域をつくる」や「多様なつきあいができる居場所をつくる」の評価が高くなっています。



③今後の重点施策

○「災害に対して安心できる地域づくり」、「地域ぐるみによる防犯活動の強化」及び「多様なつきあいができる居場所をつくる」の割合が高くなっています。



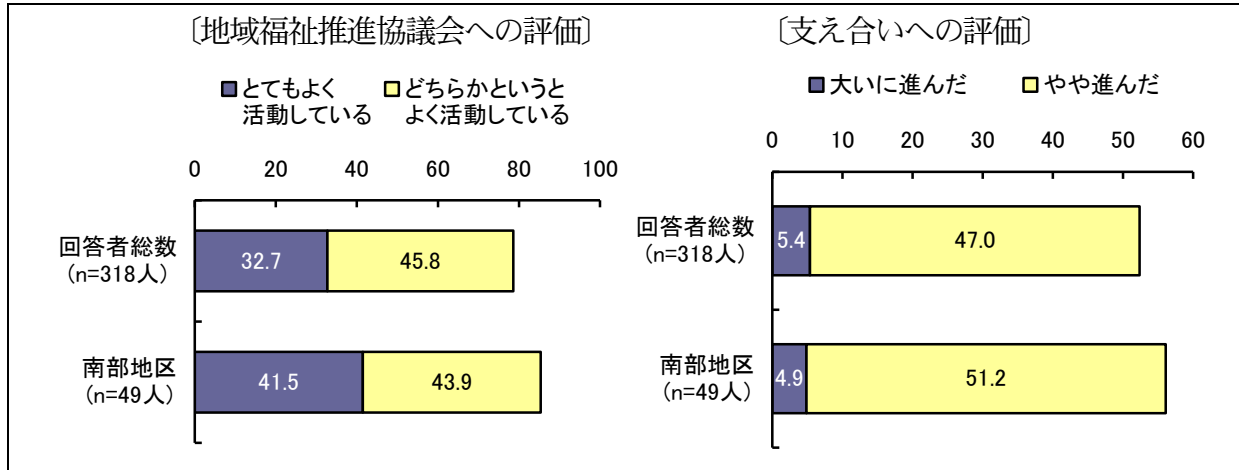
④取組内容と担い手調査からの主な意見

主な取組等 (平成27年度)	特に進んだと思うこと
平成20年度設立 1 ふれあいの場づくり (1) すこやか水曜会 (2) 菜々の郷土曜会 (3) KOTORIの会 (4) 歌声ひろば「ひびき」 2 地域に活動の場づくり (1) 中間報告会 (2) 菜々の郷まつり、福祉フェスティバル等への参加 3 お互いを理解するために (1) 視察研修 (2) 高齢者認知症徘徊模擬訓練 (3) 防犯セミナー等 4 情報の発信と共有 (1) 「東二せせらぎ通信」 (2) 「東二だより」	○食事会、研修会等が定期的開催されるようになった。 ○高齢者の集い、食事会、イベント等への出席者が増加してきています。 ○地域福祉活動でのコミュニティ教室、特に認知症についての知識。 ○困っている人に声をかけて良いのか迷っていた人が、進んで声かけや手伝いのできるようになった。
	<b>活動に関して課題となっていること</b>
	○たまり場活動等に参加している方は、お元気な方が殆どです。外に出て来れない方が、孤立しないで暮せるような取り組み。 ○いつも同じ人が活動している。 ○地域が広すぎて活動する人が固定されている。 ○東二地区は主に栄地域が活動の場になっているため、他地域の人はあまり参加していないように見受けられる。
	<b>今後、力を入れていくべきこと</b>
	○求めている人には、訪問して話を聞いてあげる。声かけをする。 ○町内会・自治会共と協議会が互いに働きかけ助け合いできる事業。 ○町会・老人会・学校とも共に地域の問題を話し合い解決できる様にしたい。 ○大きなイベントではなく、地域に密着したたまり場活動に力を入れたいと思います。 ○福進協の活動はボランティアなので、専従者がいた方が活動できると思う。

### (3) 南部地区

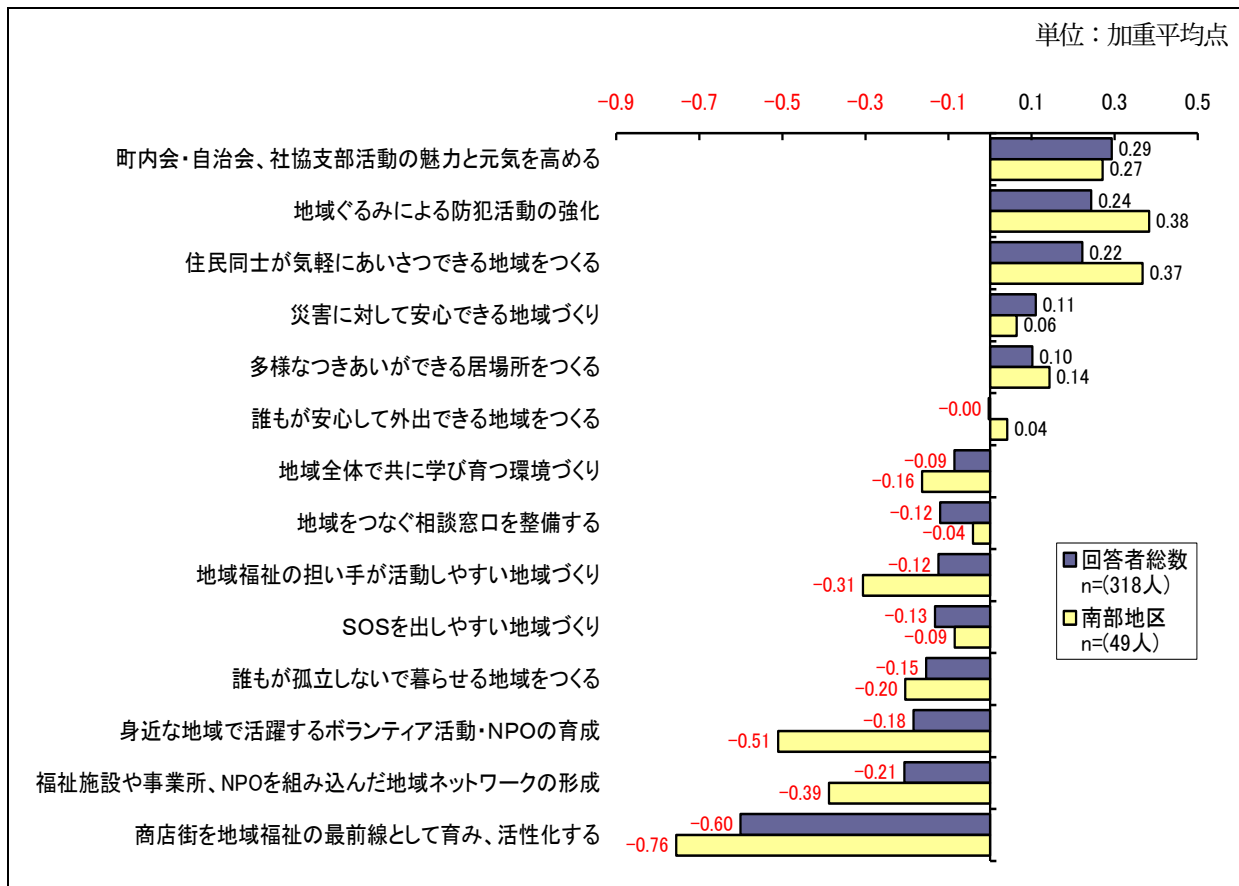
#### ①地域福祉推進協議会及び地域の支え合いの効果への評価

○地域福祉推進協議会への評価では「とてもよく活動している」の割合が回答者総数（四地区）に比べて高くなっています。



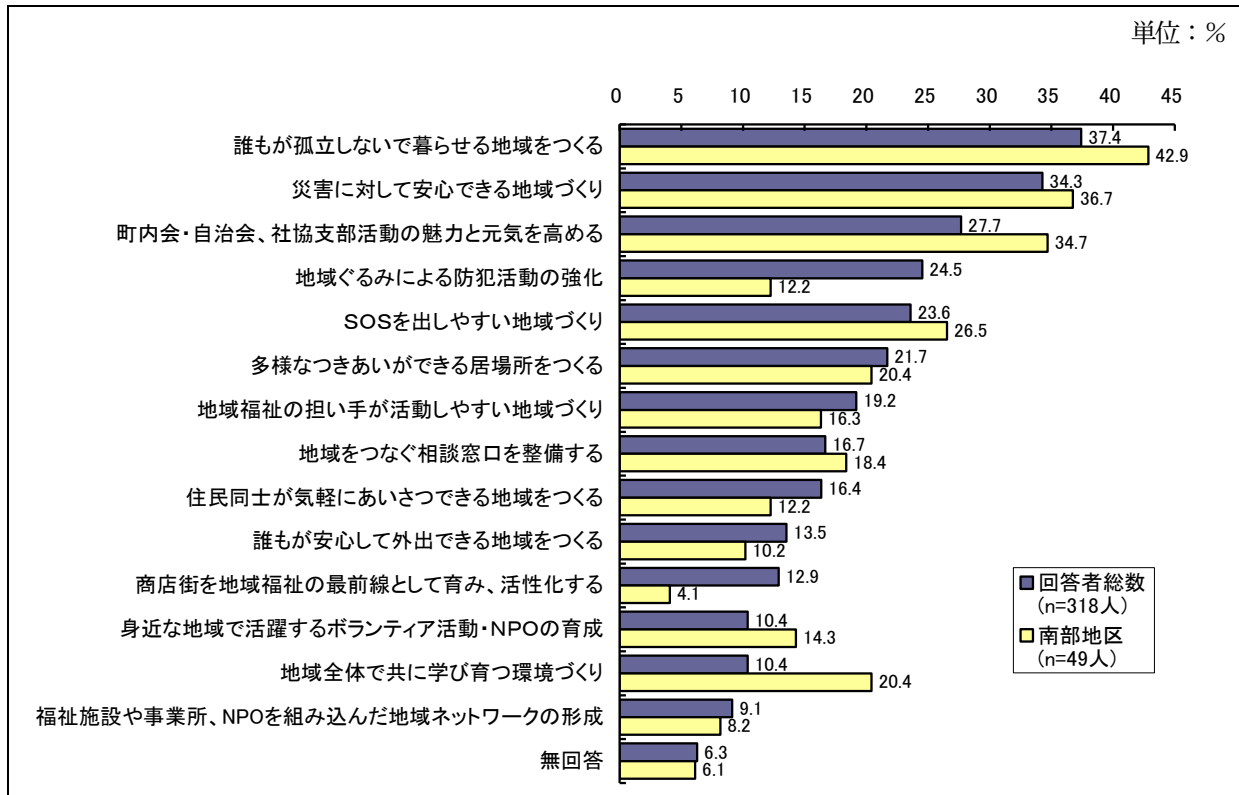
#### ②現行計画の取組に対する評価

○回答者総数に比べて「地域ぐるみによる防犯活動の強化」や「住民同士が気軽にあいさつできる地域をつくる」の評価が高くなっています。



③今後の重点施策

○「誰もが孤立しないで暮らせる地域をつくる」及び「町内会・自治会、社協支部活動の魅力と元気を高める」の割合が高くなっています。



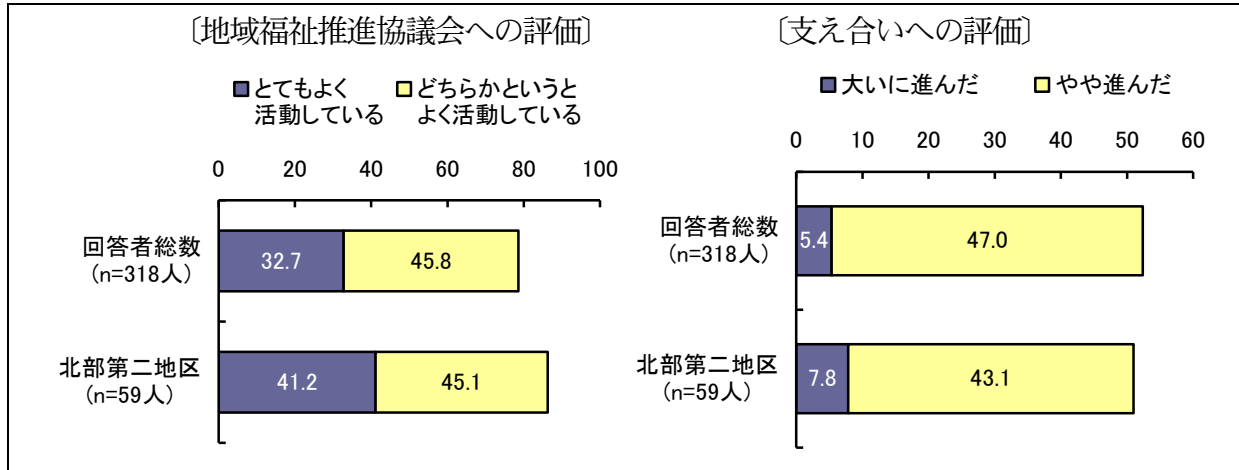
④取組内容と担い手調査からの主な意見

主な取組等 (平成27年度)	特に進んだと思うこと
平成19年度設立 1 5か所の「おしゃべりの家 (みんなの家)」 2 「おしゃべりの家」の運営者等の集い 3 地域福祉情報の共有化 4 「南の風」勉強会 (年5回実施) 5 他地区福進協との連携 6 イベント (1) 「落語会」 (2) 「地域で子育て・みんなで遊ぼう 親子の集い」 (3) 「男の料理教室」 7 町内会・自治会との連携	○サロン活動が定着し、出かける場所として認知されていること。 ○おしゃべりの家に足を運んでくれる方が増えたと思います。 ○社協・町内会・自治会の連携で輪が大きくなったと思う。 ○地域福進協と、地域のNPO法人、高齢者相談センター、福祉施設などとのネットワークができた様に感じます。
	<b>活動に関して課題となっていること</b>
	○出られない方をどのようにサポートするか。 ○毎回同じ人が参加する。 ○推進するボランティアの高齢化、新人が入ってこない。 ○地域福祉推進協議会の宣伝力が足りない。
	<b>今後、力を入れていくべきこと</b>
	○もっと多くの人に、活動を知ってもらえる様にする事が第一。 ○高齢者に拘らず障がい者、子ども等、行政の支援枠組みから漏れた人への支援 (運営コーディネーターが必要)。 ○次の世代を取り込む活動は大切だと思います。 ○地区ごとに小規模な活動を計画して、気軽に参加できるようにする。 ○町内会での中に地域福祉をもっと知ってもらおう活動がないと、上だけの活動になる。

### (4) 北部第二地区

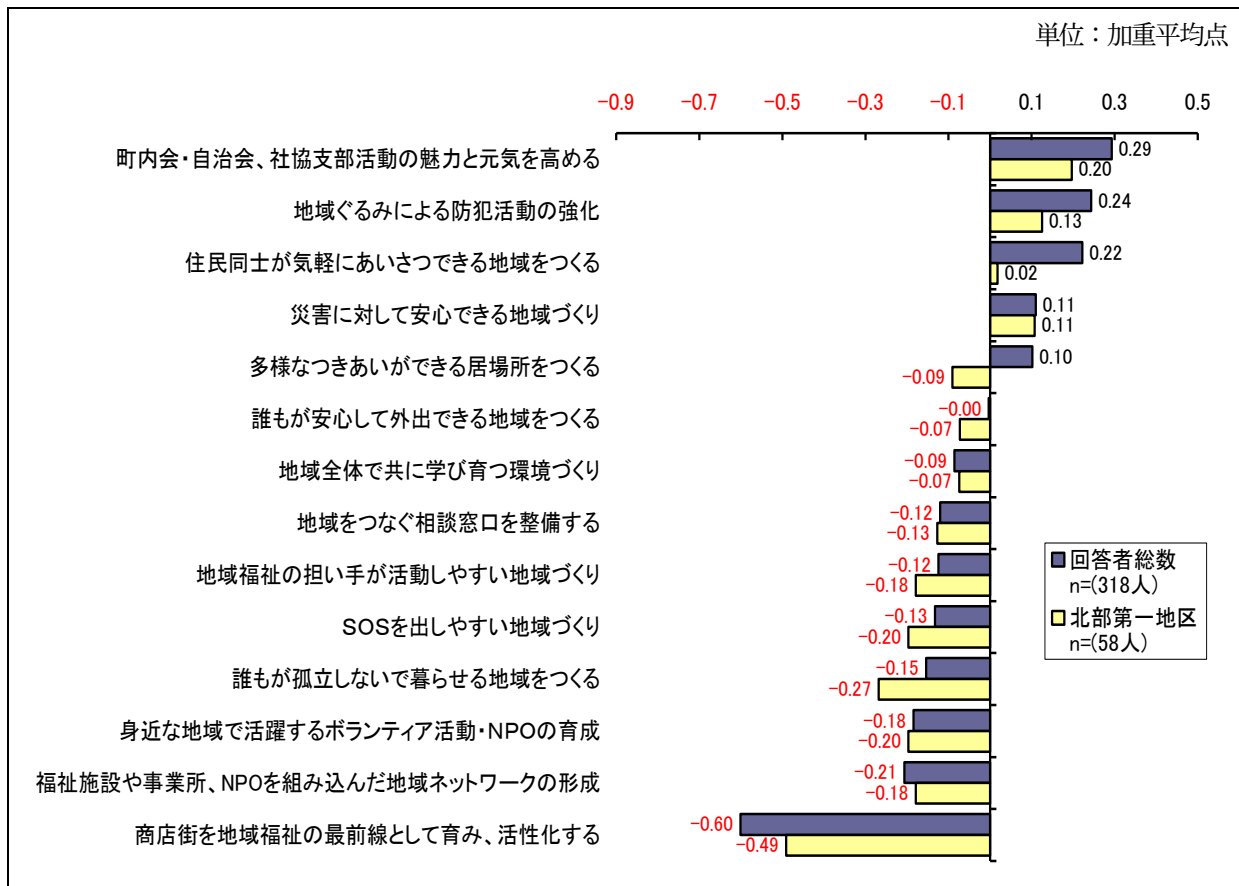
#### ①地域福祉推進協議会及び地域の支え合いの効果への評価

○地域福祉推進協議会への評価では「とてもよく活動している」の割合が回答者総数（四地区）に比べて高くなっています。



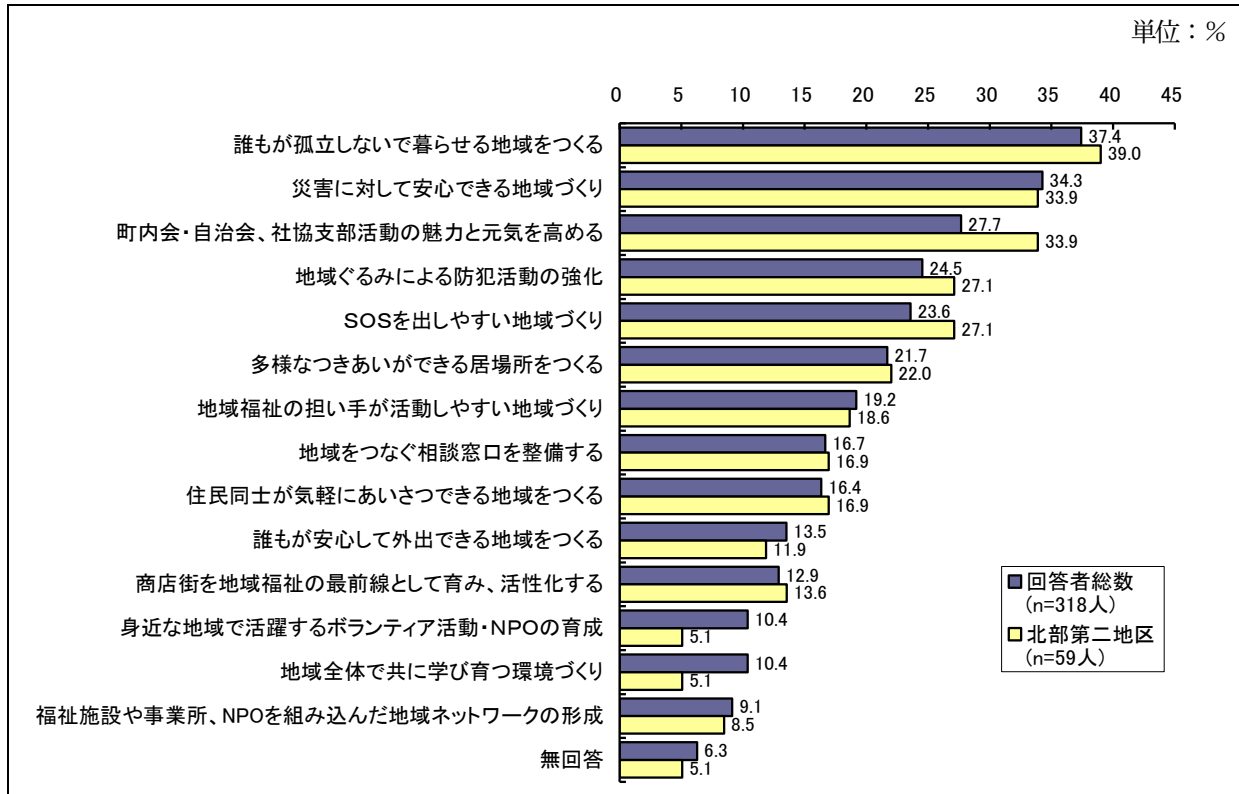
#### ②現行計画の取組に対する評価

○回答者総数に比べて「住民同士が気軽にあいさつできる地域をつくる」の評価が低くなっています。



③今後の重点施策

○「町内会・自治会、社協支部活動の魅力と元気を高める」の割合が高くなっています。



④取組内容と担い手調査からの主な意見

主な取組等 (平成27年度)	特に進んだと思うこと
平成19年度設立 1 情報の集積・共有・発信 2 たまり場づくり 3 支えあいの仕組みづくりに向けて 4 互いを理解し合うために 5 地域を知るために 6 地域の宝探し 7 農ある町づくり 8 安心・安全なまちへ (防災プロジェクト) 9 共に育ち・学ぶまちへ (遊び場プロジェクト) 10 イベントの実施 ~出会いと交流の場~ 11 研修	○活動の状況が徐々に知られ、イベントへの参加が増えて来た。 ○地域の高齢者の方、そして子ども達の顔が沢山見えて来た。声がかいけやすくなったと思います ○フェスタや防災キャンプを通し、町内会間の交流ができ、若年層も参加してくれるようになった。
	<b>活動に関して課題となっていること</b>
	○特定の地域での活性化は進んでいるが、活動が低いところもある。 ○町内会の協力が必要。特に町内会会長の理解が必要。 ○新規の参加者がなかなか増えないのと、拠点となる場所がない。 ○地域の支え合いを支えるコミュニティーワーカーの配置が必要 ○一部の方々の考えに片寄ってしまい、広い地区の声を吸い上げていない。
	<b>今後、力を入れていくべきこと</b>
	○お茶会程度の集まりを数か所で開く。 ○貧困対策 ○町内会との連携が必要と思います。 ○孤立しそうな高齢者でひとり暮らしの人に対する支援がもっと必要。 ○11町内会には11分の1ずつ力を入れてほしい。一部の地域だけの活動が多い、町会長の話を聞いたり問題点を話し合ったりしてほしい。 ○地域に任せる事も大事だが、行政も力を入れて行くべきと思います。

### 3 第2次計画の主な成果

#### (1) 町内会活動への支援体制の強化が図られた

高齢化が進展し、町内会活動の担い手の確保等が困難となりつつある中で、支援体制の強化を図ることができました。

その結果、現時点でも町内会加入率は近隣自治体に比べて高い水準にあり、活動も活発となっています。

#### (2) 相談支援体制の強化が図られた

第2次計画では、専門的な相談支援体制の強化が図られました。

特に児童・子育て関連では、発達の遅れや育児不安、経済的問題など相談ニーズが複雑・多様化し、相談件数も増加しているため、家庭児童相談員を増員し、他部門と連携しながら継続的な支援を行う体制を確立するとともに、ひとり親家庭の支援を強化するため母子・父子自立支援員を新たに配置しました。

また、離職を余儀なくされた方などの生活や住宅、就労等に係る総合相談窓口として生活相談を開設し、生活相談員がケースワーカーや関係部門と連携しながら対応しています。

地域における相談窓口として、地域子育て支援センターの設置を進めるとともに、各圏域に設置した地域包括支援センターについて、市民に親しみやすい窓口とするため、「高齢者相談センター」と呼称し、普及に努めました。

#### (3) 地域福祉推進協議会の設立が進み、活動の充実・拡大が図られた

東部第一地区及び北部第一地区の地域福祉推進協議会の設立を図りました。このうち東部第一地区では平成26年度に地域福祉地区活動計画を策定し、北部第一地区でも平成28年度中に策定にとりかかりました。

既存の北部第二地区、南部地区及び東部第二地区、並びに新たに設立した東部第一地区の活動は、ふれあい交流事業（お茶会など）を始めとする、自然な支え合いのできる地域を作るための事業が活発に展開され、活動の充実・拡大が図られています。

表 地域福祉推進協議会の設立状況

圏域名	設立年度
東部第一地区	平成 25 年度
東部第二地区	平成 21 年度
西部地区	—
南部地区	平成 19 年度
北部第一地区	平成 27 年度
北部第二地区	平成 19 年度



## 4 第3次計画策定に向けた課題

### (1) 町内会の加入促進と活動への支援

町内会は、近隣自治体に比べて高い加入率を誇り、本市の地域福祉活動を支える重要な役割を担っています。今後とも高い水準の加入率及び活動内容を維持するとともに、地域で発生する様々な課題への対応力を高めていけるよう支援していく必要があります。

また、第1次計画・第2次計画では住民同士が支え合える地域づくりを進めてきましたが、今後はさらに障がい者や外国人、低所得者なども地域の一員として共に支え合いながら暮らしていく理念を共有することにより、福祉コミュニティ<sup>※</sup>の形成を目指していくことが求められています。

### (2) 専門的かつ総合的な相談支援体制の強化

市民の相談内容は複雑多様化しながら量的にも増加しつつあり、より専門的で総合的な支援体制を強化していくことが求められています。市民意識調査でも、相談窓口の充実が今後の重点施策として最上位項目に挙げられており、市民ニーズの強さがうかがえます。

市では、第2次計画期間内において相談窓口における専門的人材の増員や新規に配置することによって、継続的・横断的な対応を行うことができました。

今後は、行政と地域の連携を強化しながら、フォーマル・インフォーマルの協働による支援が可能となる体制づくりを目指すことが求められています。

一方、地域における相談窓口としては、高齢者相談センター、地域子育て支援センター等における機能と相互の連携を充実・強化していくことが求められています。

また、中長期的な課題として、高齢者、児童、障がい者など全ての人々に対応した包括的・総合的な相談支援体制を確立し、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に作り高め合う地域共生社会の実現を目指すことが求められています。



すこやか水曜会風景（東部第二地区）

<sup>※</sup> 「福祉コミュニティ」とは、地域住民が福祉について関心と理解を高め、積極的な参加によって、援助を必要とする人々に対して福祉サービスや多様な支援を提供する地域共同体をいいます。通常のコミュニティでも住民同士の支え合いは行われますが、障がい者や外国人、低所得者なども地域の一員として認め合う理念を共有していることが特徴となっています。



### (3) 身近な地域における介護予防・認知症施策の推進

高齢化が進展するなかで、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、要介護高齢者など支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

誰もが住み慣れた家庭や地域でいきいきと自分らしい生活が送れる、活力ある「健康長寿のまち」の実現に向けて、認知症の人と家族を支援する地域づくりと、介護予防や居場所づくりに向けた住民の主体的な活動を支援する取組を強化していく必要があります。

### (4) 地域福祉推進協議会の全地区への設立と推進体制の強化

地域福祉推進協議会は町内会関係者や社協支部関係者、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO・障がい者団体関係者が一堂に会し、各圏域で一体感のある地域福祉活動を行う組織で、本市の地域福祉圏域におけるネットワーク<sup>\*</sup>の要となっています。

現在、市内6圏域のうち5圏域で設立されていることから、今後は全地区への設立と地域福祉地区活動計画の策定を推進する必要があります。

また、地域福祉推進協議会が各地区の特徴をいかしながら活動していけるための環境づくりを進めていくことが求められています。

### (5) 新たな福祉課題への対応

本市では、高齢者が住み慣れた地域において、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>の構築を目指しています。地域包括ケアシステムでは、生きがいある生活の実現や日常生活で発生する様々なニーズに対応するため、町内会等によるコミュニティ活動やNPO、民間企業、ボランティア、社会福祉法人などによる生活支援など、地域福祉活動による取組が重要な要素となっています。

また、今後はひとり暮らし高齢者が増加し、認知症などにより自分では判断できない市民が安心して生活できる地域づくりが求められています。そのため、地域における見守り体制の強化や権利擁護施策の推進が重要な課題となります。

さらに、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が施行されました。この制度は、地域福祉を進めていく上で重要な施策であることから、計画的な取組を推進していく必要があります。

※ 「地域福祉圏域におけるネットワーク」については、85ページをご覧ください。

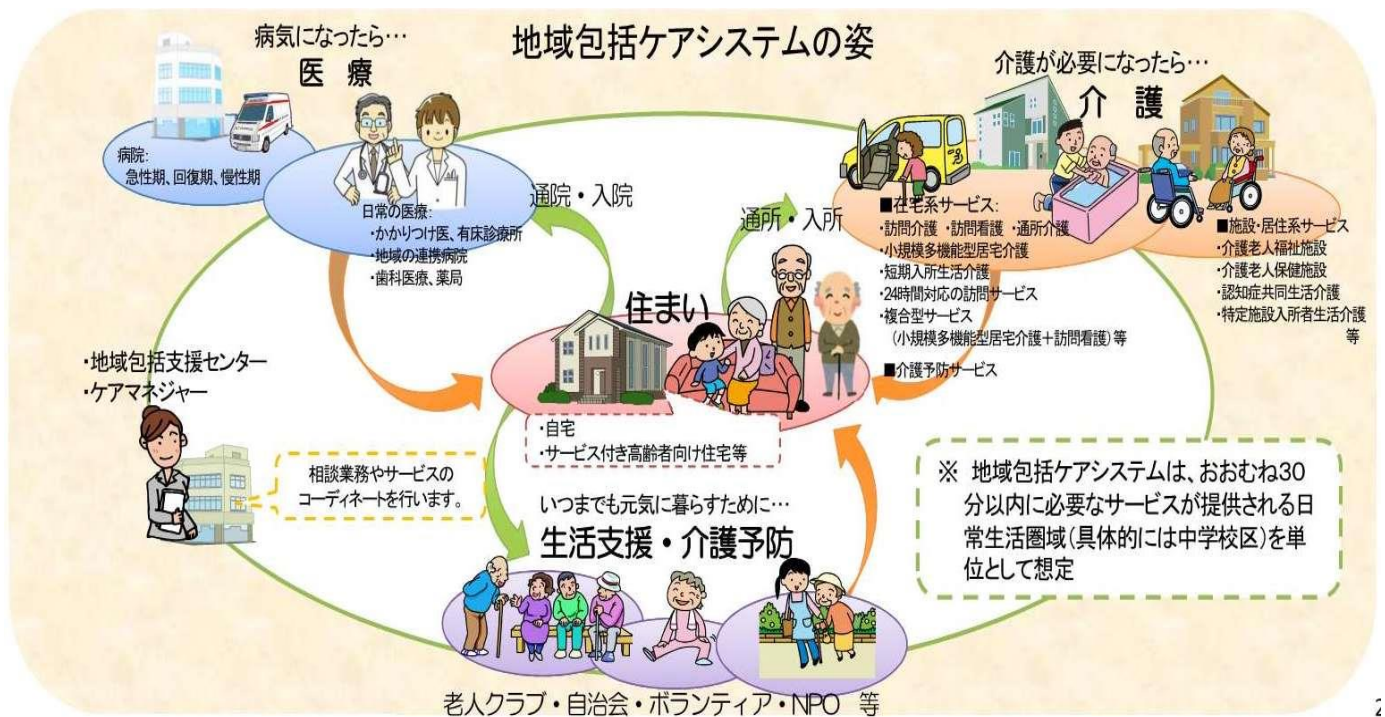
※ 「地域包括ケアシステム」については、34ページをご覧ください。

## 参考：地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムとは、高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みのことで、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を目途に、その構築を目指しています。

第6期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの実現に向けて、次の4項目を中長期的な重点的取組事項として位置付けられています。

- (1) 在宅医療・介護連携の推進
- (2) 認知症施策の推進
- (3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- (4) 高齢者の住まいの安定的な確保



出典：厚生労働省「地域包括ケアシステム」より抜粋

## 第3章 計画の基本的な考え方

---



ふれあいの家栗原風景（南部地区）

## 1 第3次計画の基本的考え方

この計画の基本理念は、第1次計画策定時に本市が目指す地域福祉の在り方を市民、社会福祉協議会及び市が一体となって検討し設定したものであり、本市の地域福祉における普遍的な理念となっています。

したがって、第3次計画は、第2次計画のこれまでの方針を引き継ぎつつ、取組に対する評価や各種調査の結果等を踏まえつつ、平成27年4月から施行している生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者への支援や平成37年に向けて取り組んでいる地域包括ケアシステムの構築など、地域福祉の新たな課題への対応を行うという視点で策定しました。

その結果、第3次計画では、次の取組を重点的に推進していきます。

### (1) 町内会の加入促進と活動への支援

町内会については、今後とも高い水準の加入率及び活動内容を維持するため、転入者等に対する町内会加入の促進を図るとともに、コミュニティ活動への支援を行います。また、各町内会ごとに担当する職員を配置し、市政に関する情報の提供や身近な課題の解決に向けた支援等を行います。

福祉コミュニティの形成に向けて、ノーマライゼーションや「共に生きる」等の地域福祉の理念の一層の普及を図っていきます。

### (2) 専門的かつ総合的な相談支援体制の強化

市役所等における専門的相談窓口については、引き続き体制の充実を図るとともに各地域福祉圏域におけるネットワーク\*との連携を強化します。

また、各地域福祉圏域における専門的な相談窓口である高齢者相談センターや地域子育て支援センターの機能強化と連携を推進します。

このうち高齢者支援においては、医療が必要な要介護高齢者等も在宅で生活ができるよう、医療と介護の連携を推進します。

子育て支援においては、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるための支援体制を強化するとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」の整備を行います。

障がい者支援においては、国・県の動向を踏まえながら地域生活支援拠点の設置を目指します。

また、中長期的な視点から、各地域において全世代・全対象者の包括的な相談支援体制を構築し、地域共生社会の実現を目指します。

\* 「地域福祉圏域におけるネットワーク」については、85ページをご覧ください。

### (3) 身近な地域における介護予防・認知症施策の推進

認知症の人と家族が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症サポーターの養成等により地域住民の認知症に対する理解を深めるとともに、街中で困っている認知症高齢者に声かけなどの具体的な訓練ができる機会を提供します。

また、「元気アップ広場」など身近な場所における介護予防活動を推進するとともに、「ほっと茶や事業」、「会食ふれあい事業」など多様な居場所づくりを促進します。

### (4) 地域福祉推進協議会の全地区への設立と推進体制の強化

西部地区における地域福祉推進協議会の設立と地域福祉地区活動計画の策定を推進します。

また、地域福祉推進協議会が各地区の特徴をいかしながら活動していけるよう、社会福祉協議会における事務局機能を強化するとともに、各地区に担当職員を配置し、情報提供や活動調整等の支援を行います。さらに、町内会と地域福祉推進協議会が連携・協働できる環境づくりを進めます。

### (5) 新たな福祉課題への対応

#### ①地域包括ケアシステム構築に向けた取組と地域福祉総合支援体制の連携

本計画では、自助・互助・共助・公助の役割分担によって全ての市民の生活を支える仕組みとして地域福祉総合支援体制<sup>※</sup>の構築を目標として掲げています。地域福祉総合推進体制は全市民を対象とした仕組みであり、高齢者を対象とする地域包括ケアシステムを包含する概念となっています。

そのため、今後、市が進める地域包括ケアシステムの構築と地域福祉総合支援体制の整備を協調・連携して行っていきます。

#### ②地域における見守りと権利擁護の推進

支援を拒否する人や、認知症や障がいなどで判断能力が十分でない人など、自らSOSを出すことが困難な人を見守り、必要に応じて専門的機関と連携して対応できるよう、地域におけるネットワークの整備を推進します。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業など権利擁護事業の活用を促進します。

#### ③生活困窮者自立支援制度の推進

生活困窮者への自立支援については、個別の支援プランを行う相談支援事業や住居確保給付金の支給等を進めるとともに、就労支援や生活困窮家庭の子どもへの学習支援など、多様な支援を推進します。

※ 「地域福祉総合支援体制」については、84ページをご覧ください。

## 2 基本理念

市民、社会福祉協議会及び市がそれぞれの立場から同じ目標に向かって取組を推進していくため、第2次計画を継承し、次の基本理念を掲げます。

### 支え合い、つながり合い、安心があり、 支え合いを支えるまち にいざ

#### (1) 人と人との支え合いによるまちづくり

市民・社会福祉協議会・市（以下、「わたしたち」といいます。）は、住み慣れた地域に関心を持ち、地域住民相互のふれあいを大切にするとともに、市民一人ひとりの心に優しさを育み、みんなが互いに親切で思いやりを示すことができ、自然に参加して共に支え合うまちづくりを目指します。

#### (2) 「人と人」や「人と社会資源」がつながる優しさのあるまちづくり

わたしたちは、住み慣れた地域で、誰もが笑顔であいさつを交わし、みんなが互いに親切で思いやりをもって交わりのできるまちを目指します。また、普段の生活で困ったときには、公的な制度はもとより、あらゆる福祉的課題を受け止めてくれる身近な相談窓口があり、ボランティア活動など様々な地域の福祉資源がつながる優しさのあるまちづくりを目指します。

#### (3) 福祉で安心して住みやすいまちづくり

わたしたちは、住み慣れた地域の中で人と人が支える福祉力で、子どもから高齢者、障がい者や市民の一人ひとりが孤立することなく、それぞれの持てる力をいかして活動しやすい社会生活や快適な日常生活が営めるよう、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

#### (4) 支え合いを支える仕組みづくり

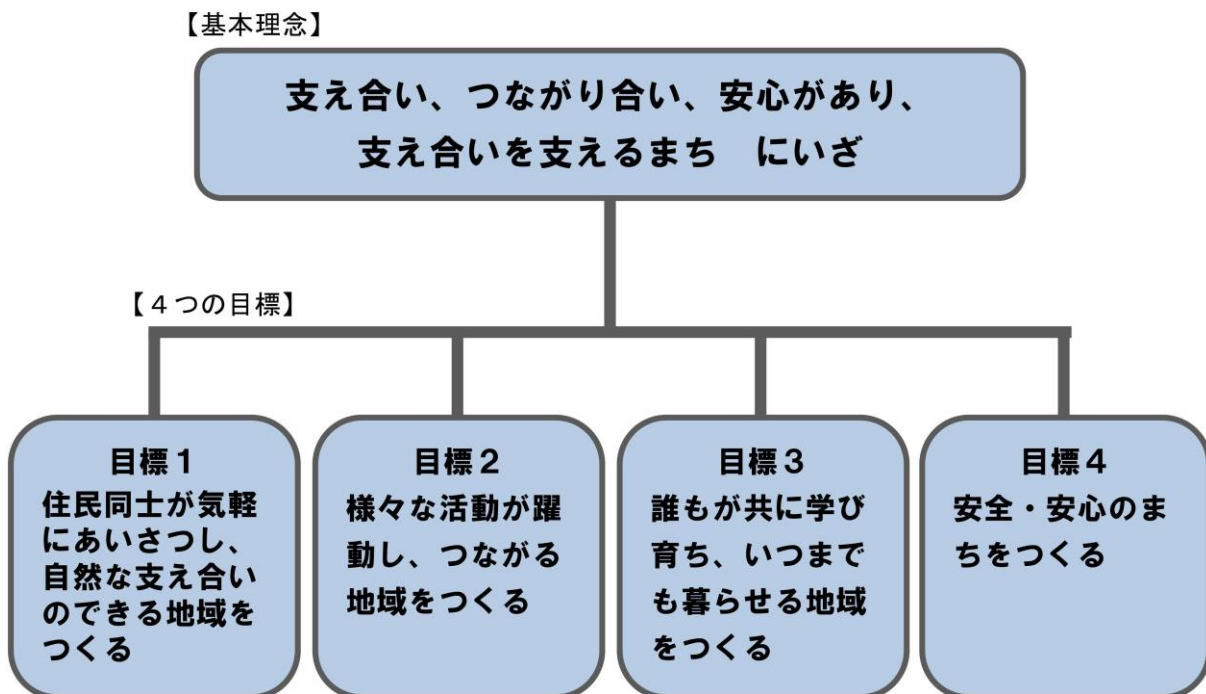
わたしたちは、それぞれの立場から支え合っていますが、市民と市民、市民と福祉団体の支え合いでは限界があります。市民が住み慣れた地域で生活できるよう、市民と社会福祉協議会及び市がそれぞれの長所を発揮しながら、互いに支え合える仕組みづくりを目指します。

### 3 計画の目標

この計画では、基本理念を達成するため、4つの目標を設定しました。これらの目標を実現するためには、市民一人ひとりが福祉意識を高め、市民、事業所、社会福祉協議会及び市がそれぞれの役割を果たしながら、連携、協働していくことが大切です。

そのためには、地域住民等と社会福祉協議会及び市が基本理念を共有し、連帯と協働のまちづくりに向けて取り組む姿勢が求められます。

図 地域福祉の基本理念と4つの目標







## 第4章

# 目標実現に向けた市民・市及び 社会福祉協議会等の取組

---

- 目標1 住民同士が気軽にあいさつし、  
自然な支え合いのできる地域をつくる.....P.43
- 目標2 様々な活動が躍動し、つながる地域をつくる.....P.55
- 目標3 誰もが共に学び育ち、  
いつまでも暮らせる地域をつくる.....P.63
- 目標4 安全・安心のまちをつくる.....P.73



地域福祉地区活動計画策定ワークショップ風景（北部第一地区）



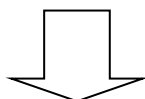
## 目標1 住民同士が気軽にあいさつし、自然な支え合いのできる地域をつくる

普段の生活において発生する身近な困りごとを解決するために、隣近所において市民同士が自然な支え合いのできる地域をつくるのが大切です。

そのため、町内会、社協支部等の活動を促進することによって、住民同士のふれあいや仲間意識を高めていける地域をつくるとともに、身近で気軽に相談できる環境をつくるのが大切となります。

また、自然な支え合いのできる地域は、ひとり暮らし高齢者や障がいのある市民が安心して暮らしていける地域にもつながります。

今後、ひとり暮らし高齢者や障がい者、外国人も含め、孤立しがちな人の状況をきめ細かく把握し、自然な支え合いによって、誰もが孤立することなく必要な支援を受けられる地域づくりを進める必要があります。



### 【目標実現に向けた市民・市及び社会福祉協議会等の取組】

No.1	町内会、社協支部及び地域福祉推進協議会の活動の促進	・・・	(P.44)
No.2	誰もが必要な支援を受けられる地域をつくる	・・・	(P.48)
No.3	地域と連携して展開する専門的・総合的相談支援体制の確立	・・・	(P.52)



栗原みんなで楽しむ家風景（南部地区）

## No. 1 町内会、社協支部及び地域福祉推進協議会の活動の促進

### 【現況】

現在、市内には町内会が61あり、加入状況は67.0%（平成28年1月1日現在）で、近隣自治体の中でも高い水準となっており、町内会活動も盛んに行われています。

また、地域福祉推進協議会は、市内6地区のうち5地区で設置され、まち歩きや講演会などの事業を通じて住民同士が知り合い、気軽に声をかけ合える地域づくりに向けた取組が実施されています。

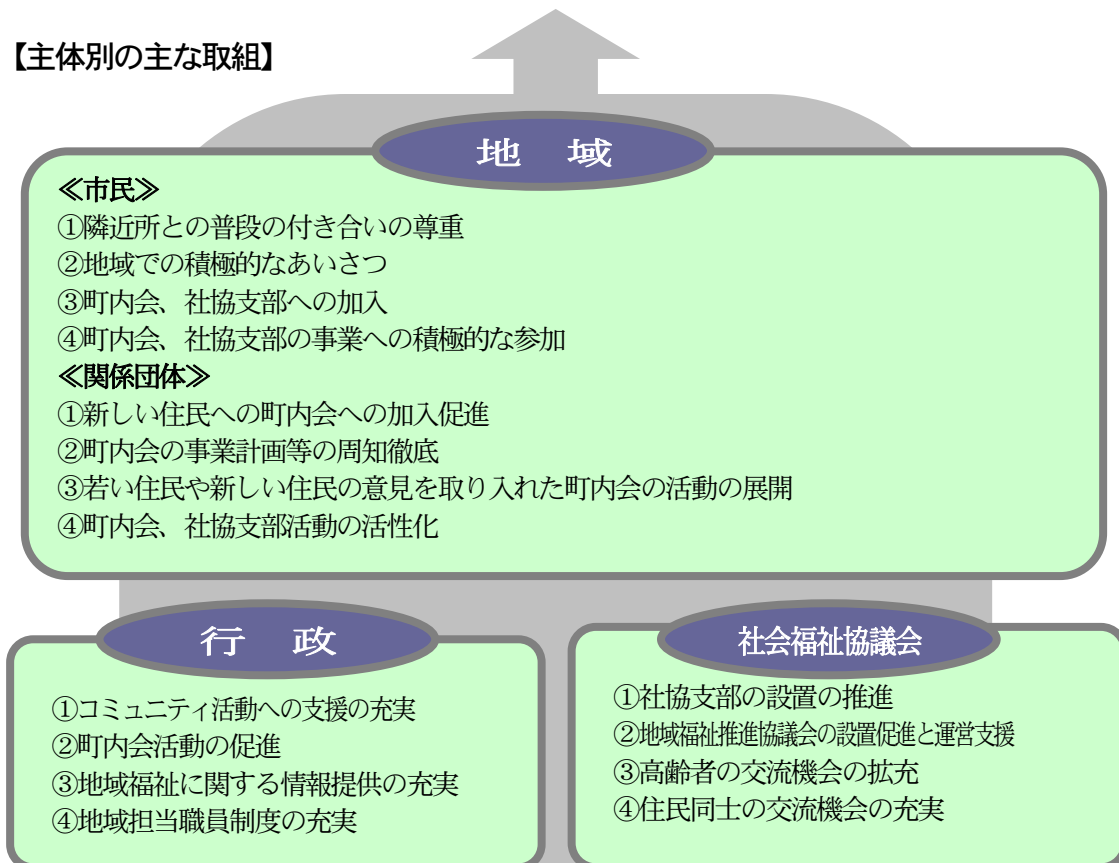
その結果、市民意識調査では、あいさつ若しくはそれ以上の近所付き合いをしている人が94.5%以上と、高い水準を維持しています。

今後は、全地区への設置を推進するとともに、各地域における取組への支援の充実が求められています。

### 【課題】

- (1) 町内会、社協支部における加入率の維持・向上を目指す
- (2) 地域福祉推進協議会及び福祉に関する理念の理解向上を図る
- (3) 魅力ある地域活動を展開するための支援を行う
- (4) 社協支部の設置推進を図る

### 【主体別の主な取組】



**【主な施策・事業】**

(1) 行政の取組 (P.92)

①コミュニティ活動への支援の充実

〔コミュニティ推進課〕

自治と連帯の意識高揚を目指し、町内会及びコミュニティ関係団体への助成を行うとともに、町内会が実施する事業等への支援を行います。

大規模な集合住宅等が新たに建設された場合には、コミュニティの形成について、関連情報の提供等の支援を行います。

②町内会活動の促進

〔コミュニティ推進課〕

地域コミュニティの核である町内会への加入を促進するため、転入者に対して町内会加入の案内を行います。

また、住民の自治意識の高揚を図るため、地域の施設である市立集会所や公園の管理について、地元の町内会への委託を進めるとともに、町内会が主催するイベントなど、地域の活動を支援します。

③地域福祉に関する情報提供の充実

〔市政情報課、観光推進課、生活福祉課〕

若年世代の市民や市外からの転入者等を始めとする全ての市民が、本市の情報を容易に入手し、町内会や社協支部活動、地域福祉活動への関心と意欲を高めることができるよう、コミュニティ情報、地域福祉情報提供の充実を図ります。

また、「にいざの地域活動だより」等による市民の地域活動関連情報の情報発信を行います。

④地域担当職員制度の充実

〔コミュニティ推進課〕

行政と地域との橋渡し役として、地域担当職員制度を実施し、行政情報の提供や地域課題の解決に向けた取組を推進することにより、地域との連携を深め、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。



栗原みんなで楽しむ家風景（南部地区）

(2) 社会福祉協議会の取組 (P.93)

①社協支部の設置の推進

〔地域福祉課〕

61町内会中、52町内会において社協支部が組織されています。現在、社協支部の組織率を高め地域福祉活動を推進するため、説明会等を開催し、未設置の町内会へ働き掛けます。

②地域福祉推進協議会の設置促進と運営支援

〔地域福祉課〕

地域福祉推進協議会未設置地区である西部地区への設置を支援するとともに、各地域福祉推進協議会の活動に対し、企画・運営等に関する相談や事務局機能の提供等の支援を行います。

③住民同士の交流機会の拡充

〔地域福祉課〕

地域に居住する高齢者等が、地域社会との交流を広めるとともに、健康の増進を図るため、会食ふれあい事業を開催します。

④高齢者の交流機会の拡充

〔地域福祉課〕

各地区福祉推進協議会において、住民同士が気軽に顔を合わせ、つながりを深めるきっかけを作るため、サロン活動やお茶会等を開催します。



北原おしゃべりの家風景（南部地区）



## No. 2 誰もが必要な支援を受けられる地域をつくる

### 【現況】

市では、ひとり暮らし高齢者への緊急連絡カードによる支援や高齢者相談センター（地域包括支援センター）（以下、高齢者相談センターという）による見守り・訪問活動のほか、社協支部が中心となって会食ふれあい事業や見守り事業を行っています。

市民意識調査では、ひとり暮らし高齢者等の安否確認について86.4%が「できる限り協力したい」若しくは「無理のない範囲でなら協力したい」と回答しており、こうした意識の高さを実際の活動へとつなげていく取組が求められています。

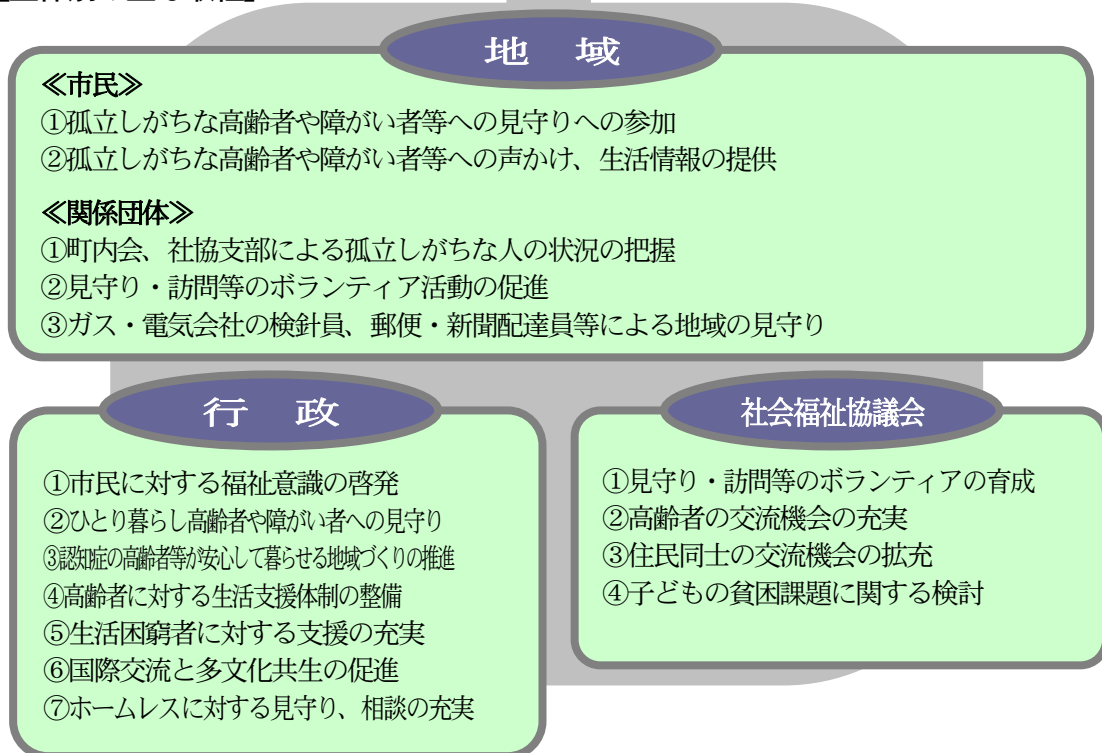
また、国籍を問わず誰もが協働して地域づくりに取り組める、多文化共生のまちづくりを推進する必要があります。

近年、厳しさを増す経済環境などを背景に、中高年世代の孤立や子どもの貧困の問題が顕在化しています。このことから、更なる地域の支え合い強化が求められています。

### 【課題】

- (1) 孤立している人の状況把握と声かけ、見守りの体制を整備する
- (2) 孤立させないための仕組みをつくる
- (3) ひとり暮らし及び認知症高齢者等や障がい者、外国人、低所得者に対する支援を行う
- (4) 子どもの貧困対策を推進する

### 【主体別の主な取組】



**【主な施策・事業】**

(1) 行政の取組 (P.93)

①市民に対する福祉意識の啓発

〔生活福祉課、関係各課〕

障がい者を始め、誰もが地域の一員として生活できるよう、地域福祉推進協議会と連携した取組を推進し、市民及び町内会等に対し、福祉に関する理解の普及・啓発に努めます。

また、障がいのある人もない人も、大人も子どもも、ふれあいと交流の輪を広げるため福祉フェスティバルを開催し、福祉意識の啓発を図ります。

②ひとり暮らし高齢者や障がい者への見守り

〔長寿支援課、生活福祉課〕

平成21年度から緊急連絡カードに緊急情報ステッカーを併用し、高齢者の安否確認や安心感の醸成に役立っていますが、今後、ますますひとり暮らし高齢者が増加していくため、さらに周知を図ります。

高齢者相談センターによる見守りについては、センターごとの見守り活動の状況や課題を把握することによって、活動内容の充実を図ります。

また、家庭を訪問する機会の多い事業者と安心・安全地域見守り活動に関する協定の締結を進めます。

③認知症の高齢者等が安心して暮らせる地域づくりの推進

〔長寿支援課〕

認知症の高齢者等が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症サポーター養成講座及び認知症高齢者徘徊模擬訓練等を推進するとともに、養成後の認知症サポーターの活躍機会の充実を図ります。

④高齢者に対する生活支援体制の整備

〔長寿支援課〕

高齢者相談センターが核となって、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援を担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援を行う体制の充実・強化を図ります。

⑤生活困窮者に対する支援の充実

〔生活福祉課〕

生活困窮者への自立相談支援事業や住居確保給付金の支給等を進めるとともに、就労支援や生活困窮家庭の子どもへの学習支援など、地域の実情に応じた多様な支援を推進します。

⑥国際交流と多文化共生の促進

〔コミュニティ推進課〕

関係機関と連携し、外国人市民に必要な情報が行き渡るように努めるとともに、相談窓口の周知を図ります。

また、国籍を問わず、市民一人ひとりが安心安全に自立した生活ができるような環境づくりや地域づくりを推進します。

市民の国際感覚・国際認識・国際理解を深めるために、互いの立場を理解し合い、それぞれの個性と能力を発揮し、共に地域を支え合う、活力あるまちづくりを進めるため、

交流機会の拡大と多文化共生の促進に努めます。

- ⑦ホームレスに対する見守り、相談の充実 〔生活福祉課〕  
ホームレスが自立して地域の一員として生活できるように、地域住民の理解と協力を得ながら継続的な支援に努めます。

(2) 社会福祉協議会の取組 (P.95)

- ①見守り・訪問等のボランティアの育成 〔ボランティアセンター〕  
ひとり暮らしの高齢者や障がい者、外国人等への見守り・訪問等を行うボランティアの育成を行う社協支部・地域福祉推進協議会に対して相談支援を行います。
- ②高齢者の交流機会の充実 〔地域福祉課〕  
地域に居住する高齢者等が、地域社会との交流を広め健康の増進を図るため、各地域の集会所等を会場として、会食ふれあい事業を促進します。
- ③住民同士の交流機会の拡充 〔地域福祉課〕  
各地区福祉推進協議会において、住民同士が気軽に顔を合わせ、つながりを深めるきっかけを作るため、サロン活動やお茶会等を開催します。
- ④子どもの貧困課題に関する検討 〔地域福祉課〕  
子ども食堂の展開や既存の会食会における多世代化など、地域の実情に応じた多様な取組方法について検討します。



堀ノ内楽しくおしゃべりの家風景（南部地区）

## No. 3 地域と連携して展開する専門的・総合的相談支援体制の確立

### 【現況】

本市の各相談窓口においては、専門的な人材を配置するとともに、各行政分野の連携を強化することにより、複雑・多様化する相談内容に的確に対応できる体制を確立しています。

一方、各地域福祉圏域においては、高齢者相談センターや子育て支援センターが設置され、身近な地域における相談支援体制の整備も進んでいます。

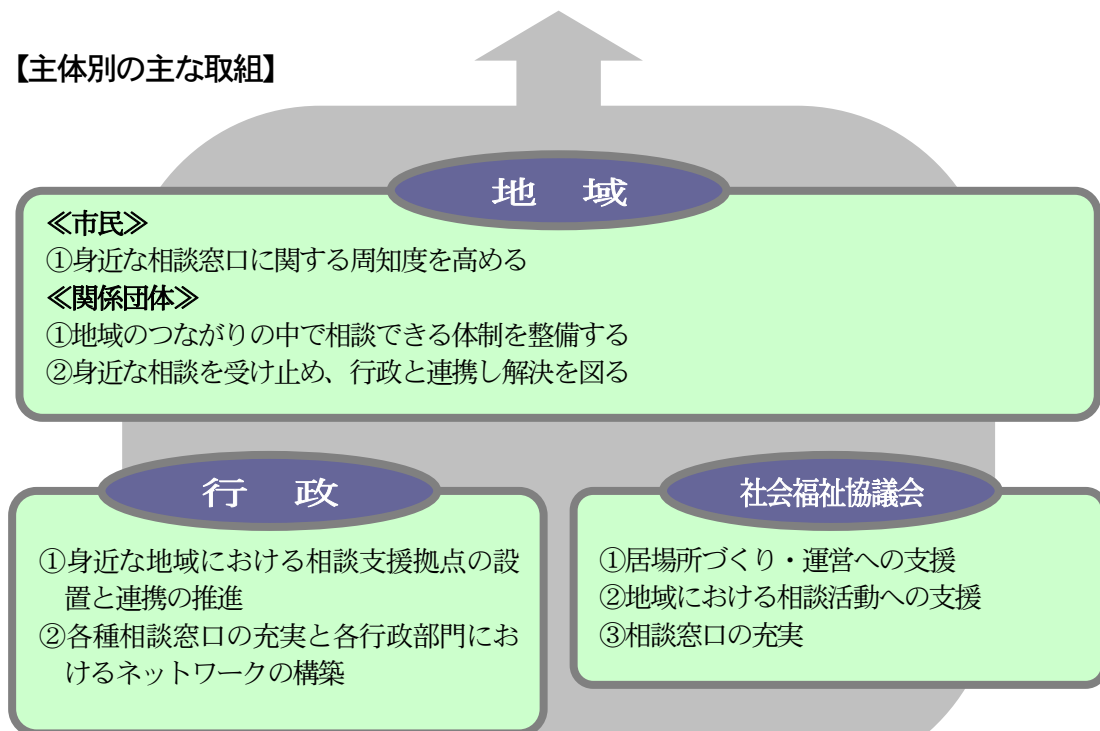
しかしながら、市民意識調査では、今後の重点施策として「福祉に関して何でも相談できる窓口」が最も上位に挙げられ、一層の充実・強化が求められています。

今後は、各地域福祉圏域において高齢者相談センター、地域子育て支援センター等の連携を進めるとともに、市役所における各相談窓口と地域との連携を強化していく必要があります。

### 【課題】

- (1) 市役所等における専門的・総合的な相談支援体制を強化する
- (2) 地域福祉圏域内における相談支援窓口の連携・強化を図る
- (3) 行政における専門的・総合的な相談支援窓口と地域との連携を強化する

### 【主体別の主な取組】



**【主な施策・事業】**

**(1) 行政の取組 (P.95)**

**①身近な地域における相談支援拠点の設置と連携の推進**

**〔関係各課〕**

様々な福祉課題について身近な地域で相談支援が受けられるよう、地域における相談支援拠点の整備を進め、各拠点の地域連携を推進します。

**②各種相談窓口の充実と各行政部門におけるネットワークの構築**

**〔関係各課〕**

市では、児童福祉相談、家庭児童相談やひとり親家庭等支援など児童福祉に関する相談のほか、障がい者への一般相談事業、さらに健康、生活、人権等様々な分野において専門的人材を配置し、相談事業を行っています。

身近な地域で受けた相談等に対し、各行政分野が連携して対処できる体制を確保するため、各行政課題に応じた相談窓口の充実を図るとともに、市の行政組織内に地域福祉の諸問題に対応するネットワークを構築します。

**(2) 社会福祉協議会の取組 (P.97)**

**①居場所づくり・運営への支援**

**〔地域福祉課〕**

地域福祉推進協議会が行う居場所づくりや運営に対する支援を行います。

**②地域における相談活動への支援**

**〔地域福祉課〕**

身近な地域で受けた相談等に対し、福祉制度を活用するまでもない身近な問題や既存の制度では解決できない問題については、地域福祉推進協議会による取組を進め、福祉サービスや専門的な対応が必要な問題については行政等に円滑につなげていけるよう、相談内容の整理等への地域福祉担当職員による支援を行います。

**③相談窓口の充実**

**〔生活支援課、ボランティアセンター〕**

日常生活の悩みごとや心配ごとなど、あらゆる内容に応じるふくし総合相談及びボランティアに関する相談に応じるボランティア相談を実施します。



コンサート風景 (南部地区)





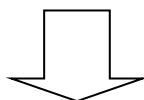
## 目標2 様々な活動が躍動し、つながる地域をつくる

我が国の福祉制度は、縦割りの制度に基づいて充実が図られてきましたが、身近な地域においては、異なる分野の人や団体、事業所、施設等がつながっていくことが重要です。

地域福祉活動の担い手を育成するため、団塊の世代を対象にした地域デビューのための学習機会の充実や多様なボランティアの育成を進めるとともに、多様な活動の育成に努めます。

福祉施設やサービス提供事業者については、地域福祉を共に推進するパートナーとして、地域との連携強化が期待されます。

地域の中で様々な人や団体をつなぐ役割として、地域福祉推進協議会の活動が期待されます。地域ごとの状況に即しながら、公共施設等の利用の便宜を図り、活動しやすい環境づくりの支援を行います。



### 【目標実現に向けた市民・市及び社会福祉協議会等の取組】

- |      |   |        |
|------|---|--------|
| No.4 | 地域福祉の担い手が活動しやすい地域づくり . . . . .          | (P.56) |
| No.5 | 身近な地域で活躍するボランティア活動・NPOの育成 . . . . .     | (P.58) |
| No.6 | 福祉施設や事業所、NPOを組み込んだ地域ネットワークの形成 . . . . . | (P.60) |



親子の集い風景 (南部地区)

## No. 4 地域福祉の担い手が活動しやすい地域づくり

### 【現況】

本市では、地域で民生委員・児童委員215人（主任児童委員13人を含む）が活動しています。また、地域福祉を推進する組織として地域福祉推進協議会の設置が進みつつあり、現在、6圏域のうち5圏域で設置されています。

市民意識調査の結果によると、民生委員・児童委員の認知度は比較的高いものの、地域福祉推進協議会は9.3%にとどまっています。

今後とも、民生委員・児童委員や地域福祉推進協議会を始めとする地域福祉の担い手の周知に努める必要があります。

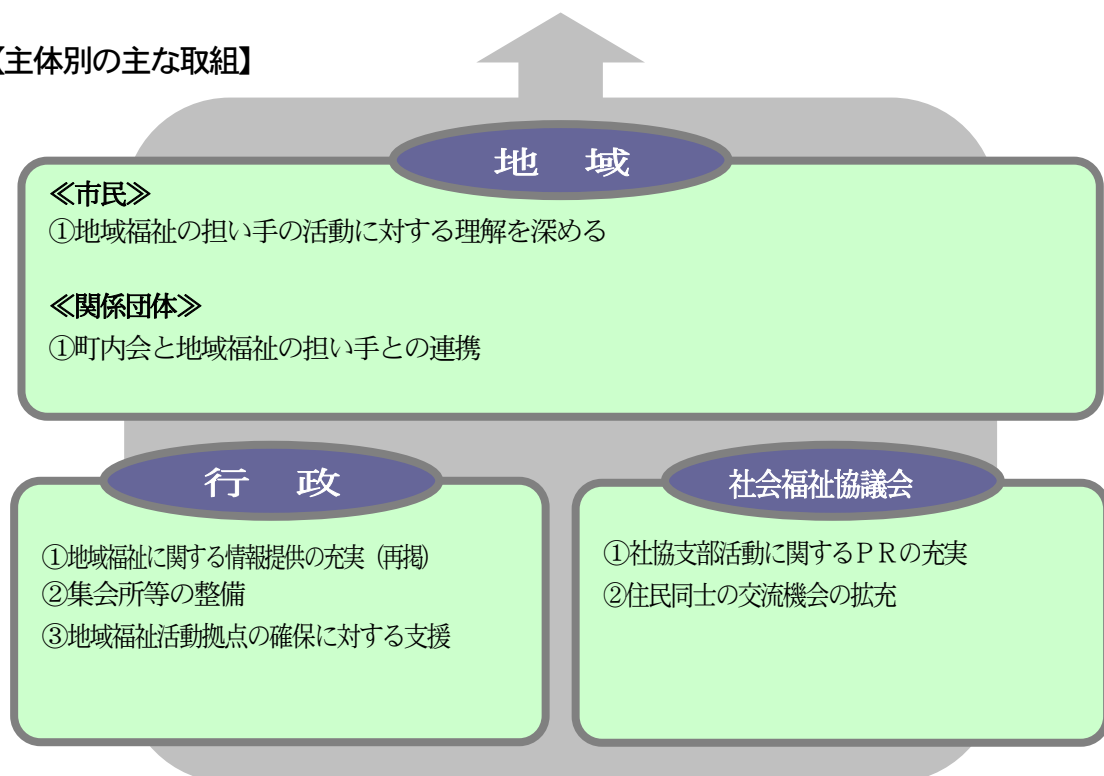
各地域では、町内会、老人クラブ、子ども会、障がい者団体、ボランティア団体、NPOなど多様な主体による活動が展開されており、活動の拠点として公民館、集会所等が使われています。

今後とも、既存の施設を柔軟に活用することにより、活動を充実させます。

### 【課題】

- (1) 地域情報の集約と提供活動の充実を図る
- (2) 地域福祉の担い手の認知度を向上させる
- (3) 集会所・公民館など既存資源を有効活用する

### 【主体別の主な取組】



【主な施策・事業】

(1) 行政の取組 (P.98)

①地域福祉に関する情報提供の充実 (再掲) 〔市政情報課、コミュニティ推進課〕

若年世代の市民や市外からの転入者等を始めとする全ての市民が、本市の情報を容易に入手し、町内会や社協支部活動、地域福祉活動への関心と意欲を高めることができるよう、市ホームページを活用しコミュニティ情報、地域福祉情報の提供の充実を図ります。

また、「にいざの地域活動だより」等による市民の地域活動関連情報の情報発信を行います。

②集会所等の整備 〔コミュニティ推進課〕

老朽化への対応や利用者等の利便性の向上を図るため、地域住民の要望を勘案し、集会所の建て替えを推進するとともに、集会所の新設を計画的に行います。

地域コミュニティ活動の推進を図るため、町内会等が実施する地域会館・小公園等の整備に対し助成を行います。

③地域福祉活動拠点の確保に対する支援 〔生活福祉課、関係各課〕

地域福祉推進協議会の活動拠点として集会所、公民館、コミュニティセンター等の利用がしやすくなるよう便宜を図ります。

(2) 社会福祉協議会の取組 (P.98)

①社協支部活動に関するPRの充実 〔総務課〕

社協だよりを年3回発行します。配布方法は、3月は市内公共施設等に設置し、5月と10月は全戸配布を行います。

②住民同士の交流機会の拡充 〔地域福祉課〕

各地区地域福祉推進協議会において、住民同士が気軽に顔を合わせ、つながりを深めるきっかけを作るためサロン活動やお茶会を開催します。



男の料理教室風景 (南部地区)

## No. 5 身近な地域で活躍するボランティア活動・NPOの育成

### 【現況】

新座市社会福祉協議会では、ボランティアセンターに常勤のボランティアコーディネーターを配置してボランティアの育成や活動調整を行っています。

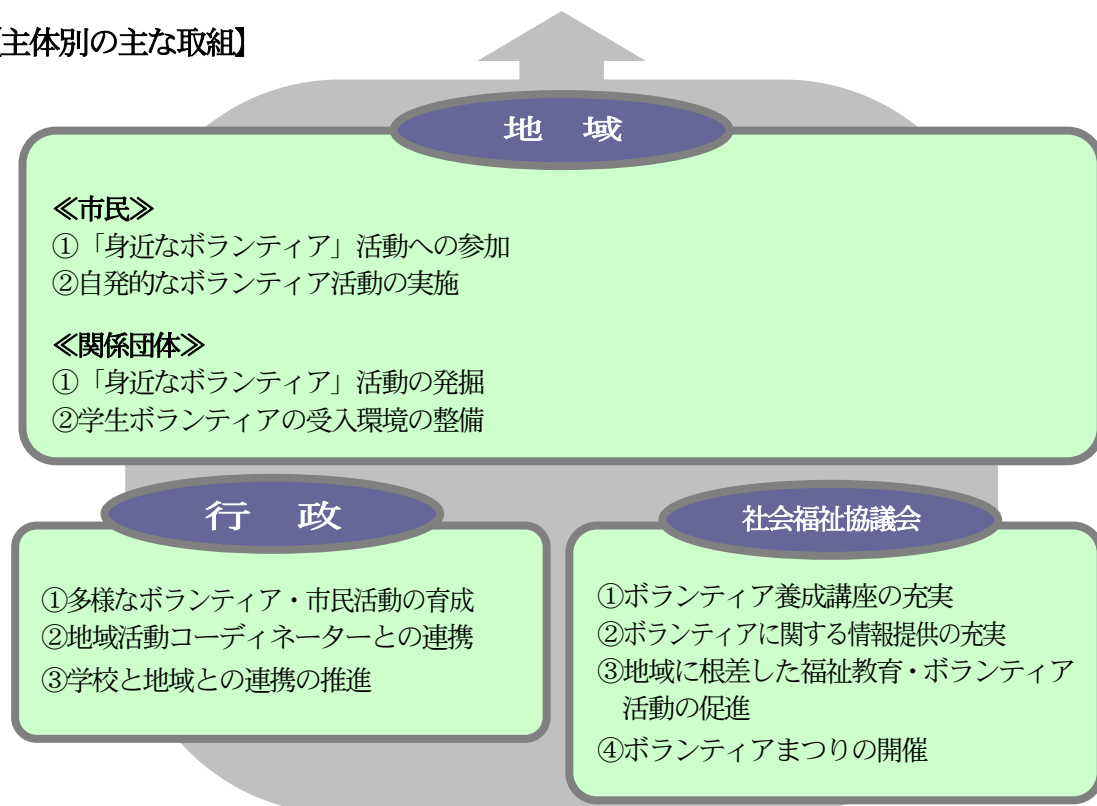
また、市においては生涯学習、環境、防災、福祉等のボランティア育成により活性化が図られ、社会福祉協議会に登録しているボランティアも含めて、現在、600を超える団体が活動しています。加えて、特定非営利活動法人（NPO法人）も37団体（市内に主たる事業所の登録がある県承認の団体）あり、地域福祉の担い手となっています。

市民意識調査の結果では、地域活動やボランティア活動に6割以上の方が協力の意向を示しています。そのため、手助けを必要とする人と意欲のある人を結びつける仕組みづくりを、身近な地域において進めていくことが求められています。

### 【課題】

- (1) 「身近なボランティア」によるボランティア層の拡大を図る
- (2) 多様なボランティア・市民活動を育成する

### 【主体別の主な取組】



**【主な施策・事業】**

(1) 行政の取組 (P.99)

- ①多様なボランティア・市民活動の育成 〔関係各課〕  
行政課題に応じた多様なボランティア・市民活動の育成を行います。
- ②地域活動コーディネーターとの連携 〔コミュニティ推進課〕  
地域活動コーディネーターとの連携による、ボランティア団体の交流の実施を検討します。
- ③学校と地域との連携の推進 〔関係各課〕  
小・中学生が地域の活動にボランティアとして関われる環境づくりに努めます。

(2) 社会福祉協議会の取組 (P.100)

- ①ボランティア養成講座の充実 〔ボランティアセンター〕  
新座市社会福祉協議会ボランティア団体協議会に加入するボランティアグループが開催する講座への支援を行います。  
また、災害ボランティアセンター運営に対するボランティアの育成を行います。
- ②ボランティアに関する情報提供の充実 〔ボランティアセンター〕  
ボランティアのPRを図るため、ボランティアセンターだよりを年4回（5月・10月・1月・3月）発行します。配布方法は5月と10月は全戸配布を行い、その他の月は市内公共施設等に設置します。
- ③地域に根差した福祉教育・ボランティア活動の促進 〔地域福祉課、ボランティアセンター〕  
地域に根差した福祉教育・ボランティア活動として、社協ボランティアセンターと連携し、「北二ボランティア広場」、「柳瀬川クリーン作戦」の実施を支援しています。  
今後とも、地域福祉推進協議会の協力を得ながら、地域に根差した福祉教育・ボランティア活動の支援を展開していきます。  
また、市内の中学校・高校・大学等と連携し、学生によるボランティア活動への参加を促進します。
- ④ボランティアまつりの開催 〔ボランティアセンター〕  
ボランティア活動実践者とボランティアに関心のある方との情報交換の場づくりと地域ボランティアへの啓発を目的として、ボランティア団体による新座市ボランティアまつりを開催します。

## No. 6 福祉施設や事業所、NPOを組み込んだ地域ネットワークの形成

### 【現況】

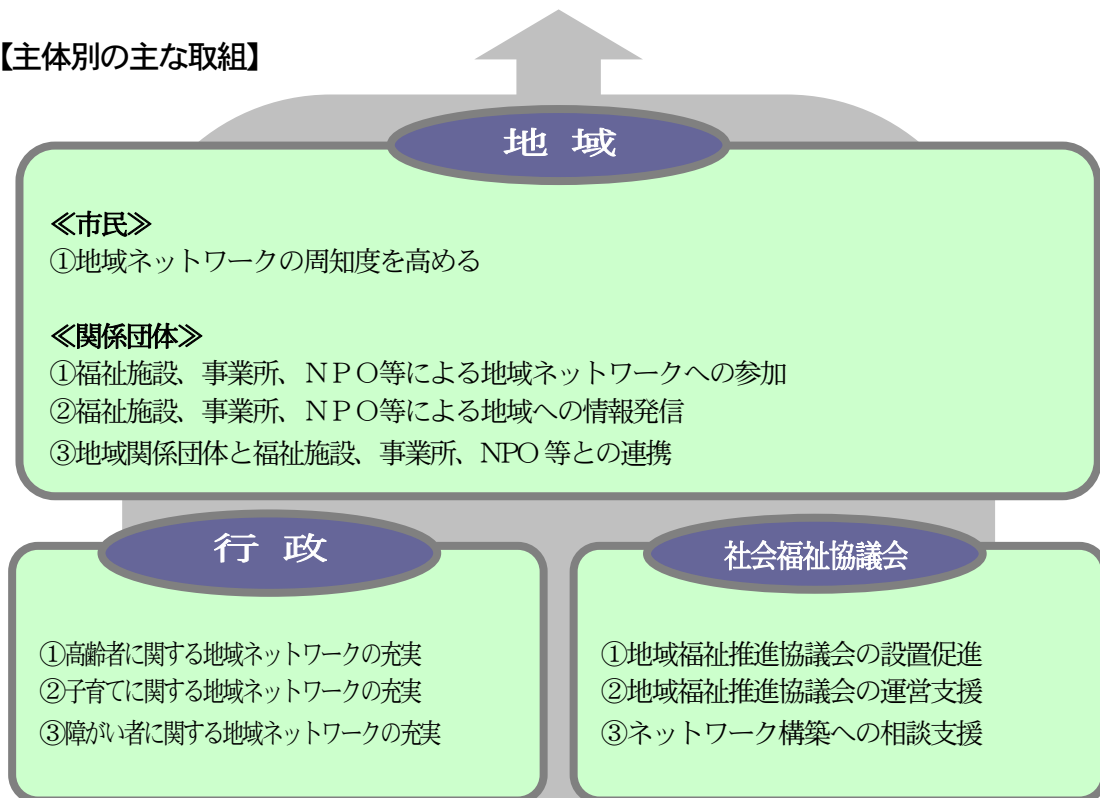
各地域における福祉施設や事業所・NPOは、地域福祉を支える上で大切な地域資源です。本市では、高齢者相談センターが核となり、福祉施設や事業所、NPOを組み込んだ地域ネットワークの構築に取り組んでいるほか、地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭の仲間づくりを推進しています。

今後は、民生委員・児童委員等福祉の担い手や地域住民の参画も得ながら、個別の事例から明らかになった地域課題を解決するための地域づくりや地域資源の開発等が可能となるよう、体制の強化を図る必要があります。

### 【課題】

- (1) 市内全ての地域福祉圏域に地域ネットワークを形成する
- (2) 地域ネットワークが有効に機能する仕組みをつくる

### 【主体別の主な取組】





**【主な施策・事業】**

(1) 行政の取組 (P.100)

①高齢者に関する地域ネットワークの充実 〔長寿支援課〕

ひとり暮らし高齢者や認知症の高齢者等が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、高齢者相談センターが核となってNPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、日常生活上の多様な支援を行える体制の充実・強化を図ります。

②子育てに関する地域ネットワークの充実 〔子育て支援課〕

家庭教育及び地域での子育て支援を図るために地域・学校・幼稚園・保育園・子育てサークル・関係機関・関係団体などによる子育てネットワークを形成し、様々な事業を実施し、市内の子育て支援体制を整備します。

③障がい者に関する地域ネットワークの充実 〔障がい者福祉課〕

障がい者の地域生活への移行及び定着を支援するため、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、身近な地域における地域生活支援拠点の整備について検討します。

(2) 社会福祉協議会の取組 (P.101)

①地域福祉推進協議会の設置 〔地域福祉課〕

地域福祉推進協議会未設置地区である西部地区において、地域福祉地区活動計画の策定及び地域福祉推進協議会の設置を支援します。

また、地区活動計画の策定後、各地区に地域福祉推進協議会を設置し、地域福祉活動助成金を交付します。

②地域福祉推進協議会の運営支援 〔地域福祉課〕

地域福祉推進協議会設置地区においては、まち歩きを始めとする各種活動に対し、事業の企画や運営方法等に関する相談に応じるとともに、チラシ印刷など事務局機能の一部を支援します。

また、地域福祉の専門的知識を有する担当職員を配置し、各地区における地域福祉推進協議会の活動を支援します。

③ネットワーク構築への相談支援 〔地域福祉課〕

各地区の地域福祉推進協議会と高齢者相談センター（地域包括支援センター）との連携が取れるようになり、地域のネットワークが構築されつつあります。

地域のネットワークの構築を支援し、行政の相談窓口との連携がスムーズに行えるよう支援します。



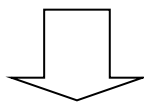


## 目標3 誰もが共に学び育ち、いつまでも暮らせる地域をつくる

子育て家庭が孤立することなく安心して子育てを行うことができ、障がいのある子どもが分け隔てられることなく共に学び育つことができる地域をつくるため、子育てに関する多様な活動を育成するとともに、障がいのある子どもが安心して地域の学校で学べる体制を充実していきます。

また、介護や支援を必要とするひとり暮らし高齢者や障がい者等が、住み慣れた地域でいつまでも社会に参加しながら暮らしていける地域をつくるため、公民館や集会所、学校の余裕教室や空き店舗などの既存の資源を有効活用することにより、多様な居場所づくりを進めるとともに、安心して外出できる環境整備を進めていきます。

誰もが地域でいつまでも暮らせる地域をつくる上で、身近な商店街は大切な資源となります。市民の商店街に対する意識を高めるとともに、地域福祉活動と商店街との連携を促進していきます。



### 【目標実現に向けた市民・市及び社会福祉協議会等の取組】

No.7	地域全体で共に学び育つ環境づくり	(P.64)
No.8	多様なつきあいができる居場所をつくる	(P.66)
No.9	誰もが安心して外出できる地域をつくる	(P.70)



まち歩き風景（北部第一地区）

## No. 7 地域全体で共に学び育つ環境づくり

### 【現況】

本市の子育てにおいては、社会福祉法人やNPOと行政が連携し、地域子育て支援拠点の整備や多様な市民を担い手とする事業を展開しています。また、社協支部活動の中にも、新座団地支部では地域のボランティアによる子育て支援のサロン活動が行われています。

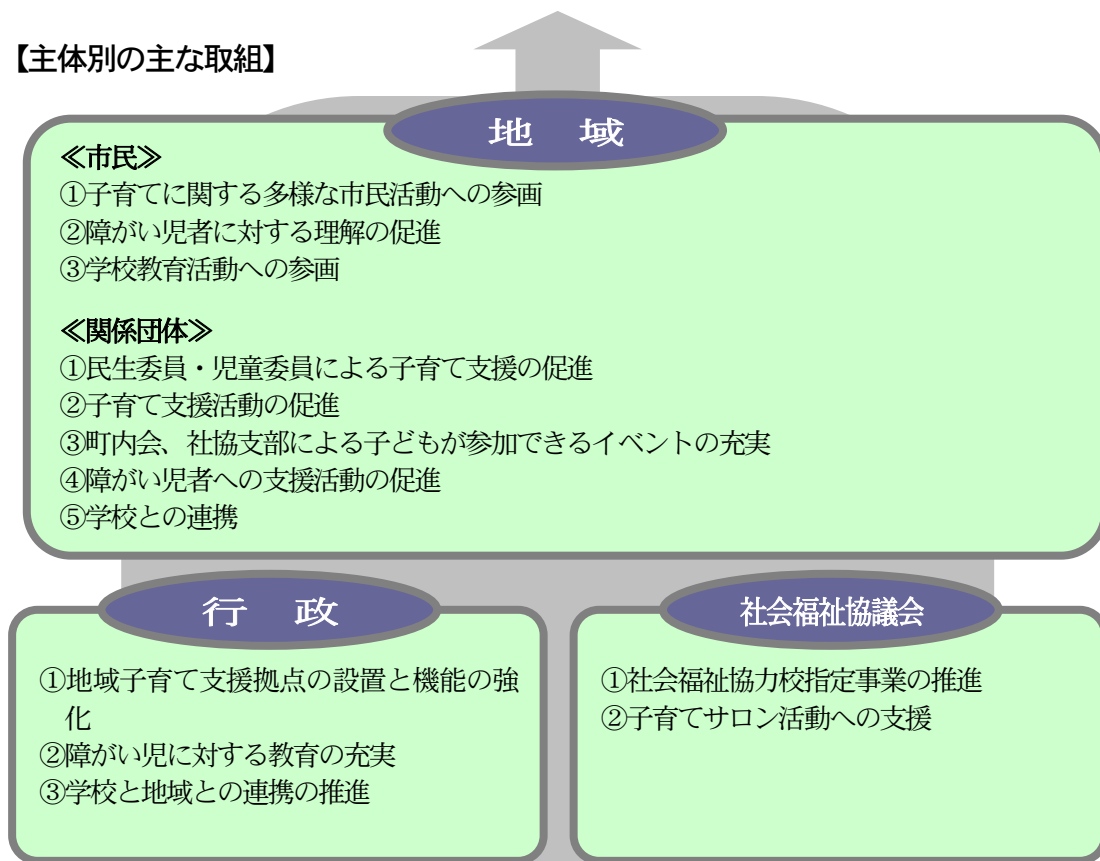
障がいのある子どもも、能力や適性に応じて地域で共に十分な教育が受けられる環境を整備するため、特別支援学級の設置や特別支援教育支援員、介助員、巡回相談カウンセラー等の派遣により支援を行っています。

地域全体で学校教育を支援するための取組としては、各中学校区ふれあい地域連絡協議会の運営や学校評議員の配置、学校応援団や部活動ボランティア指導員配置等を行っています。

### 【課題】

- (1) 地域全体で子育てを支援する環境をつくる
- (2) 障がいのある子どもも地域で共に学び育つための環境をつくる
- (3) 学校と地域との連携を推進する

### 【主体別の主な取組】



## 【主な施策・事業】

### (1) 行政の取組 (P.102)

#### ①地域子育て支援拠点の設置と機能の強化 〔子育て支援課、障がい者福祉課〕

地域子育て支援拠点事業として、子育て家庭へのつどいの場の提供、交流の促進、子育てに関する相談及び援助、地域の子育て情報の提供、講習の実施を行う「地域子育て支援センター」を設置します。

また、発達の遅れや障がいのある子どもの親に対し、適切な対応や情報の提供等が行えるよう、他機関との連携も含め、職員の資質向上に努めます。

#### ②障がい児に対する教育の充実 〔障がい者福祉課、教育相談センター〕

通常の学級に在籍している障がい児を支援するため、市内の全ての小・中学校に支援員を配置しています。今後とも、障がい児が友だちとの関わりを持てるよう配慮するなど、支援員の資質向上による適切な支援に努めます。

市内の大学と連携し、学生ボランティアによる支援活動の促進を図ります。

また、通学にかかる家族の負担が大きくなっている状況も見られることから、ボランティアの活用などによる柔軟な通学支援について検討します。

#### ③学校と地域との連携の推進 〔指導課〕

家庭を含む地域全体で学校教育を支援する体制づくりを拡充し、各小・中学校で組織した学校応援団の活動をさらに推進することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び家庭・地域の教育力の活性化を図ります。

### (2) 社会福祉協議会の取組 (P.103)

#### ①社会福祉協力校指定事業の推進 〔ボランティアセンター〕

子どものうちから福祉への関心を広げるために、社会福祉協力校の指定を行っています。平成28年度には市内の小学校17校・中学校6校・高等学校2校のほか、大学2校の合計27校を指定しました。

今後とも引き続き協力校の指定を行い、市内全校指定を目指します。

#### ②子育てサロン活動への支援 〔地域福祉課〕

新座団地支部事業において行われている子育てサロン「めだか」や、東部第二地区地域福祉推進協議会の子育て中の母親の集い「KOTORIの会」への支援を行うとともに、他の社協支部や地域福祉推進協議会にも子育てサロンに関する情報提供や相談を行い、子育て支援課と連携を図り、交流活動の促進に努めます。

## No. 8 多様なつきあいができる居場所をつくる

### 【現況】

市では、老人福祉センターが3か所、学校の余裕教室を利用した「高齢者いきいき広場」が5か所あるほか、「高齢者いきいき広場」未設置の地区で「ほっと茶や」事業が6か所実施されています。また、地域の集会所等において介護予防活動である「にいざ元気アップ広場」が実施されており、高齢者の生きがい・介護予防の場となっています。さらに、商店街活性化の一環として、空き店舗を利用した「すこやか広場」が地域の居場所として活用されており、多様な居場所づくりを進めています。また、障がい者や高齢者の方々の就労支援や社会参加のきっかけとなるようユニバーサル農業の実施に向けて調査・研究を進めています。

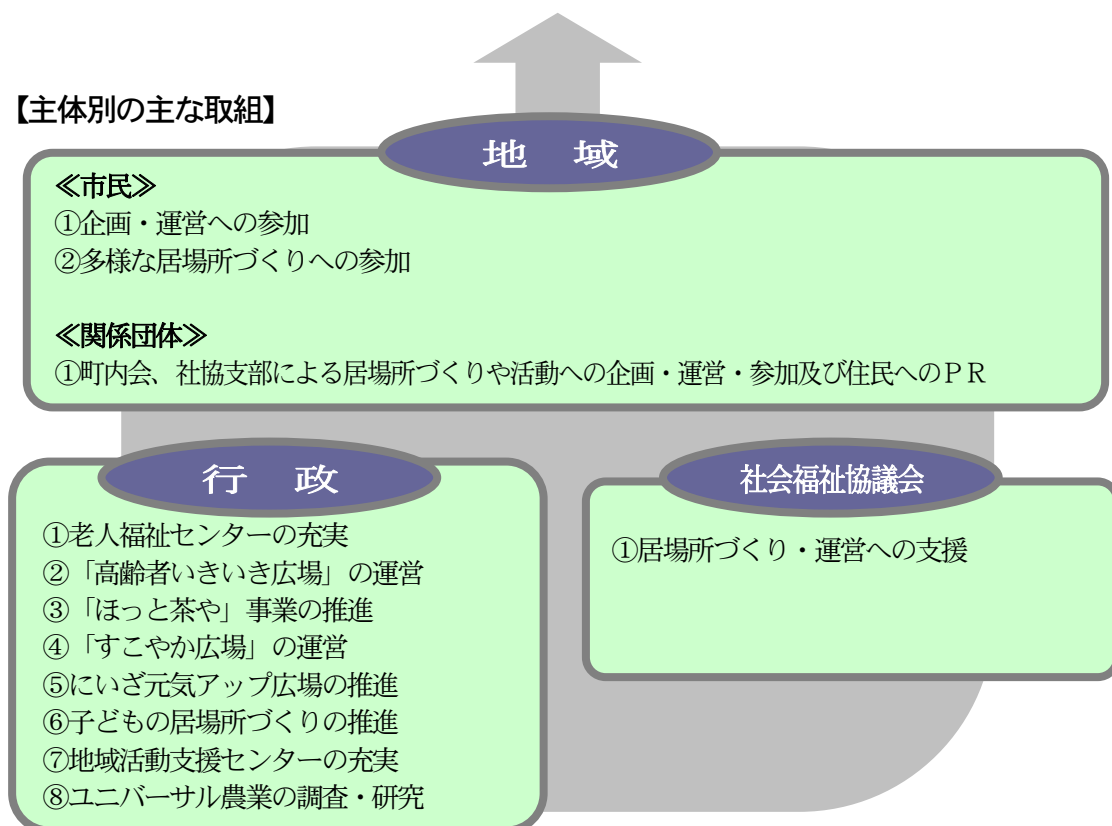
一方、地域福祉活動としても、各地域において「しゃべりの家」の運営など特色ある居場所づくりの活動が行われています。

こうした居場所は、地域の様々な団体や人が関わることによって、相談窓口や情報の収集発信の場ともなり、支え合いの場へと発展していくことが期待されます。

### 【課題】

- (1) 行政による居場所づくりと運営を継続して実施する
- (2) 市民による多様な居場所づくりと運営への支援を行う
- (3) 多様な居場所と相談窓口の連携を図る

### 【主体別の主な取組】



**【主な施策・事業】**

(1) 行政の取組 (P.103)

①老人福祉センターの充実

〔長寿支援課〕

市内に居住する高齢者に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための施設である老人福祉センターの運営の充実と活用の促進を図ります。

②「高齢者いきいき広場」の運営

〔長寿支援課〕

地域の高齢者の趣味活動や仲間づくり及び健康の保持・増進や介護予防、また、世代間の交流の場として「高齢者いきいき広場」の運営を行います。

今後、高齢者の更なる増加に伴い、より多くの高齢者が気軽に憩える場を提供できるよう、効果的な運用に努めます。

③「ほっと茶や」事業の推進

〔長寿支援課〕

ほっと茶やは、現在、市内6か所で実施しています。

今後とも、高齢者の居場所を確保するため、事業の推進に努めます。

④「すこやか広場」の運営

〔経済振興課〕

空き店舗を活用し、買物をする人の休憩の場等を提供することにより、商店街の活性化、地域活性化等を図るため、「すこやか広場」を今後とも運営します。

⑤にいざ元気アップ広場の推進

〔長寿支援課〕

介護予防、生活習慣病の予防、健康増進の観点から、地域の集会所等において健康体操・健康相談を行うことにより、高齢者の生活機能の維持向上、閉じこもり防止を図り、地域の健康づくりを推進します。

⑥子どもの居場所づくりの推進

〔生涯学習スポーツ課〕

子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育つ環境を整備するため、子どもたちが安全・安心に集える居場所づくりとして、子どもの放課後居場所づくり事業（愛称：ココフレンド）を推進します。

⑦地域活動支援センターの充実

〔障がい者福祉課、福祉の里〕

地域活動支援センターは、現在、市内に4か所あります。今後とも各センターの事業の充実と利用促進に努めます。

⑧ユニバーサル農業の実施に向けた調査・研究

〔経済振興課、関係各課〕

障がい者や高齢者の方々の就労支援や社会参加のきっかけとなるようユニバーサル農業の実施に向けた調査・研究をします。

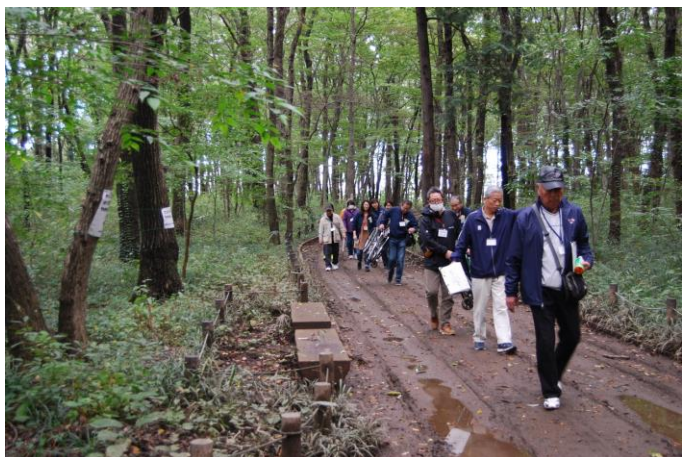
(2) 社会福祉協議会の取組 (P.104)

①居場所づくり・運営への支援

〔地域福祉課〕

地域福祉推進協議会が行う居場所づくりや運営に対する支援を行います。特に、高齢者と児童による多世代交流のできる居場所づくり活動や、障がい者も安心して過ごせる多様な居場所づくり活動を促進します。





まち歩き風景（北部第一地区）

## No. 9 誰もが安心して外出できる地域をつくる

### 【現況】

市では、移動しやすい環境づくりとして道路改良や鉄道利用環境の改善、放置自転車対策等を行っています。

また、移送サービス事業、移動支援事業、生活サポート事業、重度訪問介護、行動援護による外出介助、コミュニケーション支援事業など、高齢者や障がい者の外出・社会参加を支援するための様々な事業を実施しています。

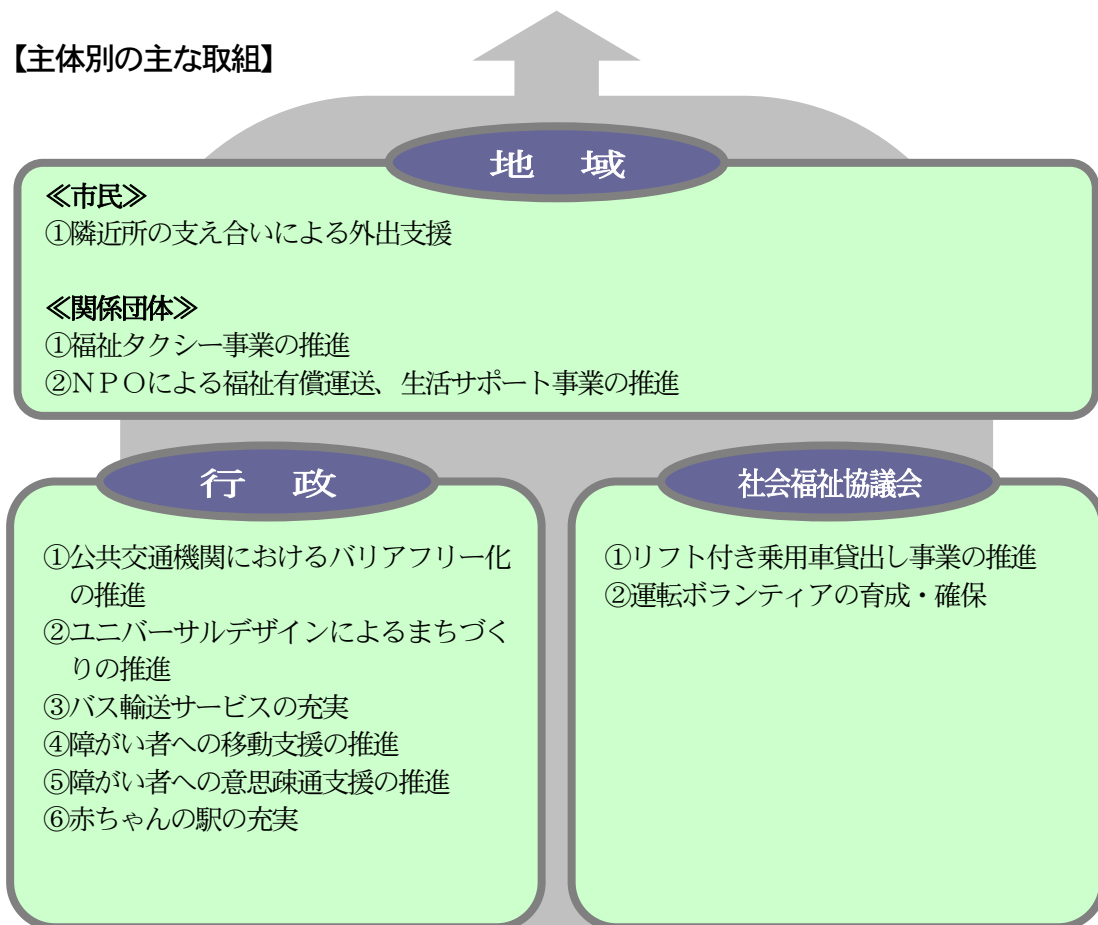
社会福祉協議会では、車いすを利用している障がい者へのリフト付乗用車の貸出・運転ボランティアによる移送サービス事業を行っています。

今後、様々な活動において高齢者や障がい者が安心して参加できるよう、市民においても、外出支援などにおける隣近所の支え合いが求められます。

### 【課題】

- (1) 道路・建物等のバリアフリー化を推進する
- (2) 移送サービス事業の充実を図る
- (3) 隣近所の支え合いによる外出支援を推進する
- (4) 障がい者へのコミュニケーション等バリアフリー化を推進する

### 【主体別の主な取組】



## 【主な施策・事業】

### (1) 行政の取組 (P.104)

#### ①公共交通機関におけるバリアフリー化の推進

〔企画課、道路課、新座駅北口土地区画整理事務所、市民安全課〕

誰もが安心して利用できるよう、志木駅南口のエレベーターの適切な維持管理を実施します。

また、新座駅北口区画整理事業において、道路構造令等に基づき、バリアフリーに配慮した公共施設の整備を進めます。

駅やその周辺施設のバリアフリー化を一層進めるため、多機能トイレや視覚障がい者用誘導案内設備、ホームドアなどのバリアフリー設備の整備について、鉄道事業者に要望します。

バス利用者の利便性の向上を図るため、バス事業者が行うノンステップバスの購入に対して助成し、導入拡大を推進します。

#### ②ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

〔道路課、まちづくり計画課、関係各課〕

自然と人に優しい道づくりを目指し、従来のバリアフリーの視点に加え、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、道路整備を推進します。

既存の公共施設については、改修時等に合わせ、計画的にバリアフリー化を進めます。

新たな公共施設の設置に際しては、ユニバーサルデザインを基本として整備を進めるとともに、基本方針の策定について検討を行います。

#### ③バス輸送サービスの充実

〔市民安全課〕

主な公共施設や病院などをネットワーク化する市内循環バス（にいバス）について、路線・ダイヤの改正や運行バス台数の見直しなど、利用者のニーズを踏まえた運行の充実に努めます。

また、路線バスの輸送サービスの充実を目指し、バス路線の拡大、運行本数の増加など、バス輸送力の強化をバス事業者に働きかけます。

さらに、新たな公共交通手段の導入について研究するとともに、路線バスの輸送サービスの充実に努めます。

#### ④障がい者への移動支援の推進

〔障がい者福祉課〕

福祉タクシー利用料、自動車燃料費、鉄道・バス利用料の助成などの事業を実施し、障がい者の社会参加を促進します。

#### ⑤障がい者への意思疎通支援の推進

〔障がい者福祉課〕

聴覚障がい者等の社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。また、高次脳機能障がいや知的障がい者等への意思疎通支援のため、支援者の養成・派遣に関する事業の在り方について検討します。

⑥赤ちゃんの駅の充実

〔子育て支援課〕

授乳及びおむつ替え等の対応が可能な施設を赤ちゃんの駅として指定し、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備を図ります。

(2) 社会福祉協議会の取組 (P.105)

①リフト付き乗用車貸出し事業の推進

〔ボランティアセンター〕

車いすを使用している方に対し、通院や屋外活動等の社会参加のためにリフト付き乗用車を貸し出すとともに、運転者のいない方に対しては、運転ボランティア付きの対応を行っています。

リフト付乗用車貸出事業について社協だより、ホームページ、ボランティアセンターだより等においてPRし事業の周知を図ります。

②運転ボランティアの育成・確保

〔ボランティアセンター〕

リフト付乗用車安全運転講習会を東園自動車教習所にて実施し、平成21年度に運転ボランティアグループを組織しました。今後とも運転ボランティアグループと協力して講習会等を行い、運転ボランティアの育成を行います。

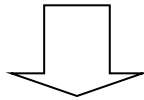
ボランティアセンターだより及び社協だより等を通じて運転ボランティアの募集を行うとともに、安全運転のための研修を定期的 to 実施します。

## 目標4 安全・安心のまちをつくる

安心して暮らせるまちをつくる上で、誰もがSOSを出しやすい地域づくりという視点が大切であり、同時に小さなSOSを見逃さないということも大切です。

そのため、インフォーマルネットワークとフォーマルネットワークの連携により、どのような相談も受け止め、かつ地域との関わりを保ちながら専門的な対応ができる体制を整備していきます。

また、防災・防犯は、地域で最も関心の高い課題となっています。大規模な自然災害や犯罪に対し、安全・安心のまちをつくるため、防災・防犯に関する意識を高め、地域ぐるみによる防災活動及び防犯活動を促進していきます。



### 【目標実現に向けた市民・市及び社会福祉協議会等の取組】

No.10	商店街や民間事業者との連携による安心のまちづくり	．．．．．	(P.74)
No.11	自立と尊厳が守られ、SOSを出しやすい地域づくり	．．．．．	(P.76)
No.12	災害に対して安心できる地域づくり	．．．．．	(P.78)
No.13	地域ぐるみによる防犯活動の強化	．．．．．	(P.80)



まち歩き風景 (東部第一地区)

## No. 10 商店街や民間事業者との連携による安心のまちづくり

### 【現況】

市内では昭和57年に商店会\*が27団体存在していましたが、大型店舗の進出や後継者不足等により17団体（平成28年4月1日現在）に減少しています。

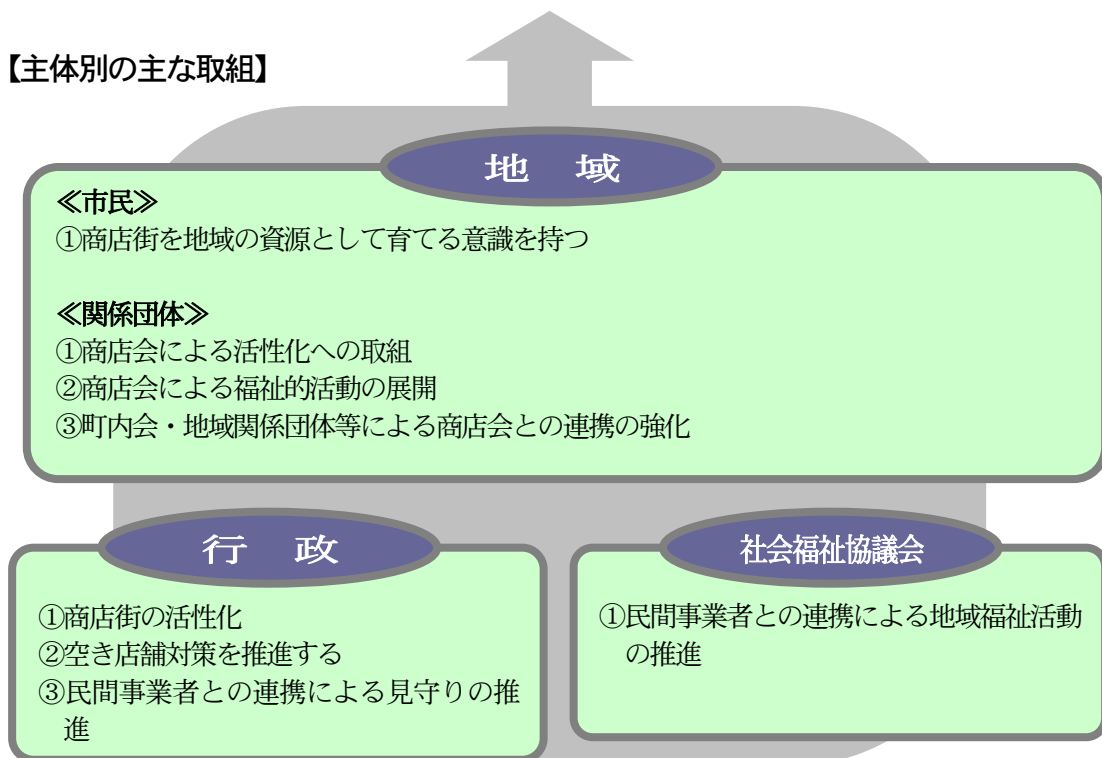
商店街は、ひとり暮らし高齢者の見守りや、障がい者や高齢者の社会参加の場、人と人を結びつける場など多様な機能が見直され、商店街が消失した後でその必要性が改めて浮き彫りとなっています。そのため、地域福祉を推進する上で商店街活性化は重要な課題であるといえます。

一方、多様な主体による地域福祉活動を促進する観点から、郵便局、宅配業者、新聞配達など日常的に家庭を訪問する機会の多い事業者と地域の見守り活動に関する協定を締結しています。

### 【課題】

- (1) 商店街を活性化し地域福祉活動との連携を進める
- (2) 民間事業者による静かな見守りなど地域福祉活動への参加を促進する

### 【主体別の主な取組】



\* この計画では、商店が集積した区域を示す場合に「商店街」、団体・組織を示す場合に「商店会」として用いています。

**【主な施策・事業】**

(1) 行政の取組 (P.106)

①商店街の活性化

【経済振興課】

商店街の活性化を図るため、街路灯、買物案内看板などの共同設備の設置への補助や、商店街の運営改善、コミュニティ活動等への助成や歳末の販売促進事業等への支援を行うとともに、商店会連絡会議において、県や市が実施する商店街活性化策などに関する情報提供等を行います。

また、にぎわいのある地域づくりを推進するため、大型店の出店に当たっては、商店会や商工会など地域と連携した協働によるまちづくりへの積極的な参加を促します。

②空き店舗対策の推進

【経済振興課】

空き店舗対策として、商店街活性化や地域のふれあいの拠点施設である「すこやか広場」の活用を図るとともに、空き店舗を利用した事業に関する助成など、空き店舗の新たな有効活用について検討します。

③民間事業者との連携による見守りの推進

【長寿支援課、生活福祉課】

郵便局、宅配業者、新聞配達など日常的に家庭を訪問する機会の多い事業者と連携し、ひとり暮らし高齢者等の孤立死・孤独死の防止に努めます。

(2) 社会福祉協議会の取組 (P.106)

①民間事業者との連携による地域福祉活動の推進

【地域福祉課】

地域福祉推進協議会の活動の一環として商店街と連携した取組を行う際に、相談・情報提供の支援を行います。



まったり木曜風景 (北部第二地区)



## No. 11 自立と尊厳が守られ、SOSを出しやすい地域づくり

### 【現況】

核家族化や近所づきあいの希薄化等により、子育て家庭や要介護高齢者、障がい者のいる世帯等が孤立しやすい状況の中で、虐待の問題が深刻化しつつあります。児童や高齢者、障がい者への虐待や夫婦間の暴力、また子どもによる家族への暴力など、家庭内での暴力は被害者が被害を外へ訴えにくく、第三者からは見えにくいのが現状です。

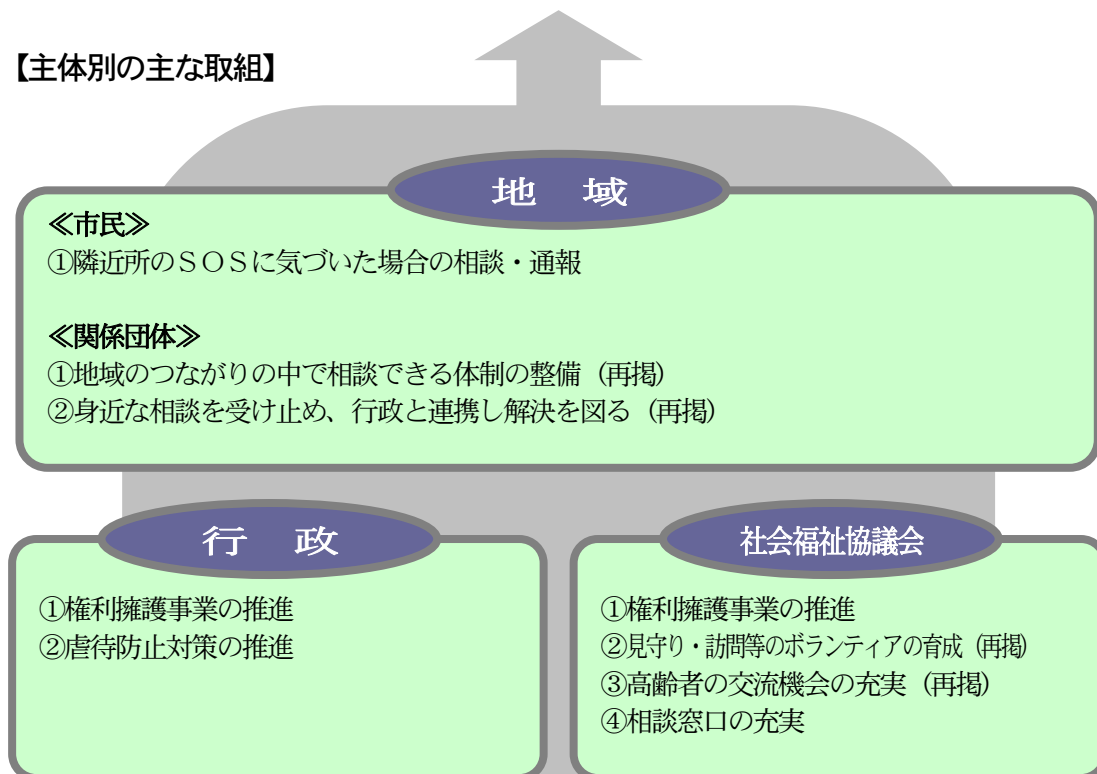
また、今後はひとり暮らし高齢者や認知症の高齢者等の増加が見込まれており、障がい者を含め自らSOSを出すことが困難な人が、安心して生活できる地域づくりが求められています。

SOSを出しやすい地域とは、SOSを受け止められる地域でもあります。自分が困った際には気軽に相談できる窓口があり、また、自分がSOSを発することができなくても身近な地域における支え合いの中で、誰かが気づき、継続的に対応できる地域を目指します。

### 【課題】

- (1) SOSに気づき、相談・通報できる地域をつくる
- (2) 地域福祉圏域を単位とする身近な相談窓口を設置する
- (3) 専門機関のネットワーク化による身近な相談窓口への支援を行う

### 【主体別の主な取組】



**【主な施策・事業】**

(1) 行政の取組 (P.107)

①権利擁護事業の推進

〔長寿支援課、障がい者福祉課〕

サービスを利用するための契約や財産管理を適切に行うことが困難な認知症の高齢者や知的障がい者等が不利益を被ることのないよう、権利擁護に関する取組を進めます。

②虐待防止対策の推進

〔長寿支援課、障がい者福祉課、児童福祉課〕

高齢者、障がい者及び児童の虐待に関する相談窓口の充実と周知を図ります。

また、関係機関が連携したネットワークを活用し、高齢者、障がい者及び児童の虐待の予防・早期発見に関する取組を推進します。

(2) 社会福祉協議会の取組 (P.107)

①権利擁護事業の推進

〔生活支援課〕

判断能力の不十分な高齢者や障がい者等に対し、安心して地域で暮らせるようにするため、日常生活自立支援事業を実施します。

②見守り・訪問等のボランティアの育成 (再掲)

〔ボランティアセンター〕

ひとり暮らしの高齢者や障がい者、外国人等への見守り・訪問等を行うボランティアの育成を行う社協支部・地域福祉推進協議会に対して相談支援を行います。

③高齢者の交流機会の充実 (再掲)

〔地域福祉課〕

地域に居住する高齢者等が、地域社会との交流を広め健康の増進を図るため、各地域の集会所等を会場として、会食ふれあい事業を促進します。

④相談窓口の充実

〔生活支援課〕

日常生活の悩みごとや心配ごとなど、あらゆる内容に応じるふくし総合相談を実施します。



まったり木曜風景 (北部第二地区)

## No. 12 災害に対して安心できる地域づくり

### 【現況】

東日本大震災を経験し、大地震や台風等の大規模な災害への対応が求められる中で、市では防災備蓄を始めとする既存の体制の見直しを進めるとともに、避難行動要支援者への対応強化を進めています。

市内61町内会の全てにおいて自主防災会が組織され、地域での防災訓練、防災機器の購入、使用方法等の指導・訓練、意識啓発活動が実施されています。

市民意識調査では、家具転倒防止などの防災対策は71.5%が「行っている」と回答しており、避難行動要支援者への支援に対しては「協力したい」が95.5%となっています。

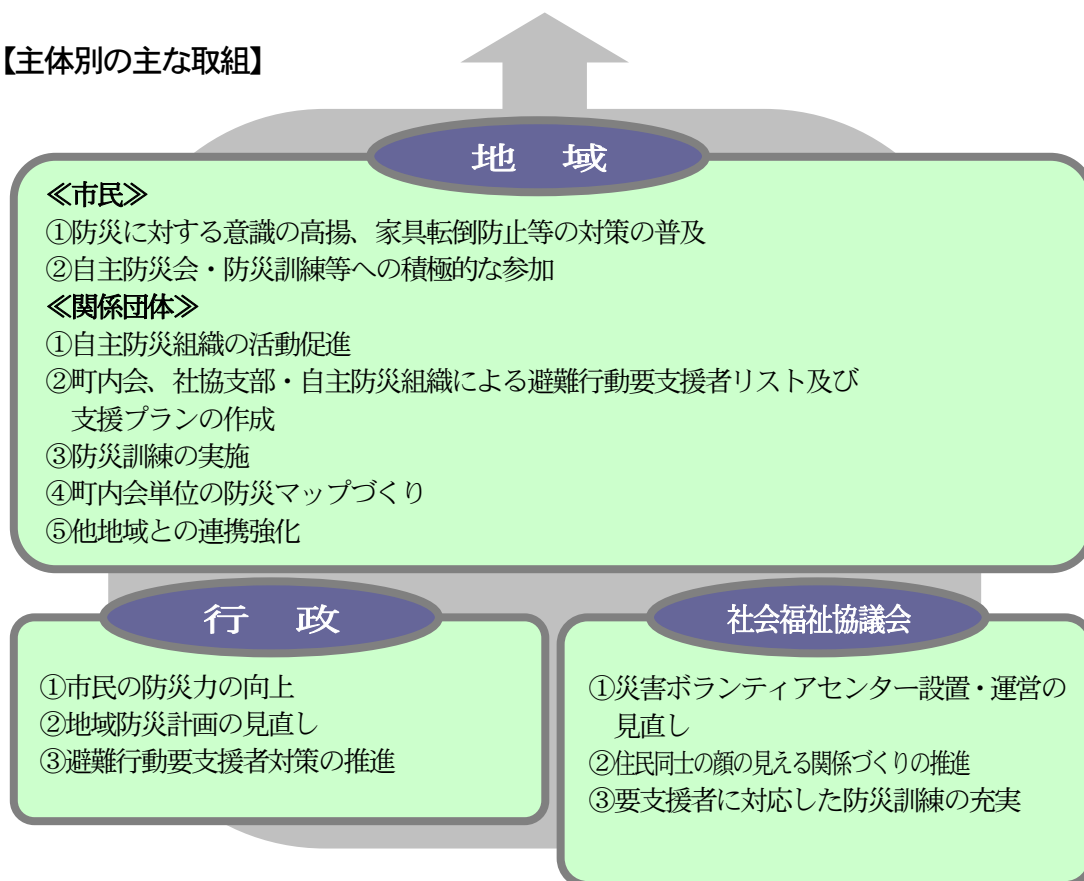
しかしながら、身近な地域で気がかりなこととして「防災に関すること」が「防犯」に次いで多く見られ、防災は地域づくりの大きな課題となっています。

このため、今後とも避難行動要支援者への対応を行うとともに、市民・地域の防災力を高めるための取組を進める必要があります。

### 【課題】

- (1) 市民への防災意識の高揚を図る
- (2) 防災計画に基づく防災対策を充実する
- (3) 避難行動要支援者対策を推進する

### 【主体別の主な取組】



**【主な施策・事業】**

(1) 行政の取組 (P.108)

①市民の防災力の向上

〔市民安全課〕

市民に対し、地震ハザードマップ、洪水・土砂災害ハザードマップやパンフレット等を配布することにより、防災意識の啓発を図り、大規模災害時の対応に備えます。

また、市民の防災体制の強化を図るため、消防署・消防団等と連携した自主防災会による防災訓練の実施及び防災リーダーの育成支援等を推進します。

②地域防災計画の見直し

〔市民安全課〕

災害発生直後の初動期における実践的な活動マニュアルとともに、災害予防、応急対策及び復旧対策に至る一連の防災活動を定めた地域防災計画について、社会情勢の変化等に応じて見直しを行います。

③避難行動要支援者対策の推進

〔長寿支援課、市民安全課〕

災害時に自力での避難が困難な「避難行動要支援者」の避難活動を支援するため、避難支援プランを作成します。また、福祉避難所の周知度の向上に努めるとともに、町内会や自主防災会等への体制整備や情報の共有体制の確立を図ります。

(2) 社会福祉協議会の取組 (P.108)

①災害ボランティアセンター設置・運営の見直し

〔ボランティアセンター〕

災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づく訓練を行い、災害時に適切に対応できるよう検証します。

②住民同士の顔の見える関係づくりの推進

〔地域福祉課〕

社協支部等の活動を通して、常日頃から地域住民同士の顔の見える関係づくりを支援します。

③要支援者に対応した防災訓練の充実

〔地域福祉課〕

自主防災組織における防災訓練において、避難行動要支援者の初期避難に関する訓練内容の普及を図ります。

## No. 13 地域ぐるみによる防犯活動の強化

### 【現況】

近年、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が発生していますが、市内では「子ども110番の家」や、PTA、町内会、民生委員・児童委員と連携してパトロール活動が広く実施され、子どもの安全を地域で守る体制の充実が図られています。

また、市職員による「青色防犯パトロール」を実施し、市職員全体の防犯意識の向上を図り、市内の犯罪発生及び不審者事案発生を抑止となっています。

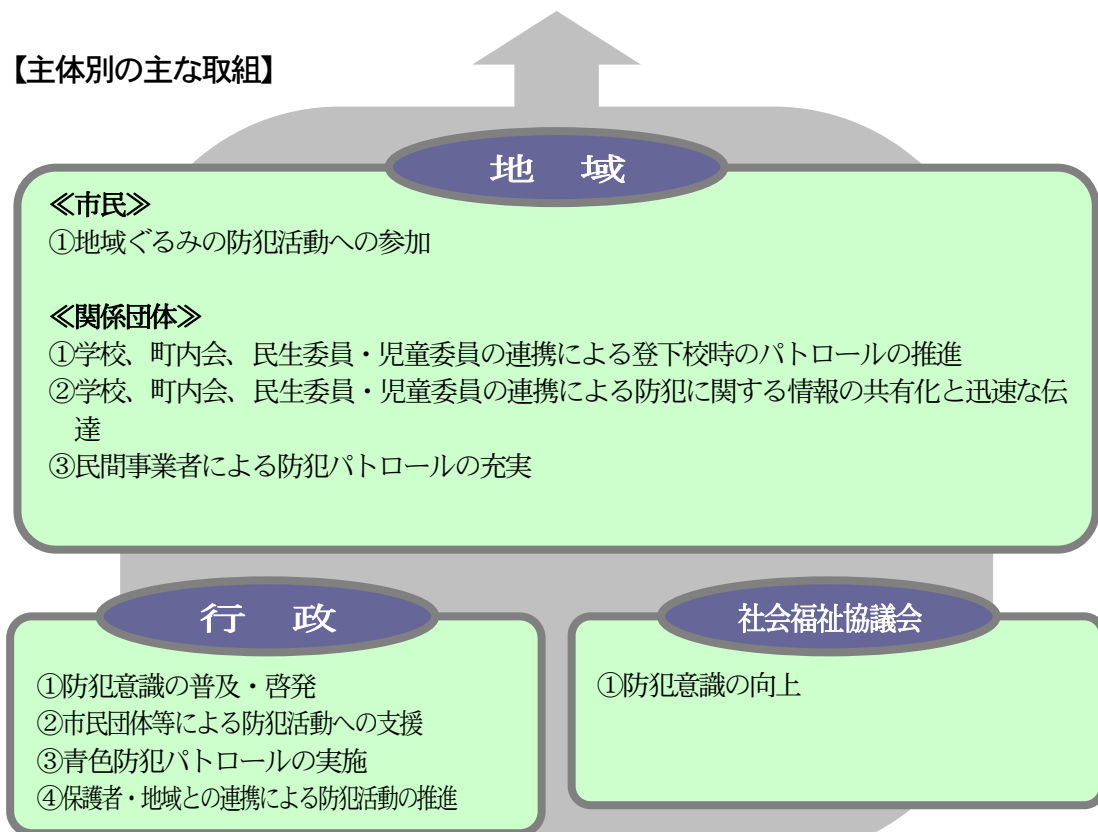
一方、市民意識調査の結果では、身近な地域で気がかりなこととして「防犯に関すること」が最上位に挙げられており、今後とも地域ぐるみの防犯活動の強化が求められています。

また、認知症の高齢者や知的障がい者は、悪質商法による訪問販売等の被害者となりやすいうえ、今後、ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中で、悪質商法や空き巣による被害から安心して生活できるよう、防犯と被害の未然防止のための正確かつ迅速な情報伝達が求められています。

### 【課題】

- (1) 防犯意識の普及・啓発を推進する
- (2) 地域ぐるみの防犯活動を促進する

### 【主体別の主な取組】



【主な施策・事業】

(1) 行政の取組 (P.109)

①防犯意識の普及・啓発（警察等との連携の強化）

〔市民安全課〕

市民の防犯意識の高揚を図るため、新座警察署や新座市防犯協会などの防犯関係団体と連携して研修会や市民大会などを開催するとともに、啓発物資の配布や街頭意識啓発の実施、キャンペーンなどによる防犯運動を実施します。

②市民団体等による防犯活動への支援

〔市民安全課〕

防犯パトロールを行っている市民団体等に対し、ベストや腕章といった資機材の貸与などの支援を行うとともに、防犯、暴力排除、犯罪被害者支援を推進している団体への助成を行います。

③青色防犯パトロールの実施

〔市民安全課〕

市職員の防犯意識を向上させ、市内の犯罪発生及び不審者事案の発生の抑止とするため、小・中学校の夏季休業期間において、全庁を挙げて防犯パトロールを実施します。

④保護者・地域との連携による防犯活動の推進

〔生涯学習スポーツ課 指導課〕

保護者や地域の市民、学校、警察などが連携し「子ども110番の家の設置」や「学校付近のパトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。

(2) 社会福祉協議会の取組 (P.109)

①防犯意識の向上

〔地域福祉課〕

地域福祉推進協議会による防犯の取組を支援するため、地域福祉推進協議会における講座等を開催します。



きたにフェスタ夏風景（北部第二地区）





## 第5章

# 支え合いを支える仕組みづくり

---



きたにフェスタ冬風景（北部第二地区）

## 1 地域福祉総合支援体制の推進

地域で生活している人が抱える問題はいくつも重なり、既存の福祉制度では解決できない制度の狭間にあることも多くあります。そのため、様々な社会資源が協働して支援をすることを考えていく必要があります。

この体制の構成は、専門職や専門機関だけでなく、地域住民が主体的に関わることが求められています。

新座市では、地域福祉総合支援体制として、公的な制度に基づくネットワーク（フォーマルネットワーク）と地域住民等による制度に基づかないネットワーク（インフォーマルネットワーク）の協働によって支えられる仕組みづくりを推進していきます。

さらに、地域包括ケアシステム構築に向けた取組と地域福祉総合支援体制の協調・連携を進めるとともに、高齢者・児童・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

### 【市の取組】

- ①社会福祉協議会への支援の強化
- ②高齢者相談センター（地域包括支援センター）等、身近な相談窓口の体制強化
- ③地域福祉圏域6地区における地域福祉活動への支援
- ④地域包括ケアシステム構築に向けた取組との連携

### 【社会福祉協議会の取組】

- ①地域福祉圏域6地区における地域福祉活動への支援
- ②福祉課題、地域ニーズ調査・研究、サービスの開発・実施・展開

## 【地域福祉圏域におけるネットワーク】

### ①地域福祉圏域におけるネットワーク（地域福祉推進協議会）

困りごとのある人が、その問題を個人や家族で解決できないときは、地域における互助や行政機関などによる共助・公助の支援が必要です。

しかし、行政機関による公助は法的な限界などがあり、困りごとのある人が抱えている問題をきめ細かく解決することはできません。

地域では様々な団体や個人が、それぞれ福祉的な見地から活動をしており、互助による支援を実現しています。

今後さらに互助による支援を強化し、既存の福祉制度では解決できない問題にきめ細かく対応するためには、地域で福祉活動をしている団体・個人が互いに情報提供・共有しながら連携できるネットワークを構築する必要があります。

それぞれの地域福祉圏域で、福祉制度を活用するまでもない身近な問題や既存の福祉制度では解決できない問題を地域でどのように支援できるかを検討しています。

### ②相談窓口

困りごとのある人からのSOSをキャッチする窓口は、行政機関では市の担当課窓口のほか、高齢者相談センターや地域子育て支援センターなどの相談窓口などがあります。

また、ケースワーカーや民生委員・児童委員などが行う公の活動を通して相談を受けることもあります。

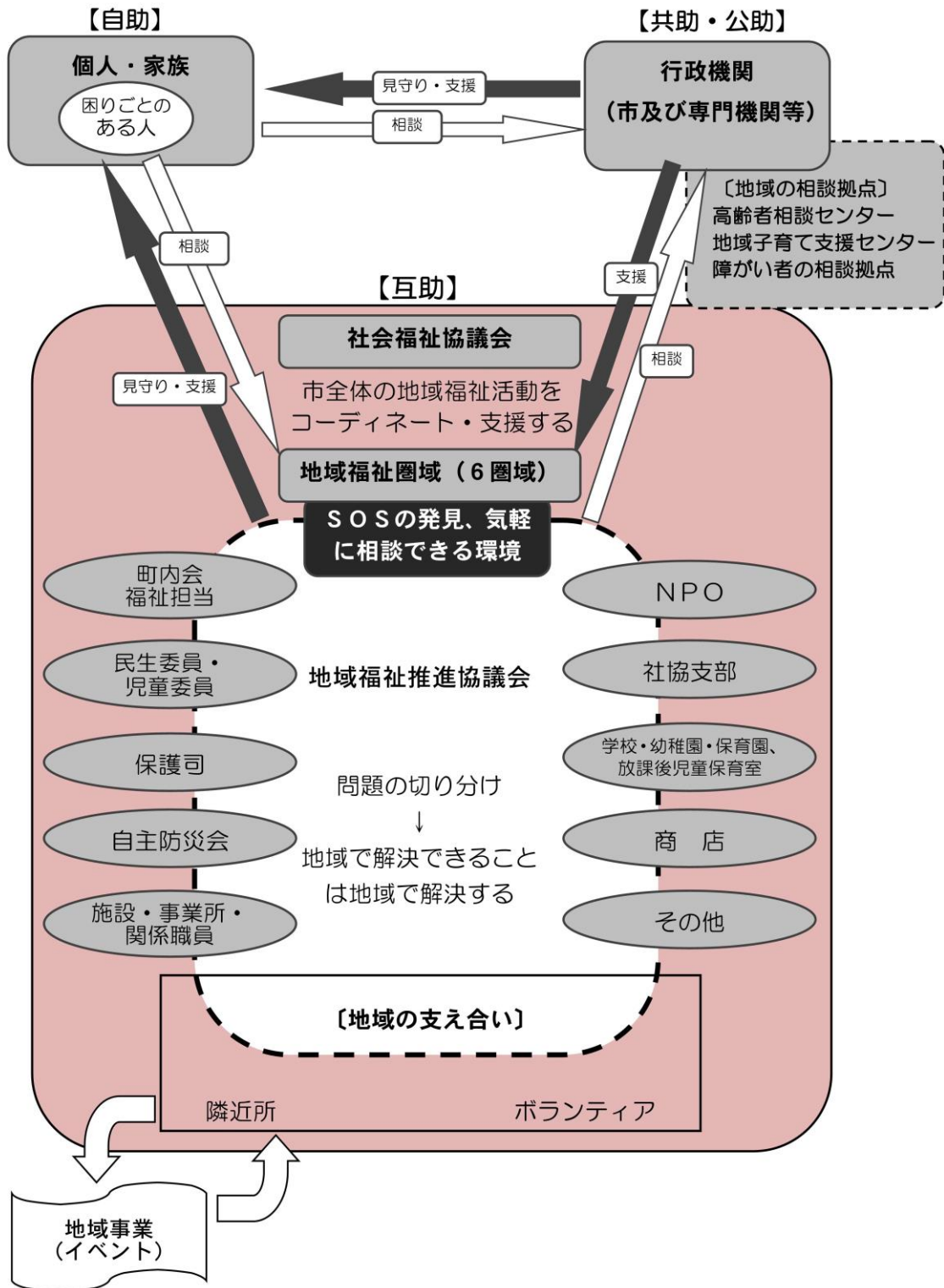
一方、地域では、社会福祉協議会の窓口のほか、地域福祉推進協議会における地域の福祉活動やネットワークを通じて相談を受けています。

できる限り早い段階でSOSをキャッチするためには、行政機関の相談窓口だけではなく、地域の中に気軽に相談できる環境をつくるのが大切です。



きたにフェスタ冬風景（北部第二地区）

図 地域福祉圏域におけるネットワーク



## 2 行政各部門における連携の強化

地域福祉を推進するためには、福祉分野のみならず、学校教育、社会教育、防災・防犯、まちづくり、コミュニティ振興、経済（商業振興）など様々な分野の行政が関わっています。

本市では、市民から直接相談を受けた窓口が基幹窓口となり、必要に応じて他分野の窓口や専門機関との連携をコーディネートすることにより、多職種連携による継続的な相談支援体制を実現しています。今後とも、各窓口の充実・強化を図ってまいります。

地域での互助による支え合いを共助・公助で支えるためには、市の行政各部門に加え、保健所、児童相談所など市以外の専門機関や、警察・家庭裁判所を含む行政機関との連携を強化し、迅速に対応する必要があります。

また、地域福祉活動を支えるボランティア活動の情報を幅広く、収集・発信できるよう、市のボランティア・地域活動支援室と社会福祉協議会のボランティアセンターとの更なる連携強化を図る必要があります。

### 【市の取組】

- (1) 行政各部門におけるネットワークの構築
- (2) 行政各部門及び地域との情報共有体制の検討

### 【社会福祉協議会の取組】

- (1) 市のボランティア・地域活動支援室との連携

### 3 市民・企業と市・社協のパートナーシップの強化

市民と市及び社会福祉協議会が地域福祉に関する課題を共有し、互いに協調しながら推進する関係を構築するため、職員は市民と対話しながら政策を形成する技術を高める必要があります。

一方、市民や各種団体においても地域福祉に関する理解を高め、より多くの市民、より多様な主体による地域福祉への参画が求められています。そのため、市としては、市民への啓発を始め、町内会、PTA、自主防災組織等に対する理解促進を強化する必要があります。

民間企業に対しては、子育て家庭に対する就労環境の改善、高齢者の定年延長や継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した就業の機会確保、障がい者の雇用の促進、シルバー人材センターや障がい者施設に対する仕事の発注等において、地域福祉実現に向けた協力が求められます。

#### 【市の取組】

- (1) 市民参画による計画策定及び進行管理の推進
- (2) 市民参画に関する手法の研究と技術向上
- (3) 市民に対する啓発
- (4) 各種団体に対する理解促進
- (5) 企業に対する地域福祉実現に向けた協力の要請

#### 【社会福祉協議会の取組】

- (1) 広報・啓発活動の充実
- (2) 協力し合える事業・活動の企画・実施

## 4 計画を推進・評価するための仕組みづくり

この計画を推進するため、計画策定後も、地域における住民等の取組を踏まえ、より具体的な検討を継続的に行っていく必要があります。

そのため、市民参画による「地域福祉計画推進委員会」において、計画の推進状況・進捗状況の評価を毎年行います。

### 【市の取組】

- (1) 市民参画による「地域福祉計画推進委員会」の運営
- (2) 庁内における計画の管理・推進及び評価

### 【社会福祉協議会の取組】

- (1) 「地域福祉活動計画推進委員会」の運営
- (2) 社協内における計画の管理・推進及び評価
- (3) 地域福祉地区活動計画の策定及び推進・評価への支援



菜々の郷土曜会風景（東部第二地区）





# 資料 1

## 関連事業一覧

---

## 目標1 住民同士が気軽にあいさつし、自然な支え合いのできる地域をつくる

### No.1 町内会、社協支部及び地域福祉推進協議会の活動の促進

(1) 行政の取組 (P.45)

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
①コミュニティ活動への支援の充実	コミュニティ協議会活動推進	住民相互のふれあいを深め、自治と連帯の意識高揚を図るため、新座市コミュニティ協議会への補助金の交付等を通じて、コミュニティ活動の推進を図る。 活動内容：花いっぱい活動助成事業、ちびっこふるさと探検隊ほか	コミュニティ推進課
②町内会活動の促進	町内会への加入促進	新座市町内会連合会と連携し、作成した町内会加入案内チラシ及び啓発品(ポケットティッシュ)を市民課での転入手続時に配布し、加入促進を図る。 また、町内会活動の魅力を発信し、関心を持っていただくきっかけづくりをするため、各町内会に協力していただき、市ホームページで町内会の活動を紹介する。	コミュニティ推進課
	町内会活動推進	住民相互のふれあいを深め、自治と連携の意識高揚を高めるため、各町内会及び町内会連合会への補助金の交付等を通じて、町内会活動の推進を行う。	
	集会所管理	地域のコミュニティ活動推進やふるさと意識高揚を図るための交流の場として利用に供している市立集会所について、適正な管理・運営を行い、利用者の利便性を高めることにより、コミュニティ活動の更なる推進を図る。	
	公園管理	一部の公園の園内清掃や草刈りを町内会に委託することで、公園をより身近に感じてもらい、地域の目が届く安全な児童遊園づくりを推進する。	みどり公園課
	児童遊園管理	一部の児童遊園の園内清掃や草刈りを町内会に委託することで、公園をより身近に感じてもらい、地域の目が届く安全な公園づくりを推進する。	
③地域福祉に関する情報提供の充実	ホームページ運営	市民の多様化した情報ニーズに対応するため、インターネットを利用したホームページを運営する。	市政情報課
	広報にいざ発行(町内会イベントの広報)	市民と市政のパイプ役として、より一層市民の意見を反映させ親しまれる紙面づくりを目指すとともに、市政の情報や市内の出来事などを適時に提供し、市民の行政への参加意識を高めるため広報にいざを発行する。	
	地域福祉の担い手に関する周知度の向上	広報や市ホームページ等を活用して民生委員・児童委員や地域福祉推進協議会に関する周知度の向上を図る。	生活福祉課
	観光ホームページ運営	新座市産業観光協会の運営する観光ホームページと連携し、各種イベントなどの観光情報を広く発信する。	観光推進課

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
④地域担当職員制度の充実	地域担当職員制度	行政と地域との橋渡し役として、職員が担当する町内会の会議に参加し、行政情報の提供や地域課題の解決に向けた取組を推進することにより、地域との連携を深め、地域コミュニティ活動の活性化を図る。	コミュニティ推進課

## (2) 社会福祉協議会の取組 (P.46)

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
①社協支部の設置の推進	社協支部地域活動の支援事業	町内会単位で社協支部を設立し、町内会と連携を図りながら、小地域活動を実施する。	地域福祉課
②地域福祉推進協議会の設置促進と運営支援	地域福祉推進協議会設立支援事業	西部地区において地域福祉推進協議会の設置及び地域福祉地区活動計画の策定を支援する。	地域福祉課
	地域福祉推進協議会運営支援事業	地域福祉推進協議会によるまち歩きを始めとする各種活動に対し、事業の企画や運営に関する相談に応じるとともに、チラシ印刷など事務局機能の一部を支援する。	
	地域福祉活動助成金交付事業	地域福祉推進協議会の設置・運営を支援するための地域福祉活動助成金を交付する。	
③高齢者の交流機会の充実	会食ふれあい事業	52社協支部中、42社協支部で地域の集会所等を会場に会食ふれあい事業を開催する。	地域福祉課
④住民同士の交流機会の拡充	地域福祉推進協議会運営支援事業(再掲)	各地区福祉推進協議会において、サロン活動やお茶会等を開催する。	地域福祉課

## No.2 誰もが必要な支援を受けられる地域をつくる

## (1) 行政の取組 (P.49)

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
①市民に対する福祉意識の啓発	ノーマライゼーションの普及・啓発	市広報やホームページに加え、町内会及び当事者団体等と連携し、情報提供を行い、障がい者理解の普及に努めるとともに、地域で暮らす障がいのある市民との交流機会を拡大する。	障がい者福祉課
	福祉フェスティバルの開催	障がいのある人もない人も高齢者も、大人も子どもも、男性も女性も共に楽しみ、ふれあいと交流の輪を広げる障がい者団体やボランティア団体等による実行委員会を組織し、福祉フェスティバルを毎年開催する。	生活福祉課
②ひとり暮らし高齢者・障がい者への見守り	ひとり暮らし高齢者緊急連絡カード配布	ひとり暮らし高齢者を対象にかかりつけ医や親族、関係機関の連絡先を記したカードを発行する。	長寿支援課
	緊急連絡システム	65歳以上のひとり暮らしの高齢者等の世帯を対象として、家庭内での急病や事故等の緊急事態等に直ちに救急活動が行われるよう、ボタンを押すだけで消防署に通報される緊急連絡システムを自宅の電話に設置する。	
	配食サービス	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等を対象として、月曜日から土曜日までの週6日の範囲内で、安否確認を兼ねて昼食の宅配を行う。	

資料1 関連事業一覧

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等実態調査	65歳以上の高齢者に対し、民生委員・児童委員や市、高齢者相談センターが連携して支援するほか、災害時の安否確認や介護保険事業計画等の基礎データとして活用するため実施する。	生活福祉課
	ひとり暮らし高齢者等訪問見守り事業	ひとり暮らし高齢者等の名簿を各高齢者相談センターに設置し、随時訪問見守りを実施する。	
	安心・安全地域見守り活動に関する協定の締結	日常的に家庭を訪問する機会の多い事業者が通常業務の中で、訪問先の異変に気づいた場合に、市や警察等に通報してもらう協定を締結し、孤立死・孤独死の防止に努める。	
③認知症の高齢者等が安心して暮らせる地域づくりの推進	認知症サポーター養成講座	認知症を理解し、地域で認知症を見守る認知症サポーターの養成を行う。 また、小・中学生向けの認知症サポーター養成講座の実施に向けた働き掛けを行う。	長寿支援課
	認知症高齢者徘徊模擬訓練	高齢者相談センターが主体となり、地域の町内会や介護事業所、警察、消防等と協力して徘徊高齢者の発見・声かけ・通報・引き渡しの訓練を行ったことで、関係機関の役割と認知症の方への具体的な対応方法について学ぶ機会を提供する。	
④高齢者に対する生活支援体制の整備	生活支援体制整備事業	既存の社会資源を活用しながら、地域の実情に合った「自助」「互助」を基本とした生活支援が創出されるようにする。	長寿支援課
⑤生活困窮者に対する支援の充実	生活困窮者自立支援	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、就労等の自立に関する相談、住宅確保のための給付金の支給及び子どもへの学習支援を行う。	生活福祉課
⑥国際交流と多文化共生の促進	国際交流と多文化共生のまちづくり	市民の国際感覚・国際認識・国際理解を深め、一人ひとりが国際化を推進する主体であるとの認識の下に、国籍を問わず、だれもが協働して地域づくりに取り組む多文化共生のまちづくりを進める。	コミュニティ推進課
	外国人が暮らしやすいまちづくり	外国人住民へ日本語教室の周知を行うなど、外国人が安心して暮らせる環境づくりを進める。	
⑦ホームレスに対する見守り、相談の充実	ホームレス支援	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づき、ホームレス実態調査を実施する。	生活福祉課

## (2) 社会福祉協議会の取組 (P.50)

施策名	事業名	主な内容	担当課 (所)
①見守り・訪問等のボランティアの育成	ボランティアセンターの運営事業	ひとり暮らしの高齢者や障がい者、外国人等への見守り・訪問等を行うボランティアの育成を行う。また、地域でボランティアとして関わっていただける人材を発掘するため、社協支部・地域福祉推進協議会に対する情報提供や支援も行う。	ボランティアセンター
②高齢者の交流機会の充実	会食ふれあい事業	52社協支部中、42社協支部で地域の集会所等を会場に会食ふれあい事業を開催する。また、会食ふれあい事業の多世代化など、親の就労等により孤食となりがちな子ども及びその親を対象とする事業について検討する。	地域福祉課
③住民同士の交流機会の拡充	地域福祉推進協議会運営支援事業	各地区福祉推進協議会において、サロン活動やお茶会等を開催する。	地域福祉課
④子どもの貧困課題の検討	子どもの貧困課題検討事業	子どもの貧困課題について、地域福祉推進協議会や社協支部、町内会、民生委員・児童委員等と連携しながら検討する。	地域福祉課

## No. 3 地域と連携して展開する専門的・総合的相談支援体制の確立

## (1) 行政の取組 (P.53)

施策名	事業名	主な内容	担当課 (所)
①身近な地域における相談支援拠点の設置と連携の推進	高齢者相談センターによる総合相談	高齢者相談センターでは、高齢者総合相談窓口として、3専門職(社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー)による相談を実施する。	長寿支援課
	いきいき広場健康相談 すこやか広場健康相談	いきいき広場では体操に参加している市民から希望時に、すこやか広場では来所した市民から面接形式で保健師・栄養士・歯科衛生士・看護師等が心身の健康相談に応じる。	保健センター
	地域子育て支援センター運営	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域子育て支援センターを設置し、子育て家庭の支援活動の企画・調整、子育て家庭の育児不安等についての相談指導などを行う。また、保育園と併設のセンターでは保育事業との連携を図る。	子育て支援課
	利用者支援事業	子ども及び保護者等が多様な教育・保育施設、地域の子育て支援事業等を円滑に利用するため、各圏域で利用者支援事業を実施する。	子育て支援課
	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまで、必要な情報を共有して、包括的・継続的な支援を行う子育て世代包括支援センターを設置する。	保健センター 子育て支援課
	療育に関する相談体制の強化	みどり学園、わかば学園、保健センター等関係機関との連携を強化する。また、訪問型の児童発達支援の在り方について検討する。	障がい者福祉課
	地域生活支援拠点の整備(検討)	障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、地域生活支援拠点の在り方について地域自立支援協議会等で協議し、早期の整備を目指す。	障がい者福祉課

資料1 関連事業一覧

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
②各種相談窓口の充実と行政各部門におけるネットワークの構築	児童福祉相談	電話又は来庁、家庭訪問により児童担当及び家庭児童相談員が児童家庭相談援助を行う。また、何らかの理由で養護(保護)が必要な児童に対し調査を実施し、必要が認められる場合、児童相談所へ通告する。	児童福祉課
	家庭児童相談	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談・指導に当たる。	
	ひとり親家庭等支援	ひとり親家庭等に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介などを行う。	
	健康相談	一日健康教室や、各種健(検)診、いきいき広場やすこやか広場、保健センターなどで、面接や電話により保健師や栄養士、歯科衛生士、助産師、看護師などが身体や心の健康相談に応じる。	保健センター
	乳幼児発達相談	発達専門医の診察や作業療法士の相談を受けることによって、見立てや助言を受ける機会とするとともに、医療機関の紹介等を行う。	
	乳幼児相談	小学校入学前の乳幼児を対象に、保健センターにおいて月1回(年12回)体格測定を実施するとともに、保健師・栄養士・歯科衛生士による健康・栄養・歯科・育児等の相談を行う。	
	精神保健相談	精神科医師により精神障がい者やその家族及び市民からの精神保健に関する相談を受ける。保健師による相談は随時受ける。	
	相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う。	
	生活相談	離職を余儀なくされた方などの生活、住宅、就労等に係る総合相談窓口生活相談員を配置し相談に応じる。	生活福祉課
	弁護士、人権擁護委員等による市民相談	日常の暮らしのなかで身近に抱えている心配事、悩み事について、市民が安心して相談できるように、各種の専門相談員による、無料相談を実施するもので、法律相談、税務相談、行政相談、人権相談、登記相談、年金・社会保険・労働相談を実施する。	人権推進課
	女性困りごと相談	性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された市民からの相談を、女性困りごと相談員により実施する。	
	消費生活相談	認知症高齢者や障がい者等の消費生活に関する相談等に円滑に対応するため、高齢者相談センター、障がい者福祉課、保健センターなど関係課所との連携を強化する。	消費生活センター



## (2) 社会福祉協議会の取組 (P.53)

施策名	事業名	主な内容	担当課 (所)
①居場所づくり・運営への支援	地域福祉推進協議会運営支援事業	各地区地域福祉推進協議会が実施する事業等に対して、市生活福祉課を通して先行予約を行い、公共施設の確保を図る。	地域福祉課
②地域における相談活動への支援	地域福祉推進協議会運営支援事業	社協職員を各地区地域福祉推進協議会担当として配置し、運営支援に当たる。	地域福祉課
③相談窓口の充実	ふくし総合相談	日常生活の悩みごとや心配ごとの相談等について職員が話を伺う。	生活支援課
	ボランティア相談	電話または来庁によりボランティア活動をしたい方やボランティアをお願いしたい方の相談に応じる。	ボランティアセンター

## 目標2 様々な活動が躍動し、つながる地域をつくる

### No.4 地域福祉の担い手が活動しやすい地域づくり

#### (1) 行政の取組 (P.57)

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
①地域福祉に関する情報提供の充実(再掲)	ホームページ運営(再掲)	市民の多様化した情報ニーズに対応するため、インターネットを利用したホームページを運営する。	市政情報課
	広報にいざ発行(町内会イベントの広報)(再掲)	市民と市政のパイプ役として、より一層市民の意見を反映させ親しまれる紙面づくりを目指すとともに、市政の情報や市内の出来事などを適時に提供し、市民の行政への参加意識を高めるため広報にいざを発行する。	
	地域福祉の担い手に関する周知度の向上	広報や市ホームページ等を活用して民生委員・児童委員や地域福祉推進協議会に関する周知度の向上を図る。	生活福祉課
	観光ホームページ運営(再掲)	新座市産業観光協会の運営する観光ホームページと連携し、各種イベントなどの観光情報を広く発信する。	観光推進課
②集会所等の整備	集会所施設整備	地域のコミュニティ活動推進やふるさと意識の高揚を図るための交流の場として利用に供している市立集会所について、適正な維持管理と計画的に施設整備を進める。	コミュニティ推進課
③地域福祉活動拠点の確保に対する支援	地域福祉活動拠点の確保に対する支援	地域福祉推進協議会の活動拠点として集会所、公民館、コミュニティセンター等の利用がしやすくなるよう便宜を図る。	生活福祉課 関係各課

#### (2) 社会福祉協議会の取組 (P.57)

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
①社協支部活動に関するPRの充実	広報活動	社協だより・ホームページ等で支援活動を紹介する。	総務課
②住民同士の交流機会の拡充	地域福祉推進協議会運営支援事業(再掲)	各地区地域福祉推進協議会において、サロン活動やお茶会を開催する。	地域福祉課

## No.5 身近な地域で活躍するボランティア活動・NPOの育成

## (1) 行政の取組 (P.59)

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
①多様なボランティア・市民活動の育成	「身近なボランティア」活動の促進・広報による啓発	広報やHP、セミナー等様々な媒体を通じて、ボランティア活動を紹介することで、「身近なボランティア」活動を促進する。	コミュニティ推進課
	生涯学習ボランティアバンク	学習活動に取り組もうとするグループや個人に対して、生涯学習指導者・協力者として登録しているボランティア(団体)の方を紹介する。	生涯学習スポーツ課
	図書館講座、講習等	子ども、視覚障がい者、高齢者等、通常の図書館利用が困難な方の図書館利用を推進するために、ボランティアのスキルアップを行う講座を開催する。	中央図書館
	観光ボランティアガイド	市民総合大学の修了生を対象に本市の歴史・文化・産業などの知識を有する者を講師としてガイド養成講座を実施する。 また、講座修了生により設立された新座市観光ボランティアガイド協会と連携し、様々な機会を通じて観光ボランティアガイド事業を実施する。	観光推進課
	みどりのボランティア活動	グリーンサポーターにより、市内の雑木林で下草刈りや清掃、実生植栽、萌芽更新などの維持管理活動を行い、原生林化した雑木林を昔の適正に管理された状態に戻す活動を実施する。	みどりと公園課
	環境ボランティア	環境美化・環境保全に係るボランティア活動を展開する。	環境対策課
	道路ボランティア清掃隊	雑草が繁茂する毎年6月から10月までの期間の土・日曜日又は休日の午前中に、市職員による除草やゴミ収集を行う。	道路課
	ファミリー・サポート・センター運営	保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育園への送迎、一時的な預かり等育児についての助け合いを行う。	子育て支援課
	ボランティア活動の促進及び養成	手話、要約筆記及び点字講座等の福祉講座を開催し、健常者が障がい者とのコミュニケーション手段を習得し、障がい者の社会参加を促進するためのボランティア育成事業を実施する。	福祉の里
	公民館講座(ボランティアの育成と活動の場の提供)	公民館・コミセン活動を中心とするボランティアを育成するとともに、ボランティアの活躍する機会や場の提供を促進する講座を開催する。	中央公民館
地域支え合いボランティア補助	平成25年7月から導入した新座市地域支え合いボランティア事業を実施する社会福祉協議会に対し、ボランティアの活動時間に応じて、1時間当たり200円を補助する。	生活福祉課	
②地域活動コーディネーターとの連携	地域活動コーディネーター	地域デビューセミナー開催に向けた企画・立案など、地域活動コーディネーターと連携した事業を展開する。	コミュニティ推進課
③学校と地域との連携の推進	野火止用水クリーンキャンペーン	野火止用水の愛護活動として、小学校や町内会、市民の協力により用水全域を対象とした大規模なクリーンキャンペーンを実施する。	生涯学習スポーツ課

## (2) 社会福祉協議会の取組 (P.59)

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
①ボランティア養成講座の充実	ボランティアセンター運営事業	ボランティア団体協議会と連携し、講座形式でボランティア養成講座を実施する。	ボランティアセンター
②ボランティアに関する情報提供の充実	広報活動	にいざボランティアセンターだより・ホームページ等でボランティアに関する情報を提供する。	ボランティアセンター
③地域に根差した福祉教育・ボランティア活動の促進	地域福祉推進協議会運営支援事業	地域に根差したボランティア活動として、社協ボランティアセンターと連携し、「北二ボランティア広場」、「柳瀬川クリーン作戦」の実施を支援する。	地域福祉課 ボランティアセンター
	学生ボランティア受入促進事業	市内の中学校・高校・大学等と地域福祉推進協議会との連携を強化し、活動メニューの開発等により、学生がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを支援する。	地域福祉課
④ボランティアまつりの開催	新座市ボランティアまつり	ボランティア活動実践者とボランティアに関心のある方との情報交換・交流の場づくりと地域ボランティアへの啓発を目的として、ボランティアグループ・当事者団体が実行委員会を組織し、新座市ボランティアまつりを開催する。	ボランティアセンター

## No.6 福祉施設や事業所、NPOを組み込んだ地域ネットワークの形成

## (1) 行政の取組 (P.61)

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
①高齢者に関する地域ネットワークの充実	高齢者相談センターによる総合相談支援業務	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援をする。	長寿支援課
	地域ケア会議	介護支援専門員、医療・福祉の専門職、その他関係団体で構成し、多職種協働によるネットワークの構築及び高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントを普及する。	
	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域の社会資源の開発やネットワークの構築、ニーズとサービスのマッチング等を推進する。	
②子育てに関する地域ネットワークの充実	子育て支援交流事業	子育て中の親子に対し身近な交流の場を提供するため、地域子育て支援センターが未設置の地区において、コミュニティセンターや集会所等を活用した地域交流事業を開催する。	子育て支援課
	子育てネットワークフェスティバル	子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う上で重要な役割を担う家庭教育及び地域における子育て支援の充実を図る。	
③障がい者に関する地域ネットワークの充実	基幹相談支援センターの設置	障がい者の地域移行等に係るネットワーク構築を進めるため、基幹相談支援センターを設置する。	障がい者福祉課
	地域生活支援拠点の整備検討（再掲）	障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、地域生活支援拠点のあり方について地域自立支援協議会等で協議し、早期設置を目指す。	

## (2) 社会福祉協議会の取組 (P.61)

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
①地域福祉推進協議会の設置促進と運営支援	地域福祉推進協議会設立支援事業	西部地区において地域福祉推進協議会の設置及び地域福祉地区活動計画の策定を支援する。	地域福祉課
	地域福祉推進協議会運営支援事業	地域福祉推進協議会によるまち歩きを始めとする各種活動に対し、事業の企画や運営に関する相談に応じるとともに、チラシ印刷など事務局機能の一部を支援する。	
	地域福祉活動助成金交付事業	地域福祉推進協議会の設置・運営を支援するための地域福祉活動助成金を交付する。	
②地域福祉推進協議会の運営支援	地域福祉推進協議会運営支援事業	社協職員を各地区地域福祉推進協議会の担当として配置し、運営支援に当たる。	地域福祉課
③ネットワーク構築への相談支援	地域福祉推進協議会運営支援事業	各地区地域福祉推進協議会と高齢者相談センターとの連携が取れるようになり、地域ネットワークが構築されつつある。地域のネットワークの構築を支援し、行政の相談窓口との連携がスムーズに行えるよう支援する。	地域福祉課

## 目標3 誰もが共に学び育ち、いつまでも暮らせる地域をつくる

### No.7 地域全体で共に学び育つ環境づくり

#### (1) 行政の取組 (P.65)

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
①地域子育て支援拠点の設置と機能の強化	地域子育て支援センター運営(再掲)	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域子育て支援センターを設置し、子育て家庭の支援活動の企画・調整、子育て家庭の育児不安等についての相談指導などを行う。また、保育園と併設のセンターでは保育事業との連携を図る。	子育て支援課
②障がいに対する教育の充実	特別支援教育整備	特別支援学級や通常学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒について、特別支援教育支援員、介助員、水泳補助員等の配置、巡回相談カウンセラー等の派遣により支援を行う。	教育相談センター
③学校と地域との連携の推進	学校評議員配置	校長の求めに応じ、学校運営について意見するとともに、授業や学校行事を参観し、多面的な視点から助言する学校評議員を配置する。	指導課
	各中学校区ふれあい地域連絡協議会補助	青少年の健全育成のために各種活動を展開し、家庭・学校・地域のネットワーク作りを推進する。	生涯学習スポーツ課
	学校応援団推進	新座市学校応援団実行委員会を開催するとともに、域内学校区への学校支援地域本部事業実施に係る普及啓発、広報活動並びにコーディネーター研修会を開催する。	指導課
	部活動ボランティア指導員配置	校長の指導監督のもと、担当部顧問教員の指導計画に沿って、専門的技術に関する指導を行う部活動ボランティア指導員を配置する。	指導課
	小中学校における声かけ運動	各小中学校等において、声かけ運動を実施することにより、気軽にあいさつできる地域づくりを推進する。	生涯学習スポーツ課 各小中学校
	子どもの放課後居場所づくり事業(愛称:ココフレンド)	小学校施設(教室や校庭など)を活用し、地域の方々の協力を得ながら、子どもたちが安全・安心に集える居場所をつくり、学習や遊び、体験・交流活動などの機会を提供する。子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育つ環境づくりを推進する。	生涯学習スポーツ課
	コミュニティ・スクールの推進	地域ぐるみで児童生徒の健全育成を図るため、学校運営協議会を設置し、地域住民、PTA、学校応援団等により学校を総合的に支援する。	学務課

## (2) 社会福祉協議会の取組 (P.65)

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
①社会福祉協力校指定事業の推進	社会福祉協力校の支援事業	子どものうちから福祉への関心を広げるために、社会福祉協力校の指定を行う。	ボランティアセンター
②子育てサロン活動への支援	社協支部地域活動への支援事業	新座団地社協支部事業において行われている子育てサロン「めだか」の活動への支援を行うとともに、他の社協支部にも子育てサロンに関する情報提供を行う。	総務課
	地域福祉推進協議会運営支援事業	東部第二地区地域福祉推進協議会の子育て中の母親の集い「KOTORIの会」への活動の支援を行うとともに、他の地域福祉推進協議会にも子育て支援に関する情報提供を行う。	地域福祉課

## No.8 多様なつきあいができる居場所をつくる

## (1) 行政の取組 (P.67)

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
①老人福祉センターの充実	老人福祉センター運営事業	老人福祉センターでは、利用者による活発な自主サークル活動も行われており、今後とも運営の充実と活用の促進を図る。	長寿支援課
②「高齢者いきいき広場」の運営	高齢者いきいき広場運営事業	地域の高齢者に趣味活動、仲間づくり、世代間交流等の場を提供することにより、健康保持増進及び介護予防を図る。	長寿支援課
③「ほっと茶や」事業の推進	ほっと茶や事業	気軽に通えるサロンの提供により、元気な高齢者はもとより地域の閉じこもり高齢者を支援するため実施する。	長寿支援課
④「すこやか広場」の運営	すこやか広場	商店街の活性化及び集客力の向上を図るため、空き店舗を活用して、「商店街で買物をする者の休憩の場」、「地域の高齢者の仲間づくりの場」、「商店会、町内会等地域の団体及び市民の活動の場」、「子どもたちの勉強・交流の場」を提供する「すこやか広場」を設置するもの。なお、運営は、町内会、老人会、商店会等で構成する管理運営委員会に委託する。	経済振興課
⑤にぎ元気アップ広場の推進	にぎ元気アップ広場	健康づくりに意欲的に取り組む市民を育成することを目的として、歩いて通える地域の集会所等において健康体操等のプログラムを実施する。	長寿支援課
⑥子どもの居場所づくりの推進	子どもの放課後居場所づくり事業(愛称:ココフレンド)(再掲)	小学校施設(教室や校庭など)を活用し、地域の方々の協力を得ながら、子どもたちが安全・安心に集える居場所をつくり、学習や遊び、体験・交流活動などの機会を提供する。子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育つ環境づくりを推進する。	生涯学習スポーツ課
⑦地域活動支援センターの充実	地域活動支援センター	障がい者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進するため、地域活動支援センターの事業の充実と利用促進を図る。	障がい者福祉課 福祉の里
⑧ユニバーサル農業の実施に向けた調査・研究	ユニバーサル農業	障がい者や高齢者の就労支援や社会参加のきっかけとなるようユニバーサル農業の実施に向けて、調査・研究をする。	経済振興課 関係各課

(2) 社会福祉協議会の取組 (P.68)

施策名	事業名	主な内容	担当課 (所)
①居場所づくり・運営への支援	地域福祉推進協議会運営支援事業 (再掲)	各地区地域福祉推進協議会が行う居場所づくりや運営支援に対する支援を行う。	地域福祉課

No.9 誰もが安心して外出できる地域をつくる

(1) 行政の取組 (P.71)

施策名	事業名	主な内容	担当課 (所)
①公共交通機関におけるバリアフリー化の推進	東武東上線改善対策	東武東上線改善対策協議会及び埼玉県を通じて、東武鉄道へ鉄道輸送力の増強及び鉄道施設の整備改善等について要望する。	企画課
	武蔵野線旅客輸送改善対策	武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び埼玉県を通じて、JR東日本へ鉄道輸送力の増強及び鉄道施設の整備改善等について要望する。	
	超低床ノンステップバス導入促進補助	公共交通機関のバリアフリー化を進めるため、超低床ノンステップバスを導入するバス事業者に対し、補助金を交付する。	市民安全課
②ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	道路維持補修/道路改良	ユニバーサルデザインを取り入れた歩道の整備を推進する。	道路課
	ユニバーサルデザインに係る基本方針の策定	全ての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくりに係る基本方針の策定について検討を行う。	まちづくり計画課
	ユニバーサルデザインに基づく既存施設の改修等の推進	既存の公共施設については、改修時等に合わせ、計画的にバリアフリー化を進める。	関係各課
③バス輸送サービスの充実	市内循環バス「にいバス」運行の充実	市内公共施設、病院等へのアクセスの利便性を促進し、公共施設利用者、通院者を始め、市民の日常生活を支援するため、にいバスを運行する。	市民安全課
	新たな公共交通手段の導入	デマンド交通等の新たな公共交通手段の導入について研究する。	
	バス輸送力強化に関する要望	バス路線の拡大、運行本数の増加など、バス輸送力の強化をバス事業者に働き掛ける。	
④障がい者への移動支援の推進	障がい児(者)生活サポート事業	市に登録された民間サービス団体が、一時預かり、派遣による介護サービス、送迎、外出援助などのサービスを提供する。	障がい者福祉課
	移送サービス	寝たきりの状態等により公共交通機関を利用することが困難な障がい者が寝台専用車両による移送サービスを利用する場合の費用を助成する。	
	移動支援事業	障がい者(児)が余暇活動等の社会参加のために外出する際の移動を支援する。	
	社会参加促進事業	福祉タクシー利用料、自動車燃料費又は鉄道・バス利用料を申請者の選択により助成する。	
⑤障がい者への意思疎通支援	手話通訳者派遣センター運営	新座市手話通訳者派遣センターを運営し、聴覚障がい者等に対し、手話通訳者を派遣する。	障がい者福祉課



施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
の推進	高次脳機能障がい者や知的障がい者等への意思疎通支援	聴覚障がい者等に対し、要約筆記者を派遣する。また、高次脳機能障がいや知的障がい者等への意思疎通支援のため、支援者の養成・派遣に関する事業の在り方について検討する。	
⑥赤ちゃんの駅の充実	赤ちゃんの駅	授乳及びおむつ替え等の対応が可能な施設を赤ちゃんの駅として指定し、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備を図る。	子育て支援課

## (2) 社会福祉協議会の取組 (P.72)

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
①リフト付き乗用車貸出し事業の推進	リフト付き乗用車貸出し事業	車イスを使用している方に対して、リフト付き乗用車を貸し出して、社会参加の向上を図る。	ボランティアセンター
②運転ボランティアの育成・確保	ボランティアセンター運営事業	運転ボランティアグループと協力して講習会を行い、運転ボランティアの育成を行う。	ボランティアセンター

## 目標4 安全・安心のまちをつくる

### No.10 商店街や民間事業者との連携による安心のまちづくり

#### (1) 行政の取組 (P.75)

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
①商店街の活性化	商工会補助	市内商工業の総合的振興を図ることを目的として新座市商工会が行う各種事業に対し補助する。	経済振興課
	商店街共同施設事業補助	商店街の活性化を図るため、街路灯、買物案内板などの共同施設の設置、修繕や街路灯電気料、駐車場借上料等について補助する。	経済振興課
	商店街活性化推進事業補助	商店街の活性化及び振興を図るため、商店街活性化事業(商店街への集客に向けた催し物の開催などのソフト事業)を実施する商店街に対し、事業費の一部について補助する。	経済振興課
	商店会連絡会議事業	商店会と市の意見交換及び情報提供の場として、商店会連絡会議を設置し、商店会は、現在の状況を意見提出し、市は、補助制度の周知・促進を図る。	経済振興課
②空き店舗対策の推進	すこやか広場(再掲)	商店街の活性化及び集客力の向上を図るため、空き店舗を活用して、「商店街で買物をする者の休憩の場」、「地域の高齢者の仲間づくりの場」、「商店会、町内会等地域の団体及び市民の活動の場」、「子どもたちの勉強・交流の場」を提供する「すこやか広場」を設置するもの。なお、運営は、町内会、老人会、商店会等で構成する管理運営委員会に委託する。	経済振興課
③民間事業者との連携による見守りの推進	安心・安全地域見守り活動に関する協定の締結(再掲)	日常的に家庭を訪問する機会が多い事業者が通常業務の中で、訪問先の異変に気づいた場合に、市や警察等に通報してもらう協定を締結し、孤立死・孤独死の防止に努める。	生活福祉課
	配食サービス(再掲)	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等を対象として、月曜日から土曜日までの週6日の範囲内で、安否確認を兼ねて昼食の宅配を行う。	長寿支援課

#### (2) 社会福祉協議会の取組 (P.75)

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
①民間事業者との連携による地域福祉活動の推進	地域支え合いボランティア事業	支援を必要とする高齢者や障がい者の日常生活上のちょっとした困りごとを地域の支え合いによって解決を図るもので、新座市商工会と連携し、利用会員には利用料を負担いただき、活動を行った協力会員にはアトム通貨券を渡し、市内の加盟店で使用いただくことで、地域の商業振興につなげる。	ボランティアセンター
	地域福祉推進協議会運営支援事業	地域福祉推進協議会の活動の一環として商店街と連携した取組を行う際に、相談・情報提供の支援を行う。	地域福祉課

## No.11 自立と尊厳が守られ、SOSを出しやすい地域づくり

## (1) 行政の取組 (P.77)

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
①権利擁護の推進	成年後見制度利用支援事業	市長が成年後見制度の審判申立てを行った際に、その申立費用及び後見人等の報酬に対する助成を行う。また、市民後見人の育成及び支援体制の整備を進める。	障がい者福祉課 長寿支援課
	日常生活自立支援事業利用料助成金交付事業	自らの判断能力の低下した高齢者や障がい者等に対し、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業を利用した際の利用料を助成する。	長寿支援課
②虐待防止対策の推進	高齢者相談センターによる虐待防止活動	高齢者相談センターにおいて虐待に関する相談及び早期対応を行う。	長寿支援課
	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている児童を始めとする要保護児童等を早期に発見し、適切な支援を行うため、関係機関が情報を共有し、適切な連携の下で対応していくための組織として、福祉、保健、医療、教育、警察等の各分野の関係機関が、情報交換や研修活動を行いながら、相互の連携による児童虐待の防止、効果的な援助方法や対応を協議する。	児童福祉課
	障がい者虐待防止センター事業	障がい者の虐待に関する相談窓口及び対応の拠点となる障がい者虐待防止センター事業を行う。	障がい者福祉課

## (2) 社会福祉協議会の取組 (P.77)

施策名	事業名	主な内容	担当課(所)
①権利擁護事業の推進	日常生活自立支援事業	判断能力の不十分な高齢者や障がい者等に対し、福祉サービスの利用援助を基本として日常的な金銭管理、日常生活上の手続援助、書類等預かりサービス等の支援を行う。	生活支援課
②見守り・訪問等のボランティアの育成	ボランティアセンターの運営事業	ひとり暮らしの高齢者や障がい者、外国人等への見守り・訪問等を行うボランティアの育成を行う。また、地域でボランティアとして関わっていただける人材を発掘するため、社協支部・地域福祉推進協議会に対する情報提供や支援も行う。	ボランティアセンター
③高齢者の交流機会の充実	会食ふれあい事業	地域に居住する高齢者等が、地域社会との交流を広めるとともに健康の増進を図るため、52社協支部中、42社協支部で地域の集会所等を会場に会食ふれあい事業を開催する。	地域福祉課
④相談窓口の充実	ふくし総合相談(再掲)	日常生活の悩みごと・心配ごとの相談等の職員が話を伺う。	生活支援課

## No.12 災害に対して安心できる地域づくり

## (1) 行政の取組 (P.79)

施策名	事業名	主な内容	担当課 (所)
①市民の防災力の向上	自主防災組織育成	市内各地域の町内会組織ごとに自主防災会の編成を促進し、大規模震災時に応急対策活動の主体となり、行政の応急対策に対し地域との連携活動を図るため育成する。	市民安全課
	防災マップ作成	市民安全課窓口及び市民課転入窓口において、防災マップ・ハンドブック及び各種ハザードマップを配布する。	
	防災訓練	防災関係機関と連携し、市民の防災体制を強化するための防災訓練の実施支援を行う。	
	防災ラジオ支給	市の防災行政無線が聞き取りにくい難聴世帯を解消することを目的として、希望する世帯に防災ラジオを有償で支給する。	
		耐震改修等助成	大規模な地震に対し、建物の倒壊等の被害から守るため、昭和56年5月31日以前に着工した市内の建築物を対象に改修等に係る助成を行う。
②地域防災計画の見直し	地域防災計画策定	新座市地域防災計画の内容について見直しを行う。	市民安全課
③避難行動要支援者対策の推進	避難行動要支援者支援制度	災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者が、災害時に地域の方々（地域支援者）から安否確認などの支援が受けられるようにするための制度を実施する。	長寿支援課 市民安全課
	福祉避難所の周知度向上	福祉避難所について、市民への周知を図る。	市民安全課

## (2) 社会福祉協議会の取組 (P.79)

施策名	事業名	主な内容	担当課 (所)
①災害ボランティアセンター設置・運営の見直し	ボランティアセンターの運営事業	災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づく訓練を行い、災害時に適切に対応できるよう検証する。	ボランティアセンター
②住民同士の顔の見える関係づくりの推進	社協支部地域活動の支援事業	社協支部等の活動を通して、常日頃から地域住民同士の顔の見える関係づくりを支援する。	総務課
③要支援者に対応した防災訓練の充実	避難行動要支援者を想定した避難訓練の普及	自主防災組織における防災訓練において、避難行動要支援者の初期避難に関する訓練内容の普及を図る。	地域福祉課

## No.13 地域ぐるみによる防犯活動の強化

## (1) 行政の取組 (P.81)

施策名	事業名	主な内容	担当課 (所)
①防犯意識の普及・啓発	防犯関連団体支援	新座市防犯推進条例に基づき、各種防犯運動を実施する。	市民安全課
②市民団体等による防犯活動への支援	防犯関連団体支援	町内会、PTA及び市内小中学校に通う児童・生徒の保護者等への物資の貸与・配布を行う。	市民安全課
③青色防犯パトロールの実施	青色防犯パトロール	青色防犯パトロールカーを活用し、防犯パトロールを実施する。	市民安全課
④保護者・地域との連携による防犯活動の推進	子ども110番の家	「子ども110番の家」の設置を推進する。	指導課
	保護者・地域との連携によるパトロール活動	保護者や地域の市民、学校、警察などが連携し「学校付近のパトロール活動」など、防犯活動を推進する。	生涯学習スポーツ課

## (2) 社会福祉協議会の取組 (P.81)

施策名	事業名	主な内容	担当課 (所)
①防犯意識の向上	地域福祉推進協議会運営支援事業 (再掲)	各地区地域福祉推進協議会において、防犯に関する講座等を開催し、地域住民の防犯意識の向上を図る。	地域福祉課

## 資料1 関連事業一覧

## **資料 2**

# **策定体制及び策定経過等**

---

## 第1節 策定体制

---

### 1 推進委員会

#### 新座市地域福祉計画推進委員会条例

平成26年3月25日

条例第7号

改正 平成28年3月29日条例第16号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により策定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を適正に推進するため、新座市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、計画の策定について調査審議すること。
- (2) 計画の実施状況の把握及び評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域福祉活動団体の代表者
- (2) 関係機関の代表者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。



3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第16号）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において新座市地域福祉計画推進委員会の委員である者の任期は、改正前の新座市地域福祉計画推進委員会条例第4条の規定にかかわらず、同日に満了する。

## 社会福祉法人新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画

### 推進委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を適正に推進するため、新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 会長の諮問に応じ、計画の策定について調査審議すること。
- (2) 計画の実施状況の把握及び評価に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 地域福祉活動団体の代表者
- (2) 関係機関の代表者
- (3) 学識経験者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画  
推進委員会名簿**

順不同、敬称略

構成	氏名	役職・所属団体等
地域活動団体 等関係者 (10名)	ハセガワ サカエ 長谷川 栄	新座市町内会連合会副会長
	ナミキ クニヨシ 並木 邦義	新座市老人クラブ連合会会長
	イシイ エイコ 石井 英子	社会福祉法人新座市障害者を守る会理事長
	サカモト ジュンコ 坂本 純子	NPO 法人新座子育てネットワーク代表理事
	アライ マ サコ 荒井 マサ子	新座市社会福祉協議会ボランティア団体協議会会長
	カゲヤマ セツオ 影山 節雄	新座市北部第二地区地域福祉推進協議会会長
	タカハシ ヤスコ 高橋 靖子	新座市南部地区地域福祉推進協議会会長
	ヤエガシ ケンゾウ 八重樫 謙三	新座市東部第二地区地域福祉推進協議会副会長
	シミズ ユキコ 清水 由紀子	新座市東部第一地区地域福祉推進協議会副会長
	ヤマダ ユキオ 山田 幸雄	新座市北部第一地区地域福祉推進協議会会長
関係機関 (3名)	スダ クニヒコ 須田 邦彦	新座市民生委員・児童委員協議会会長
	ソネ ケイコ 曾根 恵子	新座市東部第二高齢者相談センター所長
	ワカムラ カズオ 若村 和夫	新座市商工会副会長
学識経験者 (2名)	◎橋本 マサアキ ◎橋本 正明	社会福祉法人至誠学舎立川理事長 元立教大学コミュニティ福祉学部長
	○サトウ アキラ ○佐藤 陽	十文字学園女子大学人間生活学部人間福祉学科教授

◎は委員長、○は副委員長

## 2 検討委員会

### 第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画 策定検討委員会設置要綱

(平成28年5月2日市長決裁)

(設置)

第1条 社会福祉法（平成26年法律第45号）第107条の規定に基づく第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「第3次計画」という。）の策定に当たり、庁内の関係部局及び新座市社会福祉協議会の職員により必要な事項を検討するため、新座市事務分掌規則（平成21年新座市規則第16号）第3条の規定に基づき、第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画の問題点等の抽出及び検討に関すること。
- (2) 第3次計画の素案の作成に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員長は福祉部長をもって充て、副委員長は福祉部副部長をもって充てる。

3 委員は、市長が任命又は委嘱をする。

4 委員長は、委員会を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉部生活福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁のあった日から実施する。
- 2 この要綱は、第3次計画の策定の日その効力を失う。

### 第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画 策定検討委員会名簿

(平成28年5月2日市長決裁)

役職名	名 前	職 名
委員長	井上 裕	福祉部長
副委員長	鈴木 義弘	福祉部副部長兼子育て支援課長
委員	飯塚 剛彦	企画財政部企画課長
委員	金子 啓一	市民環境部リサイクル推進課長
委員	松崎 武志	市民環境部市民安全課長
委員	細沼 伊左夫	経済観光部副部長兼コミュニティ推進課長
委員	鳥之海 輝幸	経済観光部経済振興課長
委員	今村 哲也	福祉部生活福祉課長
委員	生田目 真一	福祉部障がい者福祉課長
委員	橋本 雄司	福祉部児童福祉課長
委員	一ノ関 知子	健康増進部副部長兼長寿支援課長
委員	新井 正人	健康増進部介護保険課長
委員	栗山 健司	健康増進部保健センター所長
委員	平野 静香	都市整備部まちづくり計画課長
委員	渡辺 哲也	教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長
委員	森 聖	学校教育部参事兼指導課長
委員	増子 義久	社会福祉協議会副局長兼総務課長
委員	石野 幸利	社会福祉協議会地域福祉課長
委員	宮寄 満	社会福祉協議会生活支援課長

順不同、敬称略

## 第2節 策定経過

開催年月日	議題及び配布資料
平成28年 6月10日 ～6月21日	「新座市の地域福祉に関するアンケート調査」実施
7月20日	<p>第1回第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定検討委員会</p> <p>(1) 第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定の基本方針について</p> <p>(2) 第3次新座市地域福祉計画策定に係る施策事業評価のまとめについて</p> <p>[配布資料]</p> <p>① 会議次第</p> <p>② 地域福祉計画策定検討委員会設置要綱</p> <p>③ 地域福祉計画策定検討委員会名簿</p> <p>④ 策定の基本方針</p> <p>⑤ 策定スケジュール</p> <p>⑥ 第3次新座市地域福祉計画策定に係る施策事業評価のまとめ</p>
8月5日	<p>第1回新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会</p> <p>(1) 第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画 諮問</p> <p>(2) 第2次計画までの振り返りと今後のスケジュールについて</p> <p>(3) 第2次計画の評価について</p> <p>[配布資料]</p> <p>① 会議次第</p> <p>② 地域福祉計画推進委員会条例</p> <p>③ 社会福祉法人新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱</p> <p>④ 地域福祉計画推進委員会名簿</p> <p>⑤ 今後のスケジュール</p> <p>⑥ 第2次計画評価結果まとめ</p> <p>⑦ 新座市の地域福祉に関するアンケート調査結果報告書（速報版）</p> <p>⑧ 意見シート</p>
8月10日	<p>第2回第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定検討委員会</p> <p>(1) 第3次計画原案について</p> <p>[配布資料]</p> <p>① 会議次第</p> <p>② 第1回推進委員会（報告）</p> <p>③ 第3次計画骨子（案）</p> <p>④ 意見シート</p> <p>⑤ 第3回計画策定検討委員会開催通知</p>

開催年月日	議題及び配布資料
8月23日	第3回第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定検討委員会 (1) 第3次計画原案について [配布資料] ① 市民アンケートまとめ(速報版) ② 第3次計画原案
9月28日	第2回新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会 (1) 第2次計画の評価結果まとめについて (2) 第3次計画の素案について [配布資料] ① 会議次第 ② 第2次計画評価結果まとめ(最終版) ③ 第3次地域福祉計画及び社会福祉協議会地域福祉活動計画(素案) ④ 意見シート
10月20日	第3回新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会 (1) 第3次計画の素案について (2) その他 ・パブリック・コメント手続条例の手続に準じた意見募集について [配布資料] ① 会議次第 ② 第2回会議意見に対する修正(案) ③ 新座市の地域福祉に関するアンケート調査結果報告書 ④ 意見シート
11月15日	第4回新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会 (1) 第3次計画素案について (2) その他 ・パブリック・コメント手続条例の手続に準じた意見募集について [配布資料] ① 会議次第 ② 第3回推進委員会の会議録 ③ 第3回会議意見に対する修正(案) ④ 第3次地域福祉計画及び社会福祉協議会地域福祉活動計画素案(意見募集案)
12月1日 ～12月15日	パブリック・コメント手続条例の手続に準じた意見募集
平成29年 1月26日	第5回新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会 (1) 第3次計画(素案)に対する意見について [配布資料] ① 会議次第 ② 第3次地域福祉計画及び社会福祉協議会地域福祉活動計画(素案)に対する意見一覧
2月17日	第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画答申



## 第3節 諮問・答申

### 1 諮問書

新生福発第993号  
新社協発第499号  
平成28年8月5日

新座市地域福祉計画推進委員会  
委員長 橋本 正明 様

新座市長 並 木 傑

社会福祉法人  
新座市社会福祉協議会会長 小 川 清

第3次新座市地域福祉計画及び新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画について（諮問）

本市では、平成24年2月に策定した「支え合い、つながり合い、安心があり、支え合いを支えるまち にいざ」を基本理念とする「第2次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってまいりました。

この間、社会情勢の変化等により地域福祉に求められるニーズは多様化し、自助、共助、公助が一体となった取組の必要性が再認識されています。

今後、新たな市民ニーズに応え、更なる地域福祉の推進のため、新たに平成29年度から平成33年度までを計画期間とする「第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定するに当たり、貴委員会の意見を求めます。

## 2 答申書

平成29年2月17日

新座市長 並 木 傑 様

社会福祉法人

新座市社会福祉協議会会長 小 川 清 様

第3次新座市地域福祉計画

第3次新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画

推 進 委 員 会 委 員 長 橋 本 正 明

第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画  
について（答申）

平成28年8月5日付け新生福発第993号及び新社協発第499号で諮問のあった標記の件について、委嘱を受けた15人の委員で協議を重ね、平成29年度から平成33年度までを計画期間とする「第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定するに当たり、当委員会の意見を取りまとめましたので、ここに答申いたします。





---

第3次  
新座市地域福祉計画  
新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画

平成29年3月

〔発行〕新座市／社会福祉法人 新座市社会福祉協議会

〔編集〕新座市福祉部生活福祉課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止 1-1-1

Tel : 048-424-9607 (直通)

Fax : 048-482-5221

e-mail : seifuku@city.niiza.lg.jp

社会福祉法人 新座市社会福祉協議会地域福祉課

〒352-0011 埼玉県新座市野火止 1-9-54

Tel : 048-480-5705 (代表)

Fax : 048-481-3488

e-mail : chiikifukushi@niizashakyo.or.jp

---

